

はじめに



昭和町は、甲府盆地のほぼ中央に位置し、南に世界文化遺産である富士山、北に八ヶ岳、西には南アルプスの山々を仰ぎ、地勢的には県内では唯一山地のない平坦な地形で、ゲンジボタルが自生する豊富な湧水などの水資源と潤いのある水辺環境や田園の緑など身近な自然に恵まれたまちであります。歴史的特徴として、平安時代の源義清ゆかりの歴史、戦国時代の「かすみ堤」などの釜無川治水事業の歴史、稲作を中心に県内有数の穀倉地帯として発展してきたことなどが挙げられます。

これらの自然に恵まれた環境や、本町の歴史、地域資源などを活かし、未来への魅力あふれるまちづくりに取り組んでいく必要があることから、本町では、これまで平成16年3月に緑のまちづくりを進める指針となる「昭和町緑の基本計画」を策定し、「山梨県緑化計画」や「昭和町都市公園条例」に基づき、押原公園や常永ゆめ広場などの公園整備を行い、地区への花の苗の配布や緑化団体への補助などにより緑化の推進を図ってきました。

平成28年4月から「昭和町第6次総合計画」を開始し、これを受けて「都市計画マスタープラン」と同時に本計画を策定しました。これらの上位・関連計画においても緑のまちづくりに関する施策は、計画の大きな柱となっています。

本計画は、「みんなで彩る緑と花があふれるまち」を将来像として、町民、事業者、行政などが連携・協働して、緑のまちづくりを進めていく指針や施策を定めたものであり、より多くの方々に、この計画の趣旨をご理解いただき、ご協力とご参画を願うものであります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案、慎重なご審議をいただきました策定委員をはじめ関係者の方々に対しまして、心からお礼を申し上げます。

平成30年3月

昭和町長 角野 幹男

目 次

序章 緑の基本計画について

1. 「緑の基本計画」の概要	2
(1) 「緑の基本計画」とは	2
(2) 計画の目的	2
(3) 計画の位置づけ	3
(4) 計画対象区域	3
(5) 目標年次	3
(6) 将来人口	4
(7) 計画の構成	4
2. 緑について	5
(1) 緑のはたらき	5
(2) 計画の対象とする緑	5
3. 計画策定の進め方	7

第1章 昭和町の緑の現況と課題

1. 昭和町の概況	10
(1) 位置・地勢	10
(2) 歴史的特性	10
(3) 自然特性	11
(4) 社会的環境	12
2. 昭和町の緑の現状	17
(1) 緑の現況	17
(2) 公園・緑地の現況	18
(3) その他の主要な緑の資源	22
(4) 緑の保全・緑化等の取り組み状況	24
3. 緑に関する住民等の意向	27
(1) 住民ワークショップの主な意向	27
(2) アンケート調査での住民等の意向	28
4. 緑のまちづくりに向けた課題	30

第2章 昭和町の緑の将来像と目標

1. 緑の将来像と基本理念	36
2. 計画の基本方針	37
3. 計画の目標	38
(1) 都市公園の整備目標	38
(2) 緑化の目標	39
(3) まちの庭づくりと人づくりの目標	40
4. 水と緑のネットワーク構造	41

第3章 緑のまちづくり方針

■ 施策の体系	44
1. ふるさとの自然と緑の風景を守り、活かす	45
【守る緑】 自然環境・景観の保全と活用の方針	
(1) 豊かな水辺の環境や貴重な生態系を守り、育む	45
(2) 農地の緑を守り、活かす	46
(3) 身近な緑の資源を守り、活かす	46
(4) 緑と重なる山なみの眺望景観を守り、活かす	47
(5) 歴史文化を伝える緑の資源を守り、活かす	47
2. 豊かな暮らしを支える緑の基盤を創り、結ぶ	49
【創る緑】 公園・緑地の創出とネットワーク方針	
(1) 地域のシンボルとなる公園を創る	49
(2) 暮らしに身近な公園や広場を充実する	49
(3) 安心・安全に配慮した公園・緑地を創る	50
(4) 既存の公園・緑地の魅力を高める	50
(5) 緑のつながりを創る	51
3. 緑と花があふれるまちなみを創る	53
【彩る緑】 都市緑化の方針	
(1) 緑と花が彩る拠点づくりを推進する	53
(2) 特色ある緑化による水と緑と花の回廊を創る	53
(3) 地域の拠点となる施設の緑化を進める	54
(4) 地域特性に配慮した緑化を促進する	55
4. 緑を育む人づくりや仕組みを充実する	57
【育む緑】 水と緑と花のまち育成方針	
(1) 住民等の主体的な緑のまちづくり活動を促進する	57
(2) 緑の普及・啓発活動を進める	57
(3) 緑を守り・育む仕組みを充実する	58

第4章 地域別緑のプラン

■ 地域別緑のプランについて	60
1. 北部地域	61
(1) 緑の特性と課題	61
(2) 緑のまちづくり方針	61
2. 中央地域	63
(1) 緑の特性と課題	63
(2) 緑のまちづくり方針	63
3. 西部地域	65
(1) 緑の特性と課題	65
(2) 緑のまちづくり方針	65

第5章 計画の実現に向けて

1. 協働による緑のまちづくりの推進 68
 - (1) 協働による緑のまちづくりの考え方 68
 - (2) 住民参加の促進と活動のネットワーク 69
 - (3) 計画の推進を支える体制づくり 70
2. 先導的な緑のまちづくりの推進 71
3. 緑の基本計画の効果的な運用 73
 - (1) 「緑の基本計画推進プログラム」に基づく計画の推進... 73
 - (2) 国、県、周辺都市との連携による計画の推進..... 73

■ 参考資料

1. 策定経過 76
 2. 住民ワークショップの概要 77
 - (1) 住民ワークショップの概要 77
 - (2) 住民ワークショップメンバー名簿 77
 3. 緑の基本計画策定メンバー 78
 - (1) 策定委員会名簿 78
 - (2) 庁内検討会議名簿 79
 - (3) 事務局名簿 79
 4. 用語解説 80
-

序章

緑の基本計画について



序章 緑の基本計画について

1. 「緑の基本計画」の概要

(1) 「緑の基本計画」とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、次のような特色があります。

■緑の基本計画の特色

●昭和町の緑のまちづくりに関する総合的な計画です

本計画は、都市公園の整備や緑地の保全に限らず、公共施設や民有地の緑化推進、緑の普及・啓発活動や景観の保全など、緑のまちづくりに関する総合的な計画として策定します。

●昭和町の特성에応じて、町民の意見を反映し策定する計画です

本計画は、法律（都市緑地法）に基づく計画ですが、広く町民の意見を反映しながら、町の創意により策定する計画です。

●住民・事業者・行政等の連携と協働による、緑のまちづくりに取り組む指針となります

緑豊かであるおおいあるまちづくりの推進に向けては、多くの人の理解と協力が必要であり、本計画は、住民・事業者・行政等の連携と協働による、緑のまちづくりに取り組む共通の指針としての役割をもちます。

(2) 計画の目的

昭和町は大きな山や河川はありませんが、豊かな水の恵みと東花輪川（山伏川）などの水辺空間、社寺林や屋敷林、桜並木、農地の緑と田園景観、富士山をはじめ甲府盆地を囲む山々の眺望景観、ヒバリやホタルなどの身近な自然や緑と良好な関係を保ちながら発展してきました。

こうした身近な自然は、暮らしにうるおいとやすらぎを与えてくれるだけでなく、大気の浄化や酸素の放出、風雪や日照などの気候の緩和、郷土の美しい景観の形成、動植物の生息環境、災害から人や町を守るなど、様々なはたらきがあり、私たちの生活に重要な役割を果たしています。

本町は、急速に市街化が進む一方、住民の生活においては少子高齢社会の進展やライフスタイルの変化や多様化、自然や景観への意識の高まりなどを背景に、「生活の質（クオリティ）」と豊かさへの希求が高まり、緑に対する価値観も変わりつつあります。

本町は、これまで「山梨県緑化計画」（平成26年3月）、「昭和町緑の基本計画」（平成16年3月）、「昭和町都市公園条例」（平成4年12月）などに基づき、公園の整備や緑化の推進を図ってきました。

平成28年3月には「昭和町第6次総合計画」を策定し、これを受けて平成30年3月に「昭和町都市計画マスタープラン」を策定しましたが、これらの上位・関連計画においても、緑のまちづくりに関する施策は計画の大きな柱となっています。

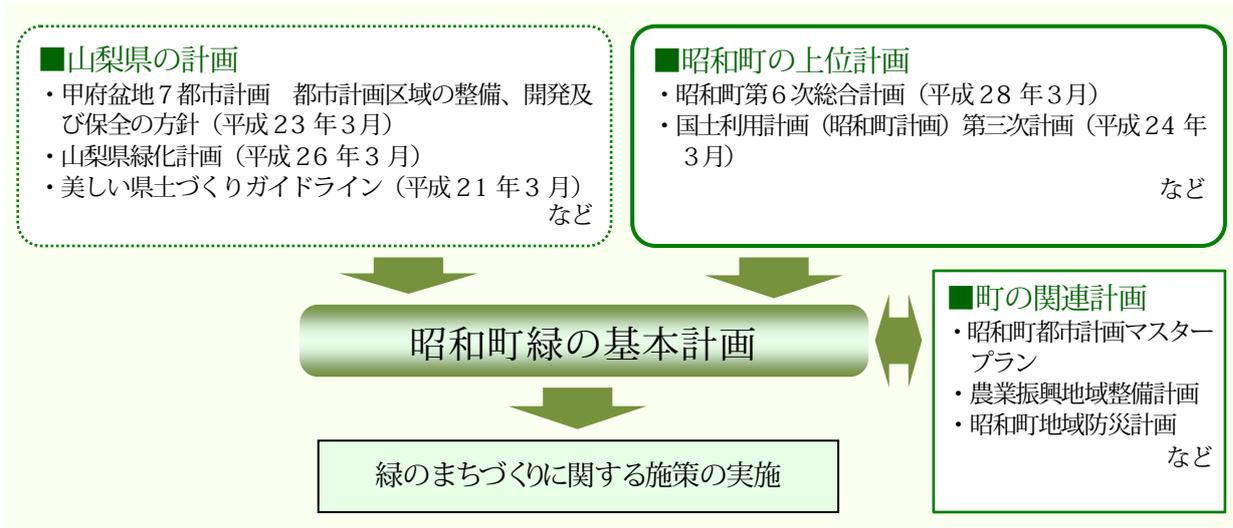
本計画は、住民をはじめ本町に関わる全ての人々にとって「緑は共有すべき社会資本」であり、「共有の資産」であるという考え方のもと、生活の豊かさをより実感できる水と緑に包まれたうるおいあるまちづくりを目指し、総合的、計画的な施策を推進するための指針として策定することを目的とします。

③計画の位置付け

「昭和町緑の基本計画」は、本町の上位計画である「昭和町第6次総合計画」に即した緑のまちづくりに関する基本計画として位置づけられます。

計画の推進にあたっては、これらの上位計画をはじめ、下図に示す山梨県の計画や「昭和町都市計画マスタープラン」をはじめとした昭和町の関連計画相互の施策を連携させることにより、計画の実効性を高めていきます。

■計画の位置付け



④計画対象区域

本町は、全域が都市計画区域であるため、本計画の対象区域は町域全域 (面積908ha) とします。

⑤目標年次

本計画の目標年次は、「昭和町第6次総合計画」及び「昭和町都市計画マスタープラン」と整合を図るため、概ね20年後の平成47年 (2035年) とし、中間年次も、おおむね10年後となる平成37年 (2025年) とします。

- 目標年次：平成47年度 (2035年)
- 中間年次：平成37年度 (2025年)

なお、本計画は、社会経済環境の変化や国及び県の施策の変更など、昭和町の緑のまちづくりの方向性に大きな変化が生じた時には、必要に応じて計画の見直しを行います。

⑥)将来人口

本計画の計画目標（数値目標）の設定にあたり、前提となる将来人口は、「昭和町第6次総合計画」に基づき次のように設定します。

■将来人口の設定

	平成 27 年 （2015 年）	平成 37 年 （2025 年）	平成 47 年 （2035 年）
総人口	19,505 人*	21,500 人	21,900 人

注) *平成 27 年は実績値

⑦)計画の構成

本計画は、昭和町の目指す緑のまちづくりの将来像や計画の目標を「緑の将来像」として設定し、その実現に向けた緑の保全・創造・育成に関する計画（施策）を示すとともに、地域の特性に応じた緑のまちづくり方針を示します。

また「計画の推進に向けて」では、計画を推進していくため、住民・事業者・行政等の協働による緑の具体的な取り組み等について示しています。

■計画の構成

■緑の将来像と目標

- 緑の将来像と基本理念
- 計画の基本方針
- 計画の目標
- 水と緑のネットワーク構造



■緑のまちづくり方針

- 緑の保各方針（自然環境・景観の保全と活用の方針）
- 緑の創造方針（公園・緑地の創出とネットワーク方針）
- 緑化の方針（都市緑化の方針）
- 緑の育成方針（水と緑と花のまち育成方針）



■地域別緑のプラン

- 北部地域
- 中央地域
- 西部地域



■計画の実現に向けて

2. 緑について

(1) 緑のはたらき

緑は、次に示すような様々なはたらきをもっており、私たちの心、生活、地域やまち全体に深く関わっています。こうした緑のもつ役割を再認識し、大切に守り育てていく必要があります。

■緑のはたらき

- 空気をきれいにし、気候を和らげ酸素を放出するはたらきがあります (気候の緩和機能)
- 様々な生き物たちの生息・生育の場を与えています (自然生態系の維持機能)
- 災害からひとやまちを守るはたらきがあります (防災機能)
- 自然とのふれあい・レクリエーション活動の場を与えてくれます (レクリエーション機能)
- 美しい景観をつくり、生活にやすらぎとうるおいを与えてくれます (景観形成機能)
- 米、果樹・穀物・野菜等の食糧や花などの生産の場としてのはたらきがあります (生産機能)

(2) 計画の対象とする緑

大切な緑は守り、新たに創り(増やす)、育てていくことを目的に、本計画では、日常生活で私たちの目にふれる次のような「緑」を対象とします。

■計画の対象とする緑



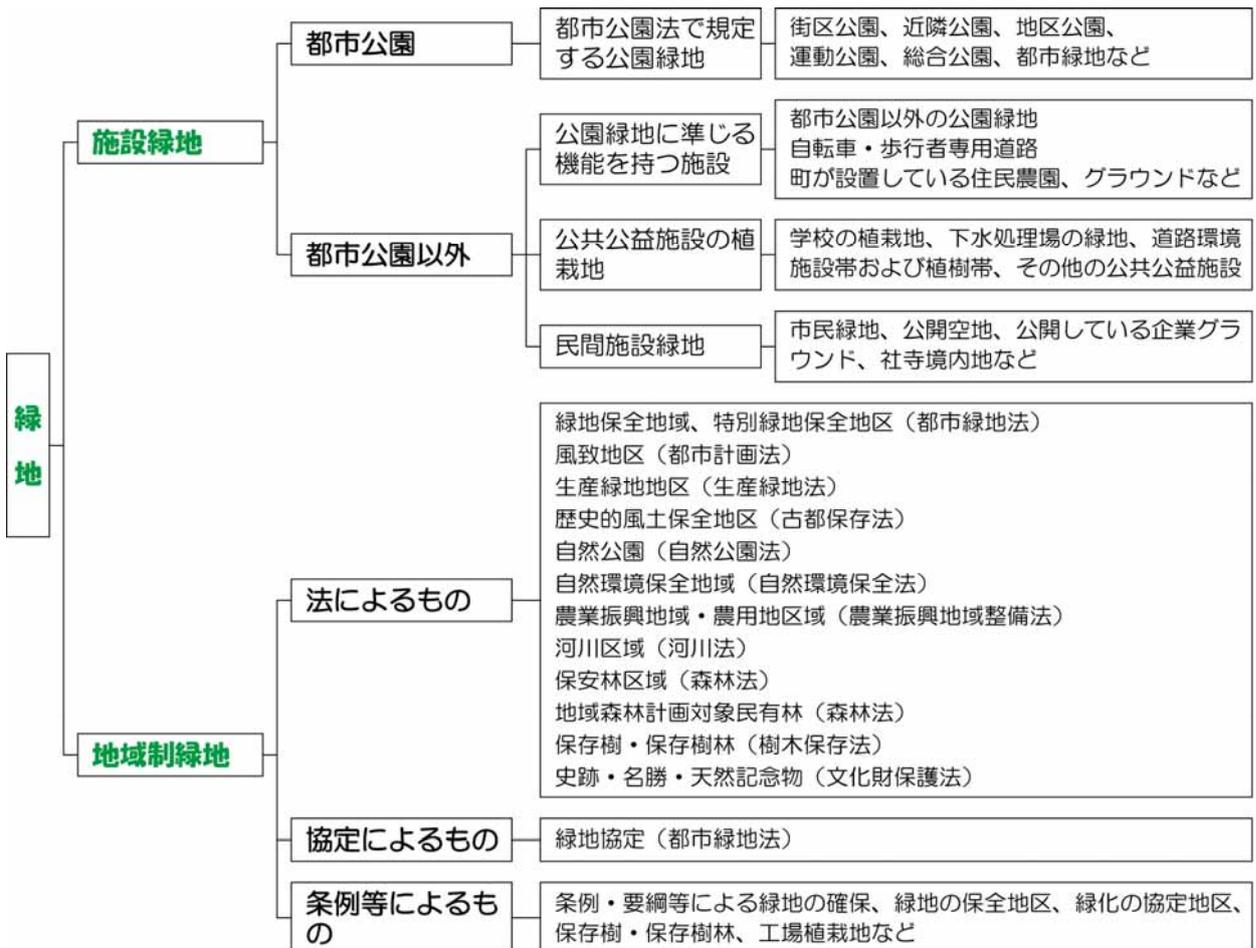
参考)緑地の定義と区分について

本計画では、私たちが日常目にする「緑」のうち、次に示すように都市公園など、施設として利用されている緑（施設緑地と呼んでいます）と、法律や条例などにより一定の永続性が確保されている緑（地域制緑地と呼んでいます）を「緑地」として定義しています。

■ 「緑地」の定義



■ 「緑地」の分類



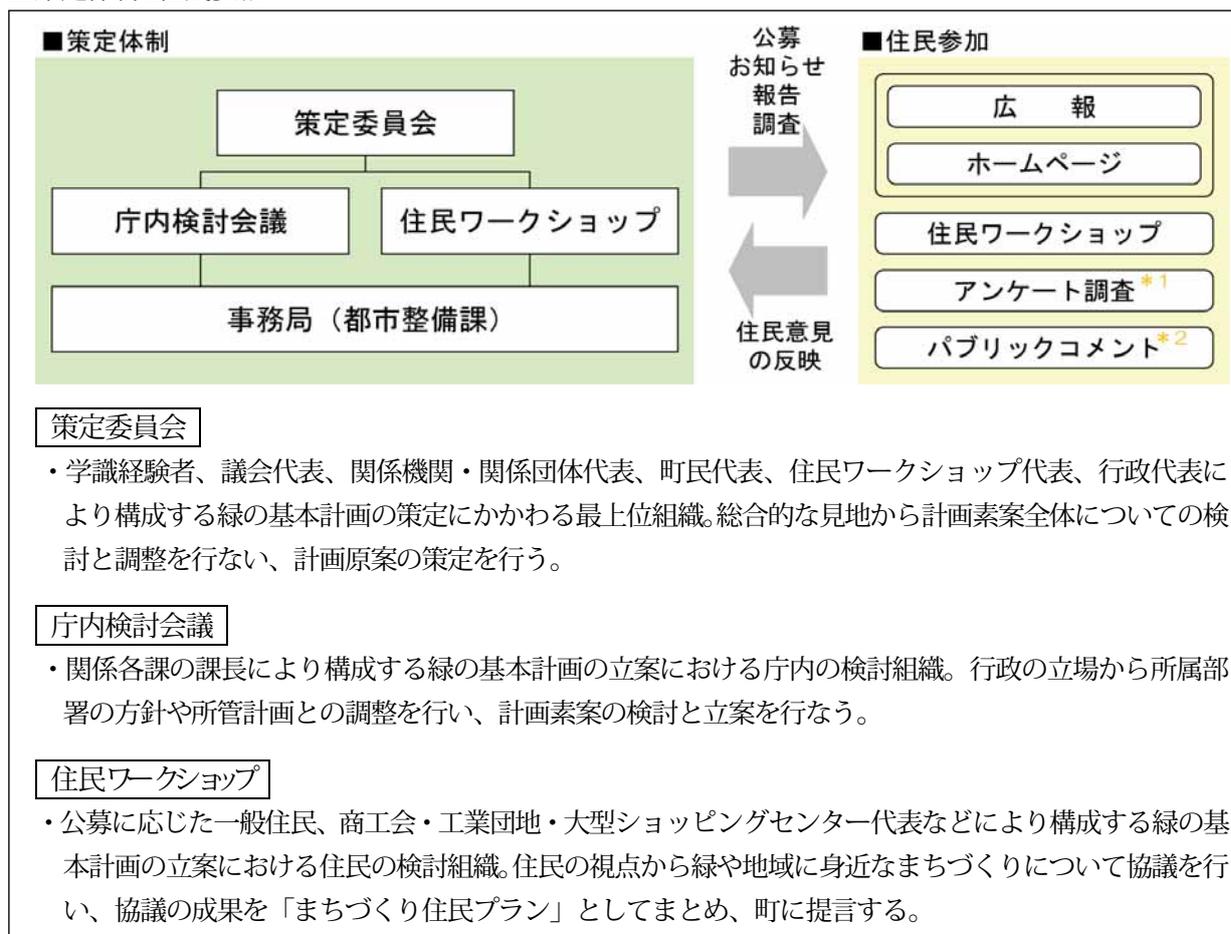
注) *ここでの分類は、緑の基本計画としての一般的な分類であり、細目の中には本計画では対象としていないものも含んでいます。

3. 計画策定の進め方

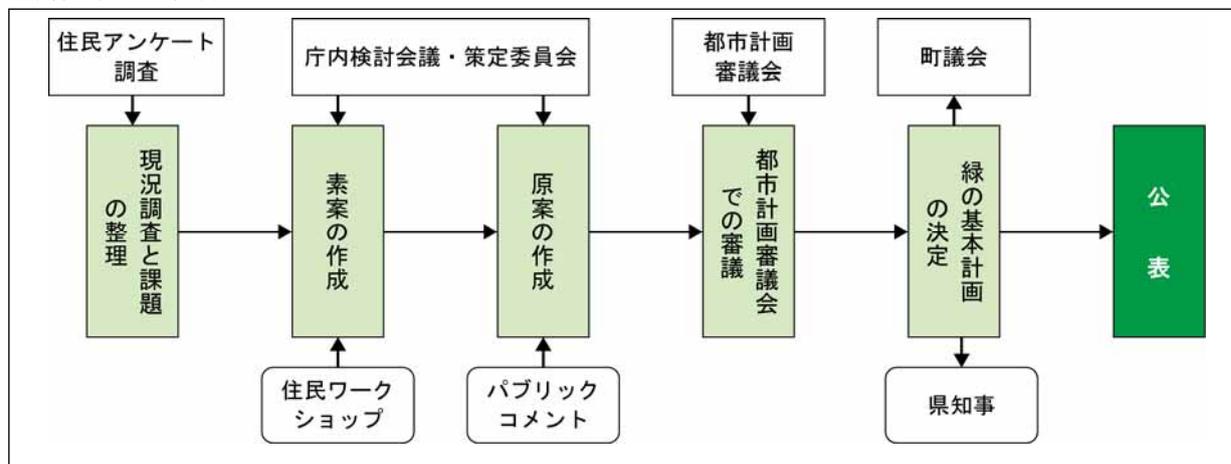
計画の策定にあたっては、同時に策定した「昭和町都市計画マスタープラン」とともに、住民や企業への「アンケート調査」の実施や「住民ワークショップ」の開催、「パブリックコメント」の実施など、計画づくりの初期の段階から様々な住民意向の把握と反映に努めながら、次のような体制と手順で策定を進めました。

なお、「住民ワークショップ」は、平成28年5月～11月にかけて計5回開催し、「まちづくり住民プラン」が提言されました。

■策定体制と住民参加



■計画策定の手順



注) *1 アンケート調査は、住民、企業、通勤者を対象に3種類の調査を実施しました。
*2 パブリックコメント：緑の基本計画のように、行政計画などの立案段階において、原案を公表し、一般住民から意見を募り、その上で意思決定を行う住民説明・住民参加の手続きのこと。



第1章

昭和町の緑の現況と課題



第1章 昭和町の緑の現況と課題

1. 昭和町の概況

(1) 位置・地勢

本町は、甲府盆地の中心に位置する田園都市で、広域的な交通条件に恵まれた利便性の高い町です。

昭和町は、東京から120km圏、山梨県の中央部、甲府盆地の中心に位置し、東は甲府市に、北は甲斐市に、南は中央市に、西は南アルプス市に隣接する面積9.08km²の県内では最も行政区域面積の小さい町です。

地勢的には、町の西方を釜無川が流れ、町全体が釜無川扇状地上の平坦な地形となっており、古くから豊かな水の恵みを利用して、穀倉地帯として発展してきました。

また、町の北部に中央自動車道（甲府昭和IC）、国道20号（甲府バイパス）が横断し、幹線道路網も整備され、JR身延線の2つの駅が位置するなど、広域的な交通条件に恵まれた町です。



(2) 歴史的特性

本町の歴史的特性としては、平安時代の源義清ゆかりの歴史、戦国時代の「霞堤」などの釜無川治水事業の歴史、江戸時代の駿州往還の宿町や寺子屋、県内有数の穀倉地帯として発達してきた歴史性などがあげられます。近年は、都市化の進展に伴い飛躍的な発展を遂げてきています。

本町の歴史は古く、平安時代の後期から現在のまちの基礎となる集落や荘園が形成され、稲作を中心とした純農村地域として、また、県内有数の穀倉地帯として発達してきた歴史があります。

歴史的な特徴としては、平安時代の源義清ゆかりの歴史、戦国時代の「霞堤」などの釜無川治水事業の歴史、江戸時代の駿州往還の宿町や寺子屋などが挙げられます。

昭和46年に町制を施行して現在の昭和町となりましたが、その後は、中央自動車道の開通、2つの工業団地（国母工業団地、釜無工業団地）の整備と企業進出、土地区画整理事業などの都市基盤整備の推進、大型ショッピングセンターの立地など、急速に都市化が進展し、飛躍的な発展を遂げてきました。

県都甲府市に近く利便性も高いことから宅地化の進行が著しく、県内の多くの都市が人口減少しているなかであって、現在も県内有数の人口増加を続けています。

<昭和町の沿革>

昭和町の沿革としては、江戸時代における西条ほか11か村が、明治維新後、村合併により、西条村、押原村及び常永村の3か村となり、昭和17年7月、さらにこの3か村がひとつとなって、現在の町の母体となる昭和村が誕生しました。

その後、甲府市近郊の都市として人口が増加し、昭和46年4月に昭和町となり、現在に至っています。

(3) 自然特性

本町は、県内で唯一山地がなく、全域が釜無川氾濫原の平坦な扇状地形であるため、雄大な自然的資源はみられません。穏やかな気候に豊かな水資源と潤いある水辺環境、社寺林や屋敷林、田園の緑、山なみの優れた眺望景観など、身近な自然が多く分布しています。

1) 気候風土

本町の気候は、盆地特有の内陸性気候のため、夏季と冬季の気温差、昼と夜の気温差が比較的大きく、冬は季節風が強いものの降雪は少なくなっています。また、年間降水量はやや少なく日照時間が長いなど、県内では年間を通して比較的穏やかな気候風土となっています。

2) 地 形

本町は、山地や丘陵地はなく、町の西方を流れる釜無川によって形成されたゆるやかな扇状地で、全体的に平坦な地形となっています。そのため、町内には大きな河川はなく幾筋もの中小河川や水路が流れています。

地質は、砂礫を主体に砂・粘土を含んだ未固結の沖積堆積物で、層厚は概ね 20m以下となっています。

3) 水系・水環境

本町は富士川水系の2つの河川流域（釜無川流域、笛吹川流域）に属しています。

本町の主な河川としては、常永川、清川排水路（大川）、東花輪川（山伏川）、渋川、鎌田川の5つの河川が流れ、常永川は釜無川へ、その他の河川は笛吹川に流入しています。

西条地区には、釜無川の地下水を水源とする昭和浄水場や11箇所の源泉があり、甲府盆地深層熱水温泉帯に属しているため、温泉が湧出するなど、水資源に恵まれています。

東花輪川（山伏川）をはじめ、これらの河川の多くは扇状地の伏流水が湧出してできた河川であるため、比較的水がきれいな水辺空間が多くなっています。

これらの水辺や自然環境の保全を図るため、本町では自然生態系に配慮した河川や水路の整備、小学校におけるビオトープの整備、自然学習の場の確保などに努めています。

4) 眺 望

本町全域が平坦な地形であることから、富士山や御坂山地、南アルプス、ハヶ岳、秩父山地、大菩薩連嶺など、甲府盆地を囲む山なみの眺望が開け、本町の景観の大きな特色となっています。

5) 動植物

本町は山林がないため、社寺林（妙福寺のクロマツ、本妙寺・妙源寺のイチヨウなど）や屋敷林を除きまとまった樹林地は少なく、自然的植生は河川敷や湿地など水辺の植物群が中心となっています。

鎌田川流域は、かつては、生息するゲンジボタルが天然記念物に指定されるなど、豊かな水辺環境を有していましたが、開発による生息地の減少や生活雑排水などの影響により、ホタルの生息環境は悪化し、その維持が懸念されています。現在、ホタルの幼虫の放流や育成活動、花しょうぶの植栽など、水辺環境の保全や自然生態系の再生の取り組みが行われています。

また、かつてはヒバリが多く見られ、町の鳥にも指定されていますが、麦畑の減少等に伴いその数も減少しています。

(4) 社会的環境

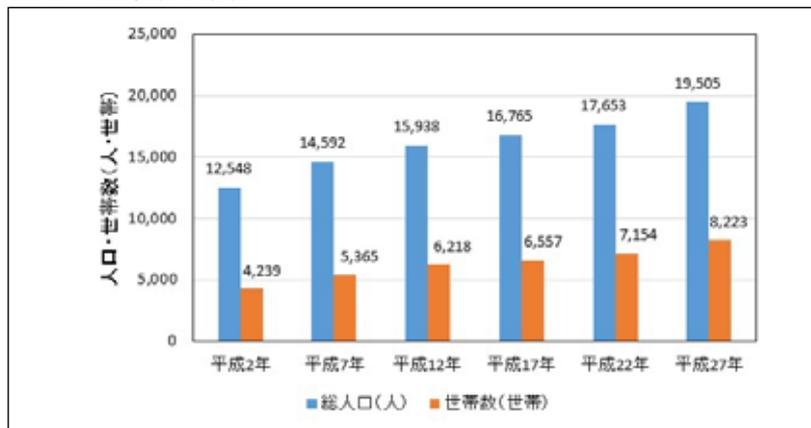
1) 人口・世帯等の動向

人口・世帯数は、これまで一貫して増加を続けており、高齢者人口比率が低く、若い世代の多い町です。

本町の人口・世帯数は、平成27年10月1日現在、総人口19,507人、8,223世帯で、これまで一貫して増加を続けており、県内有数の高い人口増加率となっています。

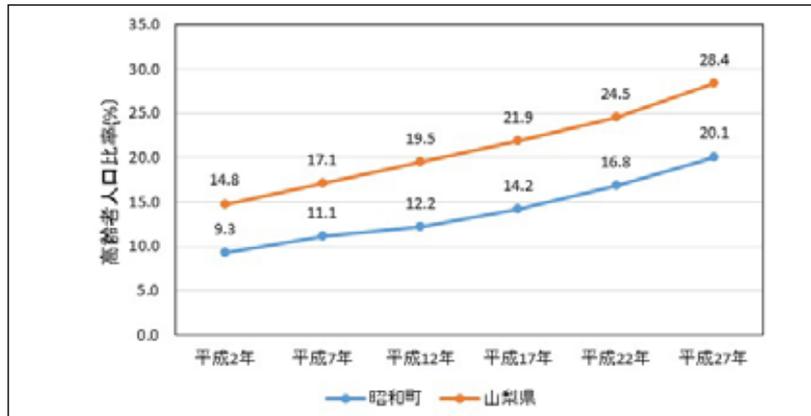
また、県内では高齢者人口の比率が低く、年少人口の比率が高いことから、若い世代が多い町といえますが、少子・高齢化や核家族化は着実に進行しています。

■人口・世帯数の推移



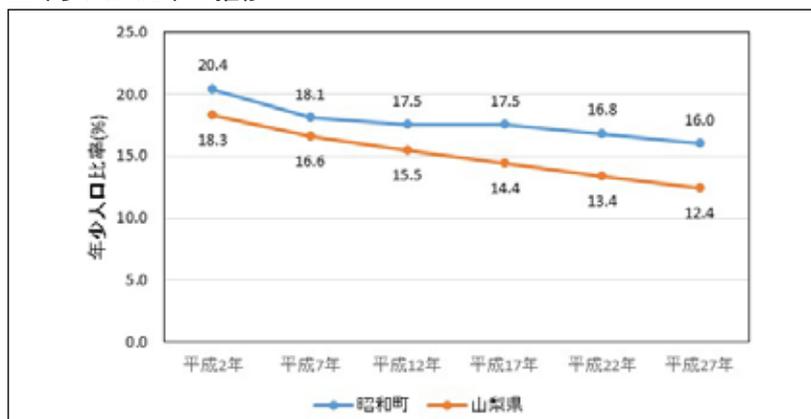
[資料：国勢調査]

■高齢者人口比率の推移



[資料：国勢調査]

■年少人口比率の推移



[資料：国勢調査]

2) 産業の概況

本町は、農業のまちから工業のまちとして発展してきましたが、今日では商業などの第3次産業が中心となっています。

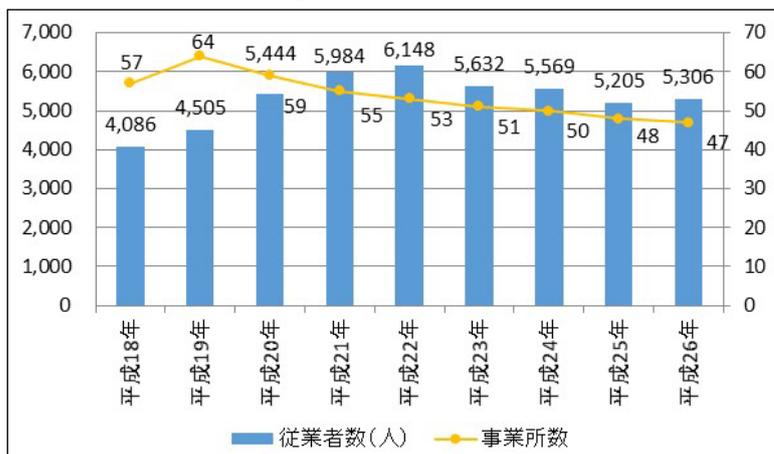
①工業(製造業)

本町は、県内最大規模の国母工業団地、釜無工業団地の2つの工業団地が整備されており、各種製造業が集積しています。

従業者数は平成18年から増加傾向にありましたが、平成22年をピークに減少傾向に転じています。

事業所数は平成19年をピークに減少が続いています。

■事業所数、従業者数の推移



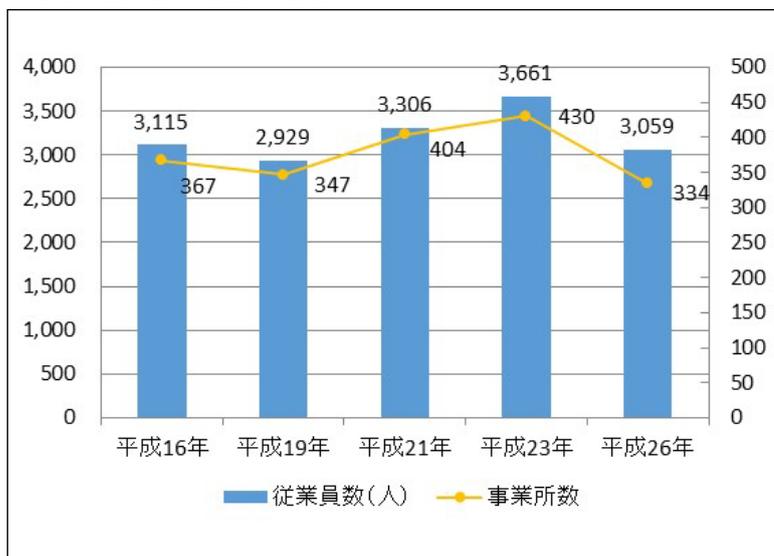
[資料：工業統計調査（4人以上製造事業所対象）]

②商業

本町の商業は、土地区画整理事業などによる近年の人口増加、幹線道路沿道型商業施設や大型ショッピングセンターをはじめとした商業業務施設の立地が進み、事業所数、従業者数、年間販売額ともに増加してきましたが、近年は減少傾向となっています。

主な商業業務施設は、中央自動車道甲府昭和 IC 周辺、国道20号や昭和バイパスの沿道、常永土地区画整理事業地などに集積しています。

■事業所数、従業者数の推移



[資料：商業統計調査、平成21年のみ経済センサス基礎調査]

3) 土地利用の状況

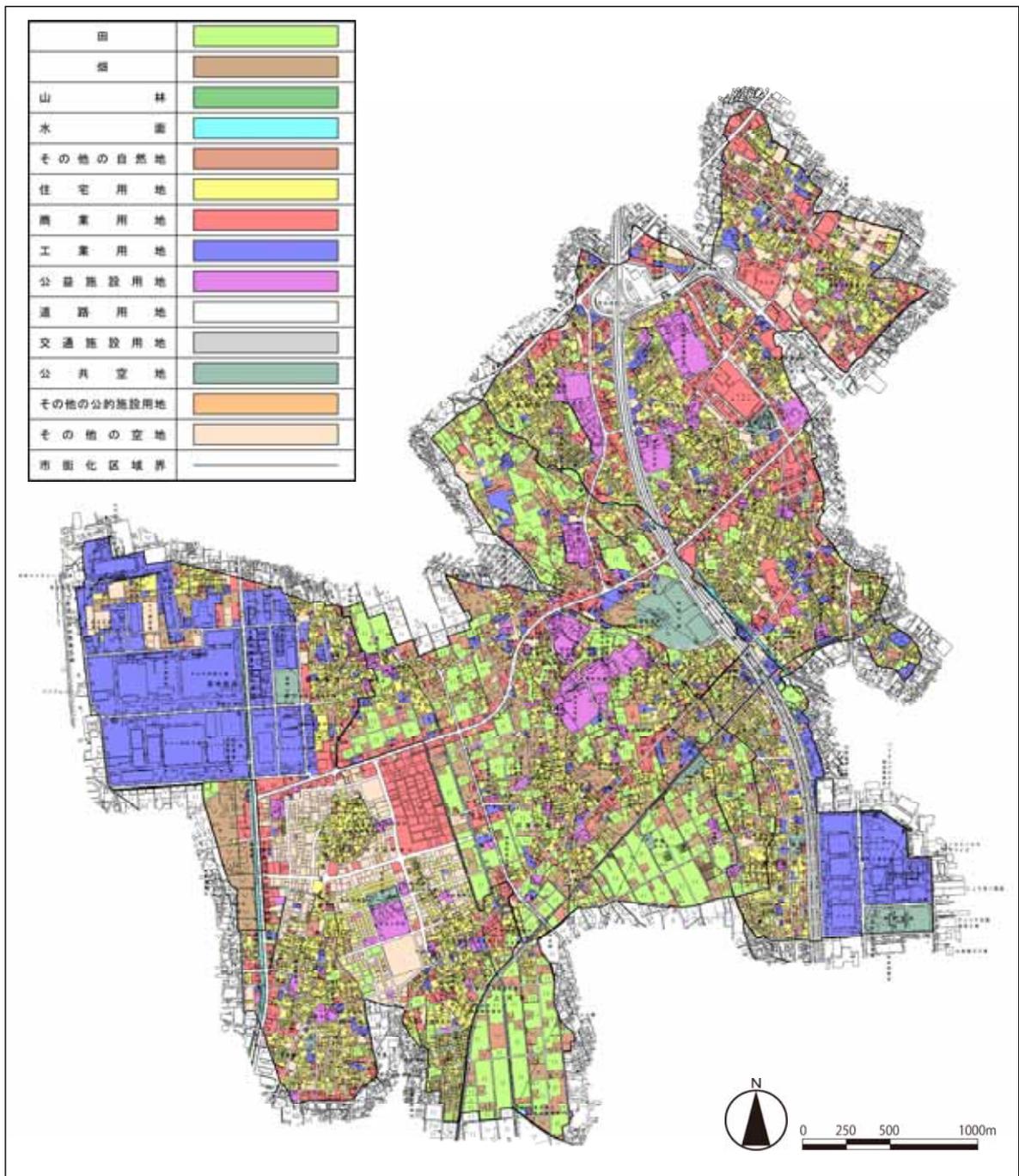
本町の土地利用は、8割近くが都市的土地利用で、コンパクトな都市構造となっています。また、町域全体が都市計画区域であり、約6割が市街化区域に指定されています。

① 土地利用の現況

本町の土地利用は、総面積約914.5ha*のうち、8割近くが宅地などの都市的土地利用で、コンパクトな都市構造となっています。

町の北部から東部にかけての地域や西部地域は市街化区域で、市街地が形成されており、中央部は、市街化調整区域で、農地と古くから形成された集落地となっています。

■ 昭和町の土地利用現況



〔出典：都市計画基礎調査（平成24年12月）〕

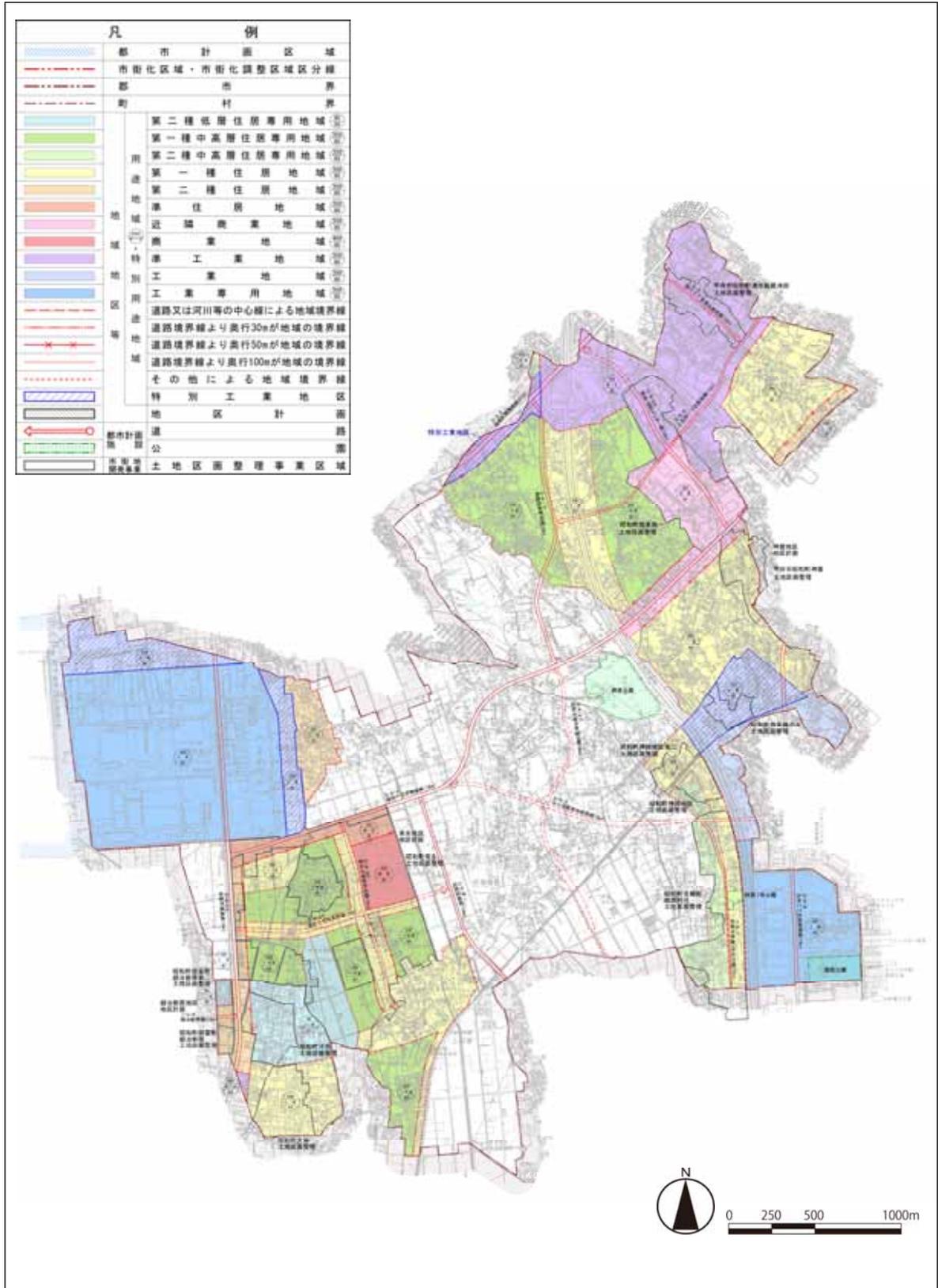
注) *町域面積は、平成26年10月1日に国土地理院の計測精査により、908haに変更となっていますが、ここでは、平成24年12月の都市計画基礎調査の数値を用いて記述しています。

②都市計画の指定状況

本町は、行政区域全域が甲府都市計画区域に指定されており、都市計画区域の約6割が市街化区域に指定されています。

市街化区域の用途地域については、住居系用途地域が約32%、工業系用途地域が約26%指定されています。市街地整備では土地区画整理事業が12地区、地区計画が3地区、都市施設では都市計画道路が計16路線、都市公園が5箇所、計画決定されています。

■都市計画の指定状況



4) 道路・交通網の現況

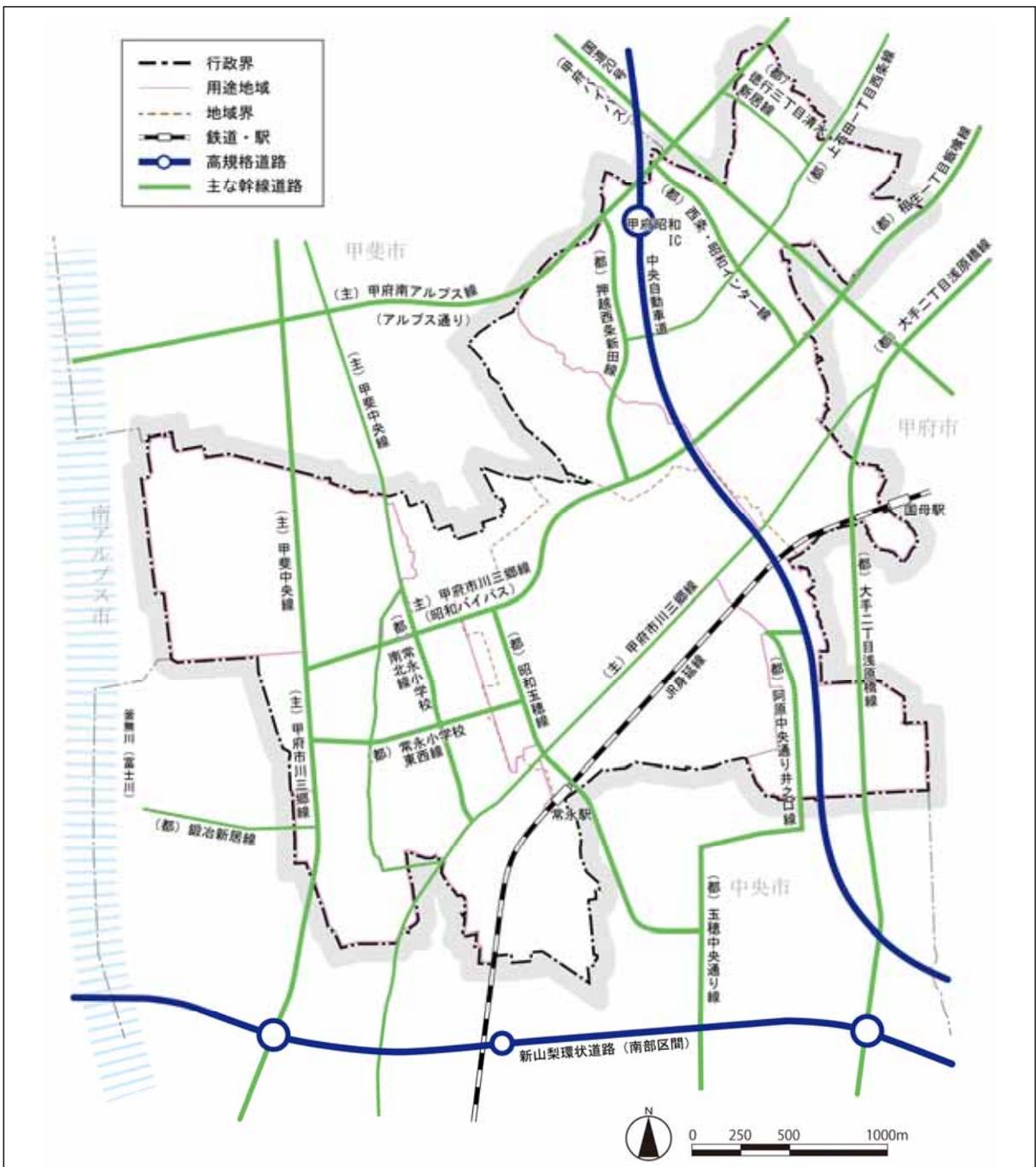
本町は、中央自動車道(甲府昭和IC)、国道 20 号をはじめとする広域的な交通アクセス条件に恵まれています。また、町内の幹線道路網も整備が進んでおり、JR身延線の2駅が立地するなど、交通利便性の高い町です。

本町は、中央自動車道(甲府昭和IC)、国道20号、JR身延線の国母駅と常永駅が立地し、南方に近接して新山梨環状道路(南部区間)が通るなど、広域的な交通アクセス条件に恵まれています。

また、町内の幹線道路網の整備も進んでおり、(主)甲府市川三郷線(昭和バイパス)をはじめ、(主)甲府南アルプス線(アルプス通り)、(都)大手二丁目浅原橋線、(主)甲斐中央線、(主)甲府市川三郷線などの路線が本町の骨格道路網を形成しています。

今後、リニア中央新幹線山梨駅の開業を見据えた交通網の充実・強化を図り、更なる交通利便性の向上が期待されています。

■ 道路・交通網の現況



2. 昭和町の緑の現状

(1) 緑の現況

1) 緑の量

本町の緑の量は、町域面積の約 26%を占めており、このうち農地が約 21%となっています。

本町の自然的土地利用（農地、河川等）と公園・緑地等を含めた緑の総量は約 236ha で、町域面積の約 26%を占めており、このうち農地が町域面積の約 21%を占めています。

■町全体の緑の量

区 分		面積(ha)	比率(%)	摘 要	
緑の量	自然的 土地利用	農 地	189.2	20.7	
		水面・河川等	7.0	0.8	
		その他の自然地	17.8	1.9	
	小 計	214.0	23.4		
	公園・緑地等*	22.4	2.5	都市公園、その他の公園	
計	236.4	25.9			
公園・緑地以外の都市的土地利用		678.1	74.1	宅地、道路、公共施設等	
合 計(町域面積)		914.5	100.0		

[資料：都市計画基礎調査（平成 24 年 12 月）、町面積は平成 26 年 9 月現在の数値]

注) *公園・緑地等の面積は、都市計画基礎調査（平成 24 年 12 月）及び町都市整備課資料より算出（グラウンド等の公共空地は除く）。

2) 農地の現状

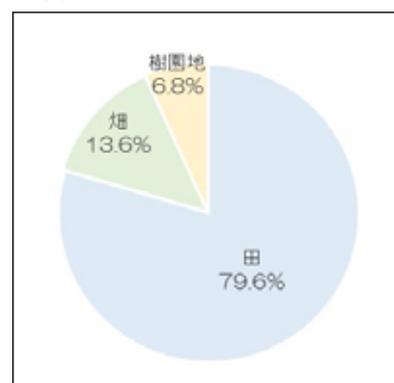
農家数、経営耕地面積ともに大幅に減少しており、耕作放棄地も増加しています。

本町は、かつては県内有数の穀倉地帯といわれ、稲作が主要産業でしたが、近年は、ナス、キュウリ、イチゴなどの施設野菜及び露地野菜を中心とした都市近郊型農業が展開されています。

平成 12 年から平成 22 年までの推移をみると、農家数、経営耕地面積ともに大幅に減少しており、耕作放棄地も増加しています。こうした背景には、農業就業者の高齢化、後継者不足など、農業をめぐる厳しい経営環境があります。

近年は、農産物の直売、観光農園、住民農園、小学校での農業体験学習など、農業活性化に向けた取り組みが進められています。

■農地の内訳



[資料：農林業センサス（平成 22 年）]

■農家数、経営耕地面積の推移

年 次	農家数(戸)		耕地面積(ha)		
	総 数	専業農家数	兼業農家数	経営耕地面積	耕作放棄地
平成 12 年	416	48	368	189.4	10.7
平成 17 年	400	45	355	136.7	3.0
平成 22 年	350	42	308	104.4	5.1

[資料：農林業センサス（平成 22 年）]

3) 市街地・集落地の緑の現状

町中央部の農業集落地域に比べて、全体的に市街地内の緑が不足しています。

市街地については公園や広場、街路樹、河川、大規模商業施設、工場等の植栽地の緑が見られますが、町中央部の農業集落地域に比べて、全体的に緑が不足している状況です。

町中央部の農業集落地域では、農地をはじめ、社寺林、屋敷林、生け垣、大木・古木などの身近な緑が見られます。

街路樹、公園や学校などの公共施設については、県の緑化基準に基づく緑化を行ない、適正な維持管理に努めているほか、各地域において、生け垣などの庭先緑化、ポケットパーク・道路・まちかどの花植えといった住民の自主的な緑化活動が行われています。

(2) 公園・緑地の現況

1) 都市公園等の現況

町内に、都市公園は5箇所(面積約 15.75ha)整備されていますが、住民一人当たりの都市公園面積は標準を下回り、基幹的な都市公園が不足している状況です。

都市公園法に基づく都市公園は、市街化区域は4箇所、総面積 7.86ha、市街化調整区域は1箇所、面積 7.89ha の計5箇所、総計 15.75ha であり、いずれも整備済みとなっています。

一方、町全体における住民一人当たりの都市公園面積は平成 27 年現在 8.07 m²、市街地における住民一人当たりの都市公園面積は 5.32 m²であり、昭和町都市公園条例に定める都市公園の住民一人当たりの標準敷地面積 10 m²以上を下回っています。近年、特に市街地に集中する人口増加傾向を踏まえると、基幹的な公園である都市公園が不足している状況です。

■都市公園の整備状況

区 分	都市公園		住民一人 当たり面積 (m ²)	摘 要
	数 (箇所)	面積 (ha)		
市街化区域	4	7.86	5.32	・西条・彩の広場、阿原1号公園、国母公園、常永ゆめ広場 ・住民一人当たり面積は市街地の都市公園総面積÷市街化区域人口
市街化調整区域	1	7.89	—	・押原公園
町全体	5	15.75	8.07	・住民一人当たり面積は都市公園総面積÷総人口

[資料：都市公園面積—昭和町都市整備課資料、人口—国勢調査、市街化区域人口—都市計画基礎調査(平成 24 年 12 月)]

■都市公園の整備水準

区 分	住民一人あたりの都市公園面積
昭和町	8.07 m ² /人
山梨県平均	10.6 m ² /人
全国平均	10.2 m ² /人

[資料：都市公園データベース(都道府県別一人当たり都市公園等整備現況、平成 27 年 3 月現在、国土交通省都市局公園緑地・景観課)]

■昭和町の都市公園一覧

番号	公園名	地区名	面積 (㎡)	
			市街化区域	市街化調整区域
I	西条・彩の広場	西条一区	10,152.35	
II	阿原1号公園	紙漉阿原	5,390.09	
III	押原公園	押越		78,861.44
IV	国母公園	紙漉阿原	33,828.00	
V	常永ゆめ広場	上河東	29,242.71	
	合計		78,613.15	78,861.44

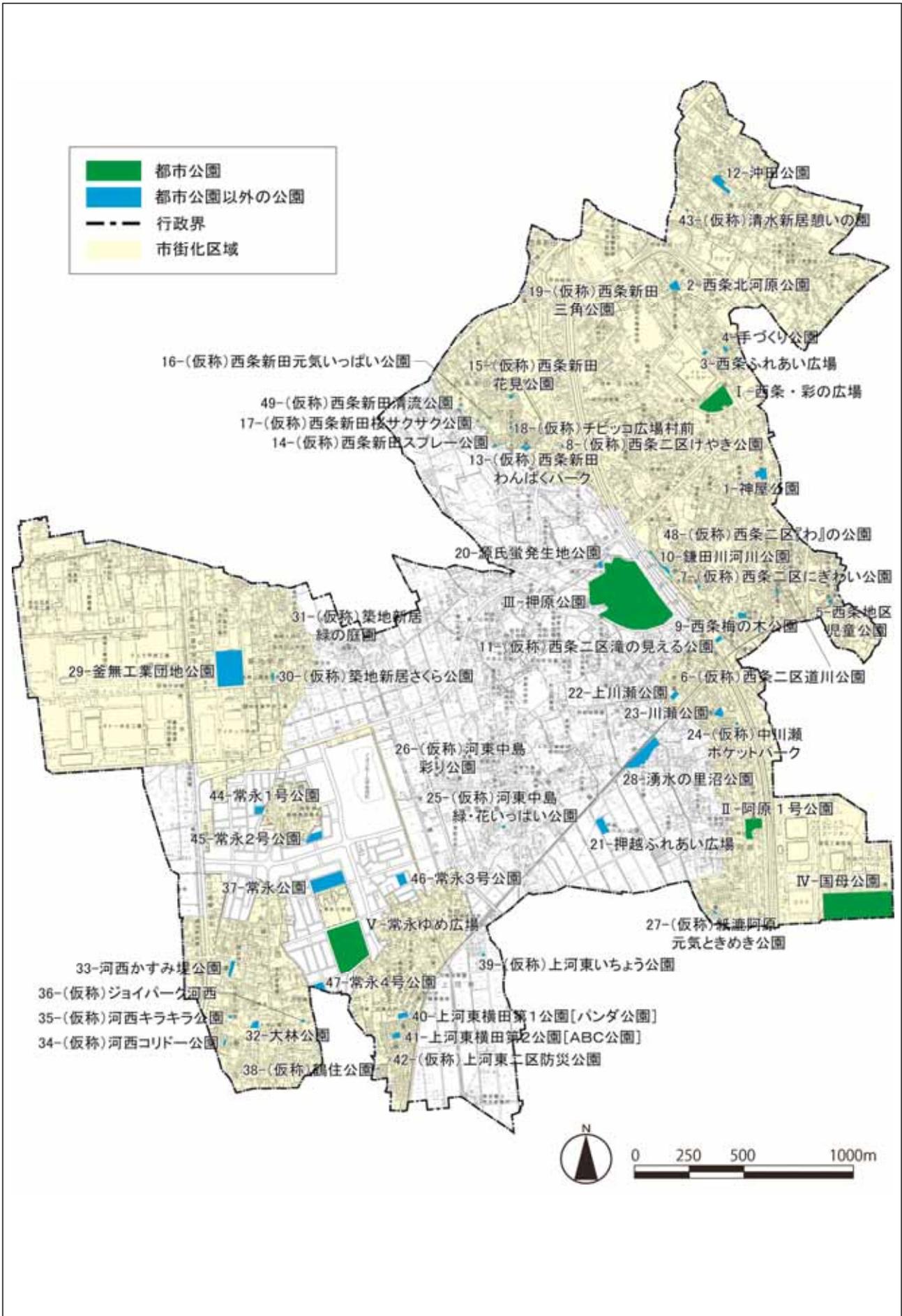
(資料：昭和町都市整備課資料 (平成 29年 4月現在))

■(参考)昭和町の都市公園以外の公園一覧

番号	公園名 []内は通称名	地区名	面積 (㎡)	
			市街化区域	市街化調整区域
1	神屋公園	西条一区	2,019.00	
2	西条北河原公園	西条一区	1,500.73	
3	西条ふれあい広場	西条一区	366.10	
4	手づくり公園	西条一区	385.60	
5	西条地区児童公園	西条二区	469.89	
6	(仮称)西条二区道川公園	西条二区	172.37	
7	(仮称)西条二区にぎわい公園	西条二区	156.01	
8	(仮称)西条二区けやき公園	西条二区	113.51	
9	西条梅の木公園	西条二区	829.98	
10	鎌田川河川公園	西条二区	913.52	
11	(仮称)西条二区滝の見える公園	西条二区	124.10	
12	沖田公園	清水新居	2,070.02	
13	(仮称)西条新田わんぱくパーク	西条新田	491.72	
14	(仮称)西条新田スプレー公園	西条新田	128.96	
15	(仮称)西条新田花見公園	西条新田	141.41	
16	(仮称)西条新田元気いっぱい公園	西条新田	150.96	
17	(仮称)西条新田桜サクサク公園	西条新田	143.76	
18	(仮称)チビッコ広場村前	西条新田	125.00	
19	(仮称)西条新田三角公園	西条新田	127.95	
20	源氏虫発生地公園	押越		185.00
21	押越ふれあい広場	押越		2,463.00
22	上川瀬公園	押越	761.00	
23	川瀬公園	押越	1,235.00	
24	(仮称)中川瀬ポケットパーク	押越(紙漉阿原)	160.13	
25	(仮称)河東中島緑・花いっぱい公園	河東中島		225.18
26	(仮称)河東中島彩り公園	河東中島		105.02
27	(仮称)紙漉阿原元気ときめき公園	紙漉阿原	175.69	
28	湧水の里沼公園	紙漉阿原		7,541.53
29	釜無工業団地公園	築地新居	19,218.16	
30	(仮称)築地新居さくら公園	築地新居	403.20	
31	(仮称)築地新居緑の庭園	築地新居		111.11
32	大林公園	河西	2,510.00	
33	河西かすみ堤公園	河西	1,415.00	
34	(仮称)河西コリドー公園	河西	235.44	
35	(仮称)河西キラキラ公園	河西	109.00	
36	(仮称)ジョイパーク河西	河西	159.00	
37	常永公園	河西	9,290.97	
38	(仮称)鶴住公園	河西(上河東二区)	84.00	
39	(仮称)上河東いちよう公園	上河東		116.64
40	上河東横田第1公園 [パンダ公園]	上河東二区	1,204.88	
41	上河東横田第2公園 [ABC公園]	上河東二区	827.29	
42	(仮称)上河東二区防災公園	上河東二区	57.00	
43	(仮称)清水新居憩いの園	清水新居	95.00	
44	常永1号公園	飯喰	2,380.24	
45	常永2号公園	飯喰	2,296.20	
46	常永3号公園	上河東	1,847.94	
47	常永4号公園	河西	1,261.97	
48	(仮称)西条二区『わ』の公園	西条二区	100.00	
49	(仮称)西条新田清流公園	西条新田	191.83	
	合計		56,449,753	10,747.48

(資料：昭和町都市整備課資料 (平成 29年 4月現在))

■公園位置図



2) 地域制緑地の指定状況

本町の地域制緑地は、農業振興地域農用地(126.4ha)のみです。

本町の地域制緑地（法や条例などにより、何らかの担保性が確保されている緑地）としては、農業振興地域農用地区域のみで、保安林、天然記念物、山梨県自然環境保全条例に基づく指定はありません。

■ 地域制緑地の指定状況

区 分		面 積(ha)	摘 要
法によるもの	農業振興地域農用地	126.4	農業振興地域整備法
	保安林	—	森林法
	天然記念物	—	文化財保護法
	小 計	126.4	
条例によるもの	県の条例	—	山梨県自然環境保全条例
	町の条例	—	
	小 計	—	
協定によるもの	緑地協定等	—	
合 計		126.4	

[資料：都市計画基礎調査（平成24年12月）]

3) 公園・緑地の現況量

本町の緑地の現況量は、町全体で約 148.9ha(町域の約 16%)となっています。

本町の公園・緑地等の施設緑地と地域制緑地を合計した緑地の現況量は、町全体で約 148.9ha、町域（都市計画区域）面積の約 16%となっています。

■ 緑地の現況量

区 分		都市計画区域(ha)	摘 要
施設緑地	都市公園	15.75	都市公園法に基づく公園・緑地
	その他の公園	6.71	都市公園以外の公園等
	小 計	22.46	
地域制緑地	法によるもの	126.40	農用地区域
合 計		148.86	

[資料：都市計画基礎調査（平成24年12月）、昭和町都市整備課資料（平成29年4月現在）]



・押原公園



・阿原1号公園

(3) その他の主要な緑の資源

今後の緑のまちづくりに活用が望まれる緑の資源としては、自然的資源、歴史文化資源、レクリエーション資源などがあります。

本町のその他の緑地資源としては、次のようなものがあげられます。

■主要な緑の資源

区分		主要な緑の資源
自然的資源	河川・水路、水資源など	<ul style="list-style-type: none"> 東花輪川（山伏川）の清流と桜並木、アジサイ 鎌田川（鎌田川河川公園）の水辺空間 常永川、清川排水路（大川）、渋川等の水辺空間、農業用水路 釜無川の地下水を水源とする 11 箇所の源泉（西条地区） など
	農地	<ul style="list-style-type: none"> 観光農園、体験農園 など
	特徴的な景観	<ul style="list-style-type: none"> 富士山、南アルプス、八ヶ岳等の山なみの眺望景観 中央地域に広がる田園景観、身延線のローカル鉄道景観
	特徴的な樹木・花	<ul style="list-style-type: none"> 花の名所（山伏川の桜並木やアジサイ、今川沿いのキショウブ、常永川のコスモス街道など） 社寺林（妙福寺のクロマツ、本妙寺・妙源寺のイチヨウなど） 集落地の大木・古木、屋敷林 など
	貴重生物の生息環境	<ul style="list-style-type: none"> ヒバリの生息（紙漉阿原や上河東など） かつてゲンジボタル発生地として天然記念物に指定された鎌田川流域（ホタルの幼虫の放流や育成活動支援、花しょうぶの植栽など）
歴史文化資源	遺跡	<ul style="list-style-type: none"> 堤防 霞堤 その他（義清神社内遺跡等の計 41 箇所の埋蔵文化財包蔵地）
	社寺	<ul style="list-style-type: none"> 寺院（宗教法人登録されている寺院：25 寺） 神社（宗教法人登録されている神社：10 社）
	その他の歴史文化資源	<ul style="list-style-type: none"> 歴史文化の拠点となる風土伝承館杉浦醫院 古道（旧鎌倉街道（河東中島～紙漉阿原）／みのぶ道（河内路、駿州往還）） 古民家等の歴史的建造物（石原家／中所家／磯部家／保坂家（古民家ギャラリーエアリー）） 史跡／道祖神（紙漉阿原）／沼天神 など
レクリエーション資源	文化施設	<ul style="list-style-type: none"> 総合会館（老人福祉センター、保健センター、働く婦人の家などが併設） 中央公民館、町立図書館、風土伝承館杉浦醫院（郷土資料館）
	スポーツ・レクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none"> 総合体育館、昭和町立温水プール、武道場 釜無工業団地公園グラウンド・テニスコート、常永公園テニスコート、常永公園ゲートボール場、押越ふれあい広場ゲートボール場、国母公園多目的運動広場、国母公園テニスコート、甲府市上下水道局スポーツ施設グラウンド・テニスコート、押原公園グラウンド など
	観光施設	<ul style="list-style-type: none"> 農産物直売所「いーなとうぶ昭和」 風土伝承館杉浦醫院 など

〔資料：昭和町いきいきガイドブック、昭和町ホームページほか〕

(4) 緑の保全・緑化等の取り組み状況

本町の主要道路・河川等については比較的緑化が進められており、住民による様々な緑に関するまちづくり活動が行われています。また、開発行為においては公園等の設置基準を設けるとともに、私有地の緑化については、生け垣助成や地区計画による緑化の促進に取り組んでいます。

1) 道路・河川の緑化状況

①道路の緑化状況

本町は、(主) 甲府南アルプス線(アルプス通り)、(主) 甲府市川三郷線(昭和バイパス)、(都) 西条・昭和インター線、(都) 昭和王穂線、町道 30 号線においては、比較的、街路樹の植栽等の道路緑化が進められています。

その他の主要地方道や県道、主要な町道については、全体的に街路樹のある道路は少ないですが、近年はポケットパークの設置、花植えなどの住民参加による緑化活動が少しずつ広がっています。

②河川の緑化状況

本町の河川では、東花輪川(山伏川)の桜並木やアジサイ、鎌田川(鎌田川河川公園)周辺、今川沿いのキショウブ、常永川のコスモス街道など、水辺の特色ある緑化が地域住民により行われてきました。

2) 公共施設等の緑化について

本町の公園や学校等の公共施設や私有地の緑化については、次に示す「山梨県環境緑化条例」の環境緑化基準に基づき、緑化に努めています。

■「山梨県環境緑化条例」による環境緑化基準

区 分		環境緑化基準
公共施設	学 校	・運動場の敷地を除く敷地については、敷地面積の20%以上の緑地があること ・運動場の敷地については、当該敷地の面積の5%以上の緑地があること
	公 園	・敷地の面積の30%以上の緑地があること
	公営住宅、庁舎、その他公共施設	・敷地の面積の20%以上の緑地があること
事業所等	製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に係る事業所等(敷地面積2,000㎡以上)	・敷地の面積の20%以上の緑地があること
	その他の事業所等(敷地面積2,000㎡以上)	・敷地の面積の5%以上の緑地があること

[資料：山梨県環境緑化条例]

3) 開発行為における公園等の設置基準について

本町では、「昭和町宅地開発指導要綱」及び「昭和町開発行為技術基準」(平成28年4月1日施行)に基づき、区域面積が3,000㎡以上の開発行為に対して、次に示す設置基準により公園の設置を義務づけています。

また、市街化区域に限り、500㎡以上の開発(アパート)は事前協議にて3%の緑地を、1,000㎡以上の開発については都市計画法29条による運用基準で3%の緑地を確保するよう指導しています。

こうした制度の運用や指導などにより、町内には、開発行為により設置された小規模な公園が多く分布しています。

■開発行為における公園等の設置基準

開発区域面積	設置条件	摘要
①0.3ha以上1.0ha未満	細分化せず公園等を1箇所	
②1.0ha以上5.0ha未満	面積800㎡以上の公園等を1箇所、 その他極力細分化しない	
③5.0ha以上20.0ha未満	面積1,000㎡以上の公園を1箇所以上、 その他最低公園面積300㎡以上	予定建築物の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場とする
④20.0ha以上	面積1,000㎡以上の公園を2箇所以上、 その他最低公園面積300㎡以上	

[資料：昭和町開発行為技術基準]

4) 民有地の緑化について

本町では、住宅地などの民有地の緑化を促進するため、次のような取り組みを行っています。

①生け垣推進補助制度

本町では、緑あふれるまちづくりを進めるため、平成3年度から、生け垣を設置する住民に対し、樹木の購入費や工事の経費などを補助する制度を設けています。

■生け垣推進補助制度の利用状況

年度	件数	樹木延長	年平均	摘要
平成3年度～平成15年度	42	858.480 m	3.2件 (66.037m)	
平成16年度～平成26年度	25	387.624 m	2.3件 (35.239m)	
合計	67	1246.104 m	2.8件 (51.921m)	

[資料：都市整備課資料]

②地区計画による緑化

土地地区画整理事業により整備された神屋地区及び常永地区については、地区計画にて緑化率をそれぞれ設定し、緑化を促進しています。



・常永土地地区画整理事業地内の庭先の緑化

5) 昭和町の主な緑のまちづくり活動

本町では、行政または住民参加による緑化活動や緑に関するまちづくり活動として、次のような活動が行われています。

■ 昭和町の主な緑のまちづくり活動

名 称		主 な 活 動 内 容
緑 化 活 動	道路等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和インター線、町道 30 号線の緑化(植栽樹の設置、商工会青年部によるオトメツバキの植樹(昭和インター線)) ・昭和バイパスのコスモスの植栽(コスモス街道) ・駅前緑化―常永駅、国母駅(フラワーポット設置、シルバー人材センター委託) ・押原花の通学路(押原小学校通学路へのコスモスの植栽、峡中シルバー人材センターが緑化推進事業の一環として実施)
	河川等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・コスモス街道の植栽、常永川沿いのコスモス栽培(飯喰花の会) ・山伏川のアジサイ街道、今川の花ロードづくり(アジサイ、ショウブ、サツキの植栽など) ・山伏川の桜のライトアップ(お花見での提灯の設置、夜のライトアップなど) ・鎌田川河川公園への花の植栽(西条二区クラウド)
	花いっぱい運動	<ul style="list-style-type: none"> ・花の苗(ピオラ、百日草など)を各区へ年2回(年間 4,000 株)配布 ・公共の場への植栽実施、プランター等の設置 ・地区の花植え(町から地区の住民団体へ補助金を交付して対応) ・公会堂や公園などの公共の場にある花壇やプランターの地区住民による管理
	ポケットパークの花壇づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路や地域の交流の場となる場所などにおけるポケットパークの整備 ・企業との協働による図書館南ポケットパークの花植え ・企業・団体や保育園児(押原保育園など)、町の協働による植栽と管理
	緑のカーテン	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴーヤなどツル性植物による緑のカーテンづくり、役場や学校への設置(緑の募金)
	樹木の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・杉浦醫院の樹木の手入れ など
	シンボルツリーの植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・町の木「オトメツバキ」の植樹(普及活動による公園などの花壇整備)
環 境 ・ 緑 化 教 育 な ど	緑化・環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・フラワーポットへの苗植え、ミニトマト、ゴーヤの栽培(児童館の児童を対象) ・酒米(地域ブランド「山田錦」)の栽培、地区の小学校・保育園と協力し田植え・稲刈りの体験イベント(人と環境すつきりしょうわ)
	動植物の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌田川・今川支流などへのホタル幼虫の放流・育成活動(源氏堂愛護会～園児によるホタル幼虫の放流(杉浦醫院)) ・昭和町ミニ水族館(町内に生息する水生生物を役場庁舎の水槽で飼育)
	清掃・美化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区での河川清掃活動 ・押原公園のゴミ拾い、草刈り等の維持管理(押原公園サポーターの会) ・鎌田川沿い水辺公園の花壇の管理・清掃、花植え(西条二区クラウド)
	緑のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち葉の堆肥化(常永公園で落ち葉をストックし、希望者に配布) ・剪定枝のチップ化(学校や山伏川のアジサイの植栽帯、公園等に活用)
	イベント等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑のカーテン教室」(毎年 4 月開催の「エコしょうわ」での普及活動) ・「健康フェスタ」の開催(毎年 2 月、各種団体が参加、開催にあわせて町が花の苗を配布) ・ふれあい祭りでの菊の展示(押越区の菊の愛好会) ・林間学校で森林体験プログラムの取り組み(間伐の体験学習など) ・ヘルスアップウォーキング(昭和総合型地域スポーツクラブで緑を楽しむウォーキング)
	緑や環境のPR	<ul style="list-style-type: none"> ・環境(緑)に関するポスター、標語作成の学校への依頼 ・公園内の樹名板の設置(公園の樹木・花木等に樹名板を設置) ・「エコしょうわ」、「ふるさとふれあい祭り」などで緑・環境活動の PR(緑のカーテン教室、緑のカーテンコンテスト、庭づくり相談会など) ・環境講演会の開催(地球温暖化などの環境問題をテーマとする講演会) ・環境功労者表彰(美化活動や花植え活動などの表彰、地区推薦) ・婦人講座の開催(ガーデニングやフラワーアレンジメント教室など)
そ の 他	緑の募金	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化推進委員会が実施(各区へ協力依頼、小学校の緑化(緑の少年少女隊育成事業)、町の様々な緑化事業(市町村緑化推進組織活動事業)に活用)
	里親制度等	<ul style="list-style-type: none"> ・水路・河川沿いの緑の管理、植樹(飯喰花の会、西条二区クラウド)

[資料：昭和町における緑地の適正な保全・緑化の推進報告書、庁内ヒアリング調査、昭和町ホームページほか]

3. 緑に関する住民等の意向

(1) 住民ワークショップの主な意向

都市計画マスタープラン・緑の基本計画の策定にあたっては、「住民ワークショップ」を開催しました*。地域別まちづくりの協議から、緑のまちづくりに関する主な提案を抜粋し、次に整理します。

■ 住民ワークショップの概要

- 開催期間:平成 28 年5月～平成 28 年 11 月 計5回(提言書提出含む)
- 開催概要:ワークショップ手法による昭和町のまちづくりに向けた協議
- 目 的:「まちづくり住民プラン」をまとめ町に提言書を提出
- 参 加 者 :各地区、商工会、工業団地、大型ショッピングセンター代表など
- そ の 他:各回住民ワークショップニュースを発行、ホームページで公開



・住民ワークショップの風景

■ 昭和町の主な緑のまちづくり活動



注) * 「住民ワークショップ」の経過等については、参考資料を参照下さい。

(2) アンケート調査での住民等の意向

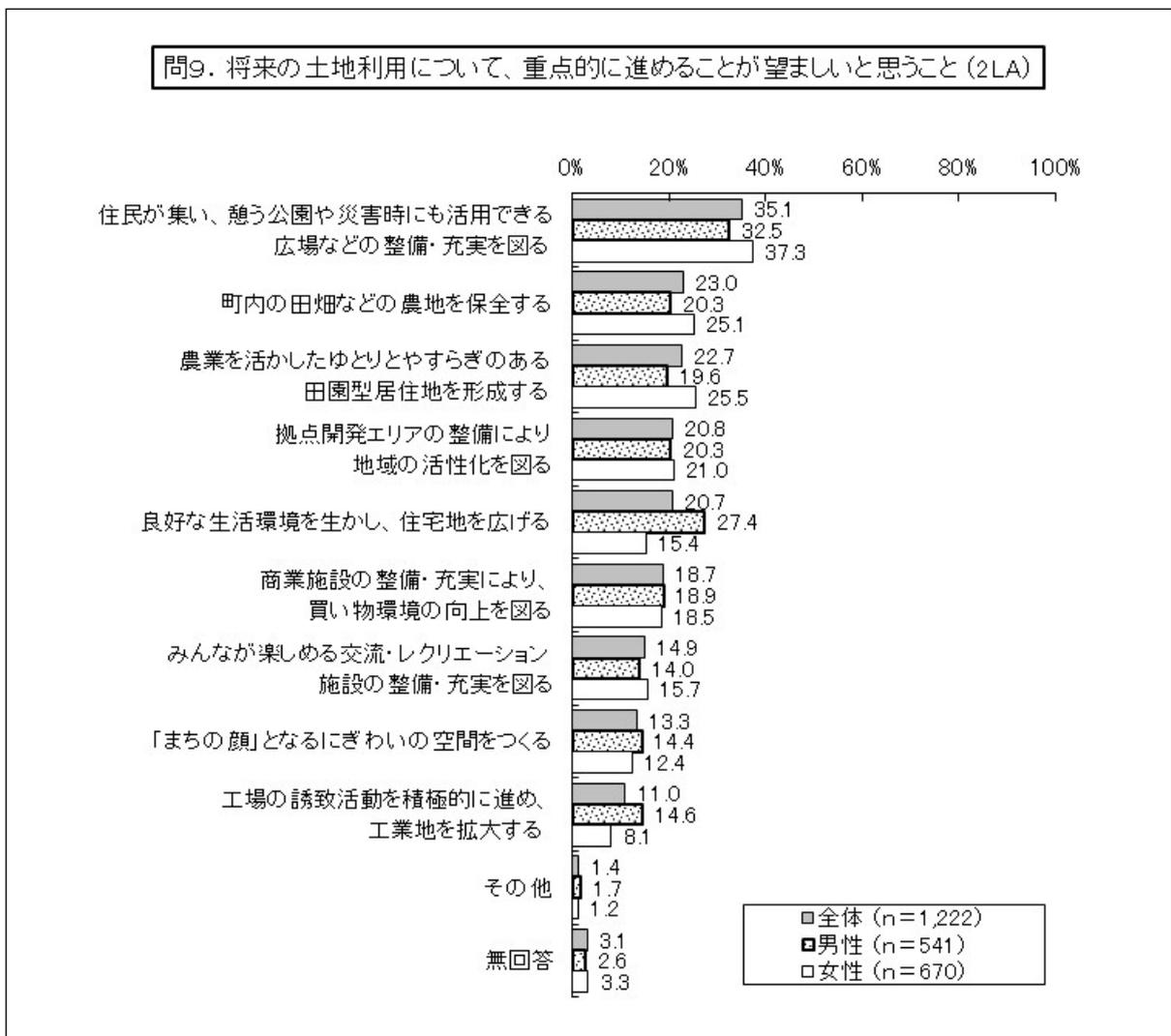
「昭和町第6次総合計画」、「都市計画マスタープラン」及び「緑の基本計画」の策定に際しては住民アンケート調査を実施し、緑のまちづくりに関連する主な住民意向を次に整理しました。

1) 昭和町第6次総合計画 町民まちづくり意向調査

□調査対象：昭和町全域、町内在住の20歳以上の町民2,000人(票)を無作為抽出
 □調査期間：平成26年9月～10月(投函期間)、調査方法：郵送による配布、回収
 □回収数、回収率：1,237人(票)、61.9%

■緑のまちづくりに関する主な意向

今後、重点的に取り組むべき施策(将来の土地利用の方向)については、「住民が集い、憩う公園や災害時にも活用できる広場などの整備・充実を図る」が最も多く、次に、田畑などの農地の保全、農業を活かした田園型居住地の形成など、緑に関するまちづくりを重視する意向が高くなっています。



[出典：昭和町第6次総合計画策定基礎調査 町民まちづくり意向調査結果報告書]

2) 昭和都市計画マスタープラン・緑の基本計画の策定に伴うアンケート調査

【住民アンケート調査】

- 調査対象:昭和町全域、町内在住の満 18 歳以上 79 歳以下の町民 1,550 人(票)を無作為抽出
- 調査期間、調査方法:平成 28 年 5 月 18 日～6 月 1 日(投函期間)／郵送による配布、回収
- 回収数、回収率:550 人(票)、35.5%

【企業アンケート調査・町外からの通勤者アンケート調査】

- 調査対象:昭和町商工会に加入する企業 50 社(票)
企業アンケート調査を依頼した企業に勤務し、町外から通勤している従業員 100 人(票)
- 調査期間、調査方法:平成 28 年 6 月 1 日～6 月 15 日(投函期間)／郵送による配布、回収
- 回収数、回収率:企業アンケート調査 33 票、66.0%／町外からの通勤者アンケート調査 62 票、62.0%

■緑のまちづくりに関する主な意向 【住民アンケート調査】

●重視すべき施策

- 水と緑のまちづくりは、鎌田川のホタルやヒバリなどの貴重な生き物の生息環境の保全・再生、道路・公園・河川・公共施設等の緑化の推進、住民が身近に利用できる小さな公園の整備などを重視する意見が多くなっています。
- 景観まちづくりは、公共施設等の緑化の推進、一定のルールに基づくまちなみ景観の向上、良好な水辺景観の保全と魅力の向上などを重視する意見が多くなっています。

●水と緑のまちづくり

●守りたい緑

- ・守りたい緑は、「鎌田川、山伏川の桜並木などの水辺の緑」が約 3 割と突出し、次に公園の緑、さらに街路樹や公共施設の樹木や草花、社寺林、屋敷林など、身近な緑を重視する傾向が伺えます。

●市街化調整区域等の農地

- ・農地の減少では、「優良農地や営農意向の強い農地は保全し、その他は宅地化していくことは仕方がない」が 4 割近く、次に「何らかの手だてを講じて守るべきである」となっています。
- ・遊休農地の有効利用は、「観光農園、住民農園など、農業体験の場として活用する」が約 4 割と突出し、農業法人など第三者への耕作依頼による農業の継続、花畑など景観緑地としての活用が続いています。

●公園・緑地の整備

- ・公園・緑地は、子どもやお年寄りが利用しやすい身近な公園、備蓄倉庫など災害時の備えのある防災型の公園や緑地、日常的に利用できる小公園（ポケットパーク）などの整備を望む意見が多くなっています。

●緑化及び緑化活動

- ・緑の保全や緑化の活動への関心は、「少し関心がある」が約 4 割、「関心がある」が約 3 割強と 7 割以上を占め、緑化活動については関心は高いと言えます。
- ・緑化場所は、身近な公園・広場、町のシンボルとなる大規模公園、街路樹などの道路の緑化などを重視する意見が多くなっています。
- ・緑を守り・育てるためには、公共施設の緑化の推進、町民参加の緑化活動の促進、苗木や花の配布、斡旋の実施、緑化モデル地区の指定など、緑化の推進を町に望む意見が多くなっています。

■緑のまちづくりに関する主な意向 【企業アンケート調査】

●水と緑のまちづくり

- 水と緑のまちづくりは、「鎌田川のホタルやヒバリなどの貴重な生き物の生息環境の保全・再生」が約 2 割と高く、次に鎌田川、東花輪川（山伏川）などの河川や水路の水辺環境の保全、散策路（散策ルート）の整備など、自然環境や水辺環境の保全などを重視する傾向が伺えます。

■緑のまちづくりに関する主な意向 【町外からの通勤者アンケート調査】

●水と緑のまちづくり

- 水と緑のまちづくりは、「道路・公園・河川・公共施設等の緑化の推進」が約 2 割と高く、次に貴重な生き物の生息環境の保全・再生、町や地域のシンボルとなる大規模な公園の整備などを重視する意見が多くなっています。

4. 緑のまちづくりに向けた課題

昭和町の緑の現状、山梨県や町の上位計画における位置づけ、緑に関する情勢の変化など、緑のまちづくりに関する住民等の意向を踏まえ、次のように主要課題を整理しました。

■緑のまちづくりに向けた課題の整理

■昭和町の緑の現状

- 本町の緑の量は、町域面積の約26%を占め、このうち農地が約21%を占める
- 農家数、経営耕地面積ともに平成12年から大幅に減少し、耕作放棄地も増加傾向
- 町中央部の農業集落地域に比べて全体的に市街地内の緑が不足
- 都市公園は5箇所（面積約15.75ha）整備済み
- 町全体における住民一人当たりの都市公園面積は8.07㎡（標準10㎡以上）、市街地の住民一人当たりの都市公園面積は5.32㎡であり、特に市街地の人口増加傾向を踏まえると、基幹的な都市公園が不足している状況
- 地域制緑地は、農業振興地域農用地（126.4ha）のみ
- 緑地の現況量は町全体で約148.8ha（町域面積の約16%）
- その他、自然的資源、歴史文化資源、レクリエーション資源などが、本町の今後の緑のまちづくりに向け活用が望まれる
- 主要道路・河川などは比較的緑化が進められており、住民による様々な緑に関するまちづくり活動も行われている
- 開発行為においては公園などの設置基準を設け、生け垣助成や地区計画による民有地の緑化などに取り組んでいる

■山梨県の施策の方向性

〈甲府盆地7都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成23年3月）〉

●自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・地域固有の景観の保全・活用／市街地内の親水空間と緑化の推進／レクリエーション機能のための公園・緑地の充実／都市の防災機能向上に資する公園・緑地の充実／地域制緑地指定の検討／都市計画公園の見直し

〈山梨県緑化計画（平成26年3月）〉

●基本方針と施策の方向

- ・緑をつくる（快適な生活環境づくり、自然環境や生物多様性への配慮、景観の演出、施設の緑づくり）
- ・緑をいかす（地域特性、多様なニーズへの対応、環境教育の場）
- ・緑をまもる（景観や歴史文化との調和、公益的機能の発揮、人と自然の共生）
- ・緑をまなぶ（意識の醸成、人材育成、情報提供と調査研究の推進（緑化推進の展開）、多様な主体の連携

■昭和町第6次総合計画の施策の方向性

●美しい街並みづくり

- ・都市景観の形成（景観計画策定の検討等）
- ・緑化・環境美化の促進（わがまちを美しく推進活動等）
- ・公園の整備（近隣公園や街区公園の拡充等）
- ・自然生態系の保全・再生（ホタル生息地の拡大等）

■緑に関連する情勢の変化等

～「山梨県緑化計画」より～

- 地球温暖化対策や生物多様性への関心の高まり
- 人口減少・超高齢化社会の到来と健康志向の高まり
- 東日本大震災を契機とした節電や省エネルギーを重視する意識の高まり
- 情報技術（IT）環境の飛躍的な進歩
- 新たな高速交通時代の到来に対する期待の高まり
- 緑に対する意識の変化（緑がもたらす効果への期待、多様な主体が積極的に緑に関わる意識の高まり）

■緑のまちづくりに関する主な住民意向

〈昭和町住民ワークショップ〉

- ・「花と緑があふれたまち」、「自然と調和したまち」、「文化レベルの高い美しいまち」が緑に関する理想的視点

〈昭和町第6次総合計画 町民まちづくり意向調査〉

- ・重点的に取り組むべき施策は、「住民が集い、憩う公園や災害時にも活用できる広場などの整備・充実」や、田畑などの農地の保全などの意向が高い

〈昭和都市計画マスタープラン・緑の基本計画の策定に伴うアンケート調査〉

- ・貴重な生き物の生息環境の保全・再生、緑化の推進、身近に利用できる小さな公園の整備などを重視する
- ・守りたいのは桜並木などの水辺の緑、公園の緑 など
- ・身近な公園や防災型の公園・緑地などの整備を望む
- ・身近な公園・広場、シンボルとなる大規模公園、道路の緑化などを重視する など

■緑のまちづくりに向けた主要課題

【緑の保全に関する課題】

- ①豊かな水辺環境を保全すること
- ②優良農地を保全すること
- ③緑や花の風景を保全し、まちづくりに活かすこと
- ④山なみの眺望景観を保全すること
- ⑤緑に関わる歴史文化資源を保全し、まちづくりに活かすこと

【緑の創造に関する課題】

- ①地域のシンボルとなる都市公園を整備すること
- ②身近な公園や広場の機能の充実と魅力を高めること
- ③緑の資源を結ぶネットワークを形成すること
- ④緑や花のうるおいあるまちなみを創ること

【緑の育成に関する課題】

- ①身近な緑や花の見どころを育むこと
- ②緑を育む人や仕組みを充実すること

1) 緑の保全に関する課題

①豊かな水辺環境を保全すること

本町の特徴としては豊かな水資源が挙げられます。清流と桜並木のある東花輪川（山伏川）、鎌田川（鎌田川河川公園）をはじめ、常永川、渋川、清川排水路（大川）の水辺空間は、ふるさとを想起する心象景観を形成し、住民の憩い、レクリエーションの場となっていることから、地下水源の保全を図るとともに、河川や水路などの水質の維持、良好な水辺環境の保全が必要です。

特に、かつてゲンシボタル発生地として天然記念物に指定されていた鎌田川流域などについては、生息環境の再生が望まれます。

②優良農地を保全すること

町の中央地域に広く分布する田や畑、果樹園などの農地は、重要な農業生産の場であるとともに、都市化の進む本町にあっては貴重な都市の緑であり、ふるさとの景観としても重要な要素となっていることから、優良農地の計画的な保全や耕作放棄地の有効利用を図ることが必要です。

③緑や花の風景を保全し、まちづくりに活かすこと

まとまった山林や樹林がない本町においては、町内に点在する社寺林や大木・古木、屋敷林などの身近な緑や、山伏川の桜並木やアジサイ、今川のキショウブなどの四季折々の花の風景は、暮らしに豊かさやうるおいを与える重要な資源となっていることから、これらの緑や花の風景を保全し、緑のまちづくりに活用することが必要です。

④山なみの眺望景観を保全すること

富士山、南アルプス、ハヶ岳などの眺望は、それ自体が景観資源であるとともに、中央地域に広がる田園景観や身延線のローカルな鉄道景観と相まって本町の特徴的な景観を形成していることから、町内各地から望む山なみの眺望景観の保全が必要です。

⑤緑に関わる歴史文化資源を保全し、まちづくりに活かすこと

町内には、水の文化を今に伝える霞堤、城館跡や義清神社内遺跡をはじめとした遺跡、社寺、古道（旧鎌倉街道、みのぶ道）、風土伝承館杉浦醫院や古民家などの歴史的建造物、道祖神や祠など、あまり知られていない歴史文化資源が多く分布しています。

これらの潜在的な歴史文化資源を掘り起こすとともに「緑の文化財」として積極的に保全し、まちづくりへ活用することが望まれます。



・山伏川の桜並木

2) 緑の創造に関する課題

① 地域のシンボルとなる都市公園を整備すること

本町の都市公園は、5箇所（総面積約 15.75ha）であり、町全体の住民一人当たりの都市公園面積は昭和町都市公園条例に定める標準（10m²以上）を下回り、近年の市街地に集中する人口増加傾向も踏まえると、地域のシンボルとなる基幹的な都市公園の整備が必要です。

② 身近な公園や広場の機能の充実と魅力を高めること

町内には、主要な公園のほか、規模の小さい公園や広場、ポケットパークなどが整備されていますが、あまり地域に親しまれておらず、有効に活用されていない公園や広場もみうけられます。

今後は、暮らしにうるおいを与える身近な公園や広場の拡充に努めるとともに、住民ニーズに応じたレクリエーション機能や防災機能の充実、高齢者や子どもたちが安全に利用できる施設づくり、花壇づくりや協働による維持管理手法の検討など、公園機能の充実と魅力を高めていくことが必要です。

③ 緑の資源を結ぶネットワークを形成すること

本町には、河川や水路を軸とする緑の骨格が存在しており、これらは歴史的風土や暮らしとの関わりの中で、身近な緑として地域の住民に認知されています。

また、街路樹などの緑化が進んでいる（都）西条・昭和インター線、（主）甲斐中央線、（都）昭和三穂線、桜並木やアジサイに沿って流れる東花輪川（山伏川）、コスモス街道に沿って流れる常永川などでは、一定の連続した緑の軸が形成されていますが、魅力やネットワーク形成の観点からは充分とはいえない状況です。

自然的要素の少ない本町にあっては、うるおいある都市づくりと緑の資源の魅力向上のためにも、これらを結ぶ系統的な緑のネットワークの形成が必要です。

④ 緑や花によるうるおいあるまちなみを創ること

町内の道路、河川、公共施設については、住民や企業の参加によるポケットパークの花壇づくり、コスモス街道の植栽、押原花の通学路、駅前緑化（常永駅、国母駅）、山伏川のアジサイや今川のフラワーロードづくり、緑のカーテンの普及や緑に関するイベントの開催など、様々な緑化活動が行われてきました。緑のまちづくりにおいてはこのような地域住民の自主的な活動が重要であり、うるおいあるまちなみづくりに向けて、協働により取り組む必要があります。

また、住宅地などの民有地の緑化については、生け垣推進補助制度や地区計画による緑化が進められていますが、今後もこれらの制度の周知・普及を図る必要があります。

3) 緑の育成に関する課題

①身近な緑や花の見どころを協働で育むこと

本町は、公共事業や区画整理事業により生じた残地などを活用し、各地域に緑地や花壇、ポケットパークを整備しています。こうした場所では、地区住民や学校、ボランティア団体、事業者などが行政と協力しあい、花の苗植えや播種から、植え替えや除草などの維持管理を協働で行っています。

このように普段何気なく目にする緑や花の見どころを慈しむ活動は、町の印象を高め、住民の心づかいが垣間見える大切な資産です。

これまで培ってきた草の根的な緑のまちづくり活動を発展・充実させるとともに、町内のいたるところに緑や花があふれ、どこにいてもうるおいを感じ、心から癒される“緑や花の見どころ”を協働で育む取り組みが必要です。

②緑を育む人や仕組みを充実すること

暮らしにうるおいを与える水と緑と花のまちづくりを進めるためには、みんなが力を合わせて緑を守り・育てていくという共通の理念を持つことが大切です。

町では、地区を単位とした地域活動、ボランティア団体、事業者などによる植樹、花植え、花壇づくり、草刈り、清掃など、草の根的な緑のまちづくり活動が行われています。

今後は、行政だけでなく、緑に関わる多様な住民活動の小さな芽を育て、住民、地域、各種団体、事業者などが主体となった緑のまちづくりの輪を広げていけるよう、緑を育む人や仕組みを充実していく必要があります。

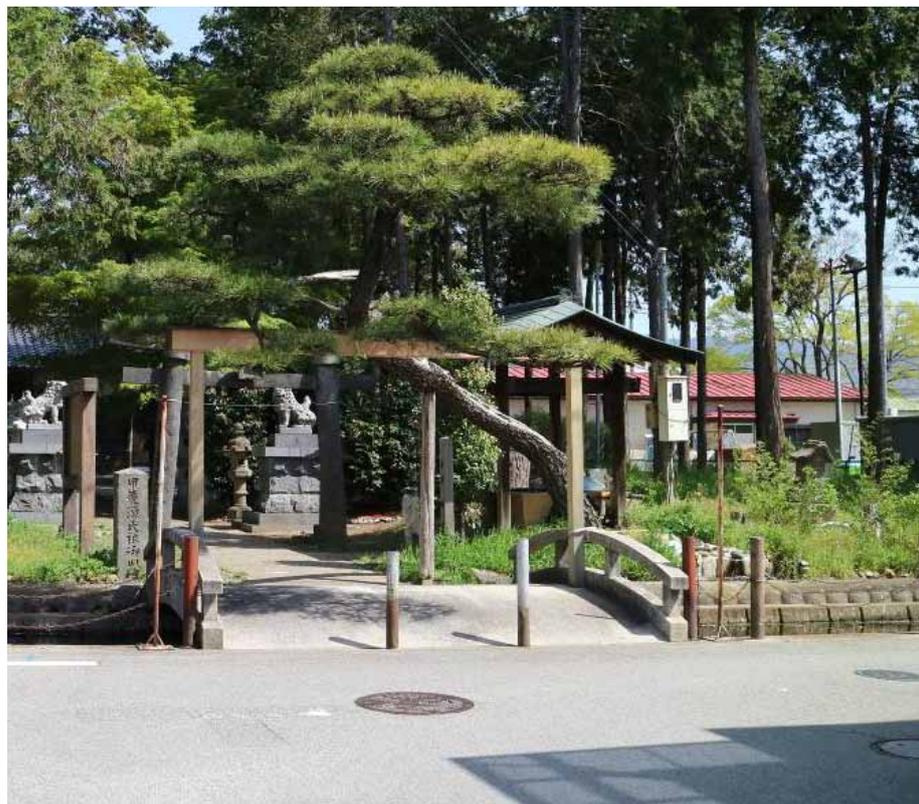


・図書館南花壇での事業者と園児の花植え活動



第2章

昭和町の緑の将来像と目標



第2章 昭和町の緑の将来像と目標

1. 緑の将来像と基本理念

「昭和町第6次総合計画」の緑に関する施策に即しつつ、本町の緑の特性や緑のまちづくりに向けた課題を踏まえ、まちづくり住民ワークショップやアンケート調査などの住民意向を参考に、「昭和町緑の基本計画」における緑の将来像と基本理念を次のように設定します。

■緑の将来像

みんなで彩る緑と花があふれるまち

—豊かな暮らしを育む緑のまちづくり—

本町は、利便性の高い都市的環境と、豊かな水の恵みを活かした田園環境を兼ね備えた暮らしやすいまちとして発展してきました。

「昭和町第6次総合計画」では、「暮らしやすさ一番を目指して」をまちづくりの目標に掲げています。また、住民ワークショップでは、「花と緑があふれたまち」、自然と調和したまちを緑のまちづくりの理念とする提言がなされました。

都市化が進む本町においては、暮らしやすさの追求にあたって、快適で機能的な集約型のまちづくりを進めるとともに、豊かな水資源や自然環境の保全、環境負荷の軽減、安全・安心の向上、うるおいあるまちなみの形成、交流の場や機会づくりなど、これらの諸機能に関わる緑を、守り活かしていく必要があります。

そのためには、行政のみならず、住民や事業者などが、ともに緑を守り創り育てていくことが重要です。一人ひとりが身近に緑に関わることで緑を介した交流が生まれ、まちなかに緑の種が芽吹き、暮らしがさらに豊かになる、「多くの人の手によって彩られる緑と花があふれるまち」の実現を目指します。

■基本理念

■「水の恵み」、身近にある自然、ふるさとの歴史文化」を緑の資産として引き継ぎます

今日の昭和町を支えてきた「水の恵み」や「身近にある自然」、先人より受け継いだ「ふるさとの歴史文化」など、昭和町固有の資源やまちの成り立ちを今一度見つめ直し、その付加価値を住民共有の財産として大切に守り、緑の資産として活かし、次代に引き継ぐまちづくりを進めます。

■暮らしに緑と花があふれる、昭和町らしい緑のまちづくりを進めます

住民や来訪者のレクリエーションや交流の場となる公園や緑地が充実し、ホタルが生息する水辺や四季折々の花の彩り、農地の緑、屋敷林や庭先の身近な緑など、まちなかのいたるところに緑と花があふれ、行き交う人の心を和ませ、暮らしにうるおいを与える緑のまちづくりを進めます。

■緑を中心にみんなが関わり、緑を慈しみ、育むまちづくりを目指します

住民一人ひとりが緑を守り、育てるなど身近な緑づくりに主体的に関わり、個々の活動が結びついてまち全体の活動へと気運が広がり、多様な彩りを楽しみ、慈しむ暮らしやコミュニティの中に、住民の心づかいや気配りが見えるまちづくりを目指します。

2. 計画の基本方針

緑の将来像を実現するため、具体的な施策の柱となる基本方針を次のように設定します。

■計画の基本方針

【守る緑】 自然環境・景観の保全と活用の方針

■ふるさとの自然と緑の風景を守り、活かす

鎌田川や東花輪川（山伏川）などまちの骨格を形成する河川、広がりのある田園、四季折々の桜などの花の風景と山なみの眺望、鎮守の森や屋敷林などの身近な緑、ホタルなどの希少な生態系の維持・保全を図るとともに、ふるさとの緑の価値を再認識し、身近に自然や緑と親しみふれあい、昭和町らしい緑の資産として活かします。

【創る緑】 公園・緑地の創出とネットワーク方針

■豊かな暮らしを支える緑の基盤を創り、結ぶ

都市公園などの住民の憩いの場となる公園・緑地の計画的な整備を進めるとともに、既存の公園・広場の魅力の向上、ニーズに応じた公園施設の充実、空地を活用したポケットパークの充実を図ります。

公園・緑地の整備にあたっては、地域住民と協働による利活用や維持・管理を積極的に進めるとともに、まちの安全性を高め、誰もが安心・快適に利用できる公園づくりに努めます。

また、「川」と「道」の緑を活用し、主要な緑と資源を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ります。

【彩る緑】 都市緑化の方針

■緑と花があふれるまちなみを創る

昭和町らしい緑の資源を効果的に活かし、特色ある緑化による緑と花の拠点づくりや、散策路などの水と緑と花の回廊づくりを進めます。また、鎌田川や東花輪川（山伏川）、（主）甲府市川三郷線（昭和バイパス）などをはじめ、主要な道路や河川、住民が利用する主要施設などの特色ある緑化を推進します。

さらに、豊かな暮らしがさらに充実するよう民有地の緑化を促進するとともに、先導的に緑化を推進すべき「緑化推進地区」を設定し、地域の創意工夫と協働による緑の拡充を図ります。

【育む緑】 水と緑と花のまち育成方針

■緑を育む人づくりや仕組みを充実する

本町は、緑に関わる草の根的な住民活動が盛んに行われています。これまでの協働による花壇や緑地づくり、維持管理の活動を充実し、昭和町全体が住民の身近な庭となる「まちの庭づくり」を進めます。

また、緑を住民共有の財産として、その価値や育成について学ぶ「緑の環境教育」などの緑の普及・啓発活動の促進、住民の自主的な緑のまちづくり活動への支援など、緑を育む人づくりや仕組みを充実し、緑と花があふれるまちづくりを実践していきます。

3. 計画の目標

緑の将来像の実現に向け、計画の基本方針に基づく施策や活動を推進するため、住民・事業者・行政などが共有すべき具体的な指標として、次の3つの目標を設定します。

①都市公園の整備目標

●都市公園の面積は、住民一人当たり10㎡以上とすることを目指します

■計画フレーム

本計画においては、「昭和町第6次総合計画」や「昭和町人口ビジョン」で設定している将来人口を踏まえ、また、「昭和町都市計画マスタープラン」の目標人口との整合を図り、計画フレームとして以下の人口を設定します。

■計画フレーム

	実績値	計画フレーム (人口)	
	平成 27 年 2015 年)	—中間年次— 平成 37 年 2025 年)	—目標年次— 平成 47 年 2035 年)
総人口	19,505 人	21,500 人	21,900 人
市街化区域人口	16,000 人	16,800 人	17,000 人

■整備目標

住民のレクリエーションや憩いの場として利用されている都市公園は、平成 27 年現在 5 箇所、面積 15.75ha で、住民一人当たりの面積は 8.07㎡となっています。これは、昭和町都市公園条例第 3 条の 2 に定める都市公園の住民一人当たりの標準敷地面積 10㎡以上を下回っており、今後も人口増加が見込まれる本町においては、基幹的な公園整備が不足している状況にあります。

本計画では、既存の都市公園の充実・利活用を積極的に図るとともに、誰もが身近に利用しやすい公園配置と快適な生活環境の形成を図るため、最低限の都市公園を計画・再編し、住民一人当たりの都市公園面積を、昭和町都市公園条例に掲げる数値を満たす、住民一人当たり約 10㎡以上とすることを目指します。

また、本町の人口増加や少子高齢化の動向、防災やレクリエーション利用などの住民ニーズに応じ、開発行為に伴う公園整備の促進や河川改修に併せた緑地空間の確保、既存ストックの活用、整備手法の転換を図りつつ、既存公園の適正な維持管理や魅力の向上などに努めることにより、都市公園の充実に取り組んでいきます。

■都市公園の整備目標

年次 目標項目	実績値 平成 27 年 2015 年)	中間年次 平成 37 年 2025 年)	目標年次 平成 47 年 2035 年)
都市公園面積	15.75ha (7.86ha)	19.05ha (8.66ha)	22.50ha (8.80ha)
一人当たりの面積	8.07㎡ (5.32㎡)	8.86㎡ (5.07㎡)	10.27㎡ (5.18㎡)

注) * () 内数値は市街化区域内の値を示します。

②緑化の目標

●暮らしの中に緑と花があふれるまちを目指します

街路樹や公園の木々、川沿いの緑や花による季節の彩り、花壇や生け垣など、普段目にする緑は心のゆとりや日々の暮らしにうるおいを与えてくれます。町内ではこのような風景を身近に多く見ることが出来ます。

本計画では、身近な緑と公共施設の緑を増やすことにより、暮らしの中に緑と花があふれるまちを目指します。

■身近な緑

骨格的な幹線道路を中心に街路樹や植栽などの緑化を進めていますが、全体的に緑化された道路が少ないことから、道路交通機能を確保しながら、うるおいある緑が連続する道路空間づくりを推進していきます。

また、主要な交差点やまちかどなどにおいては、地域との協働によるポケットパークの設置やまちかど花壇づくりなどを進めており、今後も地域特性や住民ニーズに応じた緑化に取り組んでいきます。

河川沿いでは、桜並木やアジサイ、コスモスなど、特色ある緑化が進められています。今後も動植物の生息環境に配慮しつつ、水辺の緑に親しみ、ふれあえるよう、緑の質を高め、住民との協働による緑化を促進していきます。

民有地においては、補助制度による生け垣づくりを奨励しており、こうした制度の充実、利用促進に向けた周知などに取り組んでいきます。

■公共施設の緑

学校や行政文化施設などの公共施設は、これまでも施設内緑化に努めてきましたが、今後はこうした取り組みに加え、道路と接する部分におけるまちなみに配慮した緑化について、積極的に取り組みます。

また、工場や住宅地等については、開発行為における公園等の設置基準などにより適正な公園・緑地の確保に努めてきましたが、緑豊かなまちなみとするため、今後はこうした取り組みに加え、通りから見える緑、生け垣などの接道境界部の緑化を重点的に促進します。

■公共施設の緑化目標

区 分	緑化目標
庁舎等の公共施設	●敷地面積の概ね 20%以上の緑地の確保に努める
学 校	●校舎等 運動場を除く敷地については、敷地面積の 20%以上の緑地の確保に努める ●運動場の敷地については、敷地面積の 5%以上の緑地の確保に努める
公 園	●都市公園については、「緑の施策大綱」で公園種別毎に定められた緑化率 ^{*1} の確保に努める ●都市公園以外の公園については、敷地面積の 30%以上の緑地の確保に努める
道 路	●市街地の道路において、必要な歩道幅員を確保した上での植栽スペースの設置に努め、緑被率の向上と緑のネットワークの形成を図る
河 川	●河川区域内における伐採「植樹基準」(国土交通省)との整合を図りながら、堤防や高水敷、護岸等の植栽場所に応じた効果的な緑化を図る

注) *1 「緑の政策大綱」(平成6年7月、国土交通省)に定める公園種別毎の緑化率は、住区基幹公園及び都市公園は50%以上(但し、街区公園及び運動公園は30%以上)となっています。

*2 数値目標は、「山梨県環境緑化条例」に定める環境緑化基準に準じています。

③ まちの庭づくりと人づくりの目標

●みんなで「まちの庭づくり」に取り組み、緑を育む人を育てていきます

本町は、公共事業や区画整理事業により生じた土地を活用した緑地や花壇（ポケットパーク）づくりに取り組み、地域住民や子どもたち、事業者などの協力により、平成28年度現在25箇所の花々に彩られた緑地が整備され、図書館南花壇と押原花の通学路では、花の植えつけや維持管理などが、協働により進められています。

今後も、民有地の緑化を始めとして、緑地やポケットパーク整備の充実、花いっぱい活動やオープンガーデンの普及など、多くの人の手により昭和町全体が住民の身近な庭となる「まちの庭づくり」に取り組み、協働による緑と花のまちづくりを進めていくことを目指します。

また、緑を「守り」、「創り」、緑で「彩る」ことを総合的に進めるためには、緑の大切さや重要性についての理解を深めるとともに、緑に関する知識や技術の普及、実践活動等を行う人材育成、緑に関わる多様な主体の連携が重要です。山梨県では、「山梨県緑化計画」において、「緑をまなぶ」を基本方針のひとつにすえ、「やまなし環境教育等推進行動計画」（平成25年3月）に基づき、環境教育や環境学習に係る施策を総合的に推進しています。

本町においても、ただ単に緑を増やすだけでなく、緑について学ぶことから緑を育てること（維持管理）も含めて、緑を愛で、育む人づくりに積極的に取り組んでいきます。



・図書館南花壇



・押原花の通学路

4. 水と緑のネットワーク構造

本町は河川水系がまちの自然骨格を形成しており、緑の連続性は、都市に風の道を創り、緑の緩衝帯による気象緩和や防災機能、連続した生物の生息環境が生物多様性を育むなど、質の高い豊かな生活環境の創出には欠かせないものです。

そのため、緑の将来像や基本方針に基づき、水と緑の骨格を形成し、緑づくりの基盤となる次のようなネットワーク構造を設定します。

■水と緑のネットワーク構造形成の考え方

平坦地が広がる地形に市街地や集落地が展開する土地利用を基調とする「緑のゾーン」を土台に、住民の憩いやレクリエーション活動の場、ふるさとの歴史文化や景観を象徴する緑などのまちの顔となる多様な「緑の拠点」、河川や道路を基軸として、それらを結ぶ「水と緑の軸」を骨格とし、これらを有機的に連携させることにより、水と緑のネットワーク構造の形成を図ります。

■水と緑のネットワーク構造の要素



第3章

緑のまちづくり方針



第3章 緑のまちづくり方針

■ 施策の体系

緑の将来像と基本理念及び目標を実現するため、計画の基本方針に基づき、次の施策を展開します。

■ 施策の体系



1. ふるさとの自然と緑の風景を守り、活かす

(1) 豊かな水辺の環境や貴重な生態系を守り、育む

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①河川環境や水辺の緑の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> 本町の自然骨格を形成し、豊かな水環境を表象する主要河川を水と緑の骨格軸として位置づけ、河川環境の整備とともに、河道内樹木や雑草繁茂への対応と維持管理を推進し、身近な自然資源としての保全・育成を図る。 河川整備に際しては、本町の特性や貴重な資源を最大限活かすよう、生態系への配慮及び周囲環境と調和した多自然川づくりを検討する。 主要河川については、継続的な治水・利水機能の維持・向上とともに、暮らしを豊かにする親水空間やレクリエーション空間、動植物の生息空間、消防水利や避難地等の防災機能など、多様な機能を持つ空間として整備・活用を図る。 また、市街地や集落地の水路については、生態系を育む場としても、雑排水対策等の水辺環境の維持・保全に努める。 キショウブの植栽が行われている今川は、「自然環境保全事業」の推進により、保全活動の促進と、良好な水辺環境と美しい景観の維持・保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌田川、渋川、東花輪川（山伏川）、常永川の水と緑の骨格軸及び道川、今川を含めた水辺環境活用軸、主要河川、水路等 今川周辺
②地下水源や河川等の水質の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> 下水道整備や生活排水対策、ごみ不法投棄の防止等により、河川・水路の水質汚濁の防止、水環境の保全を図る。 「昭和町地下水採取の適正化に関する条例」の運用により、継続的な取水指導等を推進する。 過剰取水の抑制、井戸水の水質検査の継続、地下水位の監視等により、本町の財産である水源の積極的な保全を図る。また、災害時における井戸の活用を図る。 健全な水循環系の構築と、豊かな水資源を活かした地域振興を図るため、「やまなし水政策ビジョン」に基づく施策の展開を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要河川、水路等 地下水源
③親水空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> 鎌田川や東花輪川（山伏川）等の河川改修等にあわせて親水空間を創出するとともに、公園や遊歩道等との一体的な環境整備に努め、身近に水辺に親しみられあえるレクリエーションの場の創出や、地域の交流・活性化への活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌田川、東花輪川（山伏川）及び主要河川
④貴重な生態系の保全と育成	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな水環境や田園環境は、ホタルなど多様な動植物の生息場所でもあり、この生息環境の積極的な保全を図る。 多様な生態系やうるおいある水辺環境の保全に向け、多自然川づくりの検討や、生物の生息環境に配慮した水辺管理、自然生態系を損なう行為の防止に向けた普及・啓発に努める。 風土伝承館杉浦醫院における園児によるホタルの幼虫の放流を継続するなど、「ゲンジボタル復活支援事業」による保全・育成を促進する。 豊かな水環境や、貴重な生態系の保全と育成に関する意識の醸成と啓発活動の充実に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川、水辺空間や周辺の緑地空間、田園農地等の貴重な動植物の生息環境 河川・水路等の整備 風土伝承館杉浦醫院のホタル保護活動

②農地の緑を守り、活かす

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①優良農地の計画的な保全	<ul style="list-style-type: none"> 都市における農地の持つ多面的な機能を重視し、「農業振興地域整備計画」との整合を図り、一団の優良農地の計画的な保全を図る。 環境保全型農業を推進するとともに、地産・地消や食育の推進など、都市近郊型農業の持続的な展開を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 田園環境保全ゾーン（一団のまとまった優良農地）
②耕作放棄地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 増加する耕作放棄地の課題に対応し、「農地の利用状況調査」を踏まえ、農地の土地利用転換など土地所有者の理解と協力を得ながら有効活用を検討する。 関連部局と連携した農業基盤整備や人材育成、「農地銀行」や「農地中間管理機構」における農地の斡旋、農業法人化等による耕作放棄地の解消に努めるとともに、地域における緑化活動の場等への有効活用を検討する。 耕作放棄地を活用した花の栽培など、景観緑地への活用を検討し、農地の緑の風景の維持に努める。 「あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」に基づき、荒廃農地等の緑の適正管理について指導を充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内全域に点在する耕作放棄地・遊休農地
③多面的な機能を持つ農地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 都市における緑地空間や郷土景観の維持、生物多様性や生息環境の保全機能、防災機能など農地の持つ多面的機能に留意し、農地の保全と町土の良好な環境の維持に努める。 住民農園の拡充に努めるとともに、耕作放棄地の景観緑地への活用、直売所や観光農園・体験農園が一体的となった農業交流拠点やレクリエーション拠点への活用など、都市近郊型農業と農地の有効活用を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 優良農地 農地、農用地

③身近な緑の資源を守り、活かす

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①身近な緑の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> 一団のまとまりある優良農地や水辺の緑、社寺林、屋敷林、古木・大木等は暮らしに身近な自然や緑であり、これらの緑については、貴重な自然資源として極力その維持・保全に努める。 身近な自然や緑については、子どもたちの環境学習の場や水と緑に親しむ遊びの環境づくり、町民の憩いの場としての活用を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 優良農地、河川沿いの緑地空間、まとまった樹林地、社寺林、屋敷林、古木・大木等
②四季折々の花の風景の保全と育成	<ul style="list-style-type: none"> 河川沿いの桜並木やアジサイ、キショウブ、コスモス等に彩られた風景や点在する四季折々の花の風景は、本町における重要な緑の資源であるとともに郷土景観を表象しており、河川や道路整備等との調整を図りつつ、彩りある花の風景の保全と育成に努める。 山伏川の桜並木及び諏訪神社の「桜保全事業」を推進するとともに、関係課との連携を図りながら、町民や事業者等との協働による維持管理を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 山伏川の桜並木とアジサイ、今川のキショウブ、常永川のコスモス街道等 昭和インター線のオトメツバキ、昭和バイパスのコスモス街道、押原花の通学路等 諏訪神社の桜並木等

④ 緑と重なる山なみの眺望景観を守り、活かす

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
① 良好な眺望景観の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> 田園の景観と一体となった富士山や周田の山なみを遠望する良好な眺望景観については、魅力ある景観資源としての保全と緑のまちづくりに向けた活用に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川、田園、山なみの眺望、周田の景観資源
② 眺望場所の確保と維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望場所については、良好な眺望とその前景を彩る緑の連続性やオープンスペースの確保、視点場の特性に応じた適切な滞留空間づくり、眺望スポットの整備、周辺の修景整備、サイン・標示板の設置に努める。 眺望域の保全と確保に向け、地域住民等との協力により、眺望を阻害する要因や景観支障樹木の伐採、緑の維持・管理に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 良好な眺望場所

⑤ 歴史文化を伝える緑の資源を守り、活かす

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
① 水と緑の文化資産を守り、活かす	<ul style="list-style-type: none"> 本町固有の歴史性を感じることのできる緑のふるさと文化拠点については、特徴的な緑の保全、歴史文化資産と調和した緑の修景づくり、アクセス道路の整備、案内・誘導・解説サインの設置、周辺のまちなみ景観の誘導等により、郷土の風景を体感し交流を育む拠点としての活用を推進する。 緑のふるさと文化拠点では、各々の拠点の特徴を活かし、風土伝承館杉浦醫院周辺の四季の風景と庭園の適切な維持管理、ホタルの育成、霞堤周辺の風致の維持や特色ある緑化、山伏川の桜並木の保全と育成、義清神社周辺の社叢林の維持・保全など、本町の歴史文化を表象する緑の文化資産としての魅力の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑のふるさと文化拠点（風土伝承館杉浦醫院周辺、霞堤周辺、山伏川の桜並木周辺、義清神社周辺）
② 緑の文化財の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> 緑に関わる遺跡・史跡等の文化財、社寺や鎮守の森、古道、歴史的建造物、道祖神や祠など、地域に息づく歴史文化資源を顕在化し、地域の歴史文化的景観を形成する緑の資源として、積極的な保全と緑のまちづくりへの活用を図る。 緑に関わる主な文化財については、地域の魅力資源としての利活用、地域を特徴づける景観スポット整備、散策路や水と緑と花の回廊づくりへの活用を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 主な緑の文化財 社寺、古道（旧鎌倉街道、みのふ道）、風土伝承館杉浦醫院や古民家等の歴史的建造物、道祖神・祠、伝統行事・祭り等
③ 保存樹・保存樹林制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 地域のシンボルとして親しまれている樹木や優れた景観を形成する樹林等については、町民共有の財産として積極的な保全を図るため、土地所有者の理解と協力を得ながら、保存樹や保存樹林制度を活用した保全策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特徴的な樹木・樹林、大木・古木等



・義清神社の社叢林

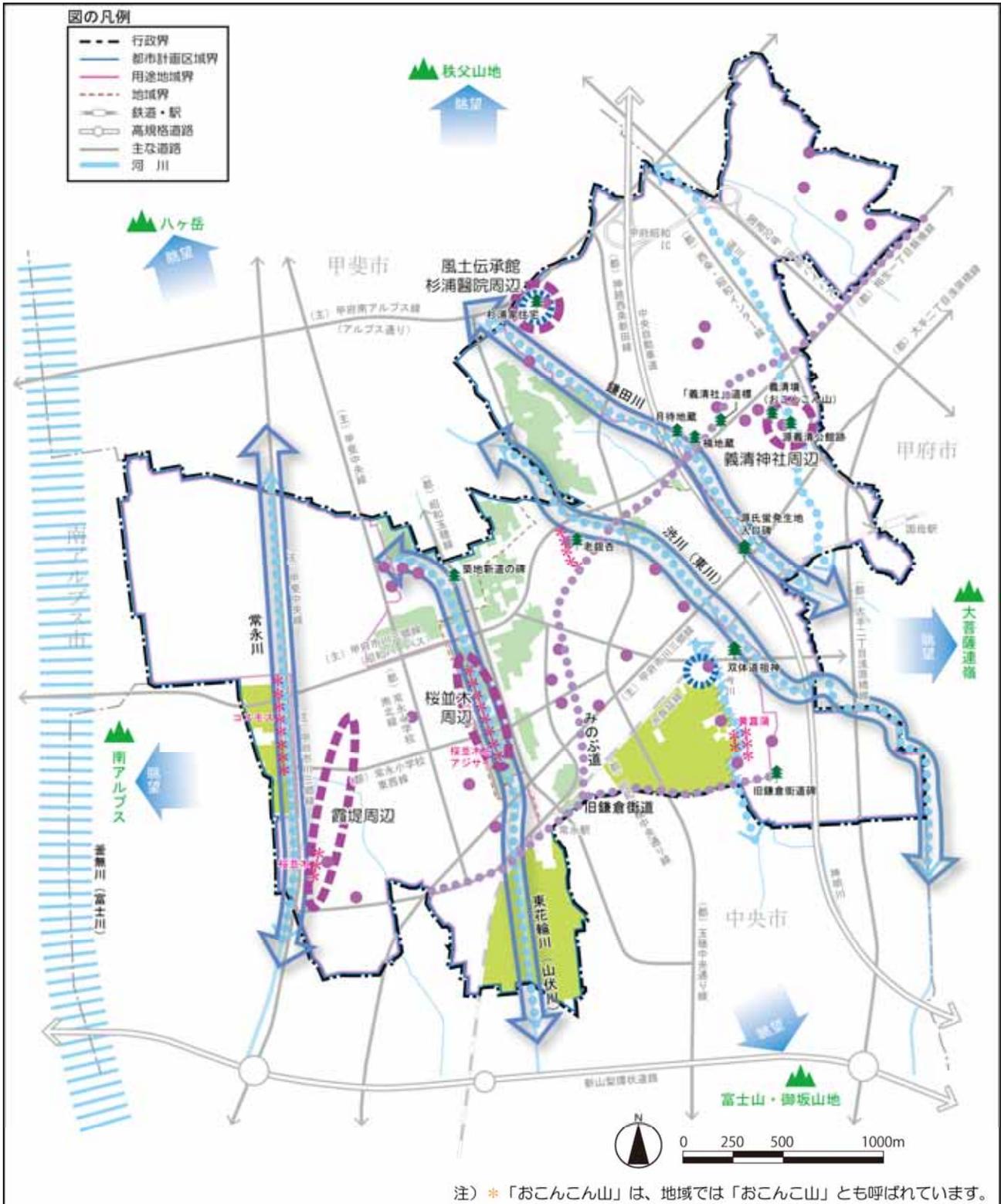


・今川周辺



・風土伝承館杉浦醫院

■自然環境・景観の保全と活用の方針図



凡例		
<p>【水辺環境や生態系の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水と緑の骨格軸 水辺環境活用軸 ホテルの保全と育成 (ゲンジホテル復活支援事業等) 	<p>【身近な緑の保全と活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な社寺林 主なる花の風景の保全と育成 	<p>【緑の歴史文化資源の保全と活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑のふるさと文化拠点 主な緑の文化財(遺跡・史跡等) 古道(みのぶ道・旧鎌倉街道)
<p>【田園農地の保全と活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一団の優良農地の計画的な保全 農地の保全と有効活用(農用地) 	<p>【良好な眺望景観の保全と活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 眺望する山並み 	

2. 豊かな暮らしを支える緑の基盤を創り、結ぶ

①地域のシンボルとなる公園を創る

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①都市公園の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の交流と多目的利用、まちの賑わいの創出、子育て支援や高齢化社会等に対応し、まちのシンボルとなる次の3か所の基幹的な都市公園の整備を推進する。 ・(仮称)西条公園(既存計画:約2.6ha)は、快適な生活環境の形成と住民の暮らしに身近な憩いの場とする。 ・(仮称)西条二区公園(新規計画街区公園:約0.8ha)は、公会堂建設予定地に併設し、高齢者・子育て世代が利用しやすい公園配置と健康で快適な生活環境の形成を図る。 ・(仮称)東花輪川河川公園(変更計画:約2.5ha)は、東花輪川両側現道整備を左岸に区域変更し、緑と花と水辺が調和し、隣接する商業空間と公園空間が一体となった賑わいと交流の場を創出する。 ・公園整備に際しては、市民や来訪者など誰もが身近に緑や自然に親しむことができるよう、都市全体のバランスや利用ニーズを考慮した計画的な配置を行い、公園利用サービスの充実と質の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな公園レクリエーション拠点((仮称)西条公園、(仮称)西条二区公園、(仮称)東花輪川河川公園)
②既存公園の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ・押原公園や常永ゆめ広場、西条・彩の広場等の既存の都市公園は、レクリエーション機能や防災機能の強化など、市民の利用ニーズに応じた公園レクリエーション拠点としての機能の充実と魅力の向上を図る。 ・公園の拡充や改修に際しては、計画的な施設の更新とともに、アクセス道路整備や水辺空間との調和など、緑のネットワークの核としての機能強化に努める。 ・集約型の都市の形成に向け、公園利用状況や地域ニーズに応じた公園施設の機能、配置の集約・再編を検討する。 ・地域の顔となるその他の緑の拠点についても、レクリエーションや防災機能など、地域住民に身近なオープンスペース、憩いの場としての機能拡充に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公園レクリエーション拠点(押原公園、常永ゆめ広場、西条・彩の広場、阿原1号公園、国母公園) ・湧水の里沼公園、甲府市水道局スポーツ施設、常永公園、釜無工業団地公園

②暮らしに身近な公園や広場を充実する

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①身近な公園・広場の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公園の充実と併せ、地域住民の身近な憩いやレクリエーション活動の場となる規模の小さい公園や広場、花壇・緑地など、暮らしにうるおいを与える身近な公園・広場の整備・充実を努める。 ・身近な公園・広場の整備にあたっては、開発行為に伴う公園整備の促進、街区公園等の拡充に努めるとともに、公園等が不足している地域については、利用者の利便性と親しみが持てる公園施設として、徒歩圏内の適正配置や地域バランス、整備水準等を考慮した整備・拡充を検討する。 ・市街化調整区域の農業基盤整備や適正な土地利用誘導と併せ、豊かな田園環境や景観を活かし、地域住民の憩いの場や農に親しむ場となり、快適な暮らしと地域コミュニティの醸成を促す農村公園や農業公園の整備を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の公園・広場 ・公園が不足している地域 ・市街化調整区域

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
②地域特性を活かした緑の憩いの空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> まちや地域の目印となる主要な交差点や辻、道路や河川沿いの空地、公共施設、社寺林、河川沿いの緑地空間、耕作放棄地等の身近なオープンスペースを活用し、地域の自然や歴史文化とのふれあい、多様なレクリエーション活動の場となる、地域特性を活かした身近な緑の憩いの空間を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な交差点、辻、道路・河川等に隣接する空地、緑地空間、耕作放棄地、公共施設、社寺林等

③安心・安全に配慮した公園 緑地を創る

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①防災に配慮した公園 緑地づくり	<ul style="list-style-type: none"> 本町は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれており、公園・緑地等を防災上重要な役割を持つ緑地として位置づけ、防災機能を強化する。 災害時における避難地や避難路及び避難・救援・救助活動に資する身近な防災拠点となる公園・緑地やオープンスペースを確保する。また、徒歩による避難を基本とした適正配置に努め、周辺の公共施設等との連携を図り、各施設の機能分担を考慮しつつ、防災機能の強化を推進する。 押原公園等の基幹的な公園について、水害時の浸水対策の強化など、防災機能の強化を図る。 公園整備や改修に際しては、緊急物資搬入のヘリポートとなる広場の確保や防災倉庫の設置等の災害時の機能を充実し、防災ネットワークの核としての機能強化に努める。 社寺境内地や市街地内の空地等についても、延焼遮断防止機能を有する緑のオープンスペースとして、防災機能を高める緑化や緑の連続性の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川、道路、既存の公園・緑地等 広域避難地の押原公園、集合地の公園・広場、身近な避難地となる街区公園、学校、グラウンド等 押原公園等の基幹的な公園 社寺境内地、市街地内の空地等
②誰にもやさしい安心して利用できる公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> 公園整備や改修時には、誰もが安心して快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の積極的な導入を推進し、子育て支援や高齢社会等に対応した公園・緑地の利活用を検討する。 見通しを確保した樹木の配置や樹種の選定、適切な照明灯の設置など、防犯に配慮した安心して利用できる公園の整備・改修を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な公園・広場、緑地等

④既存の公園 緑地の魅力を高める

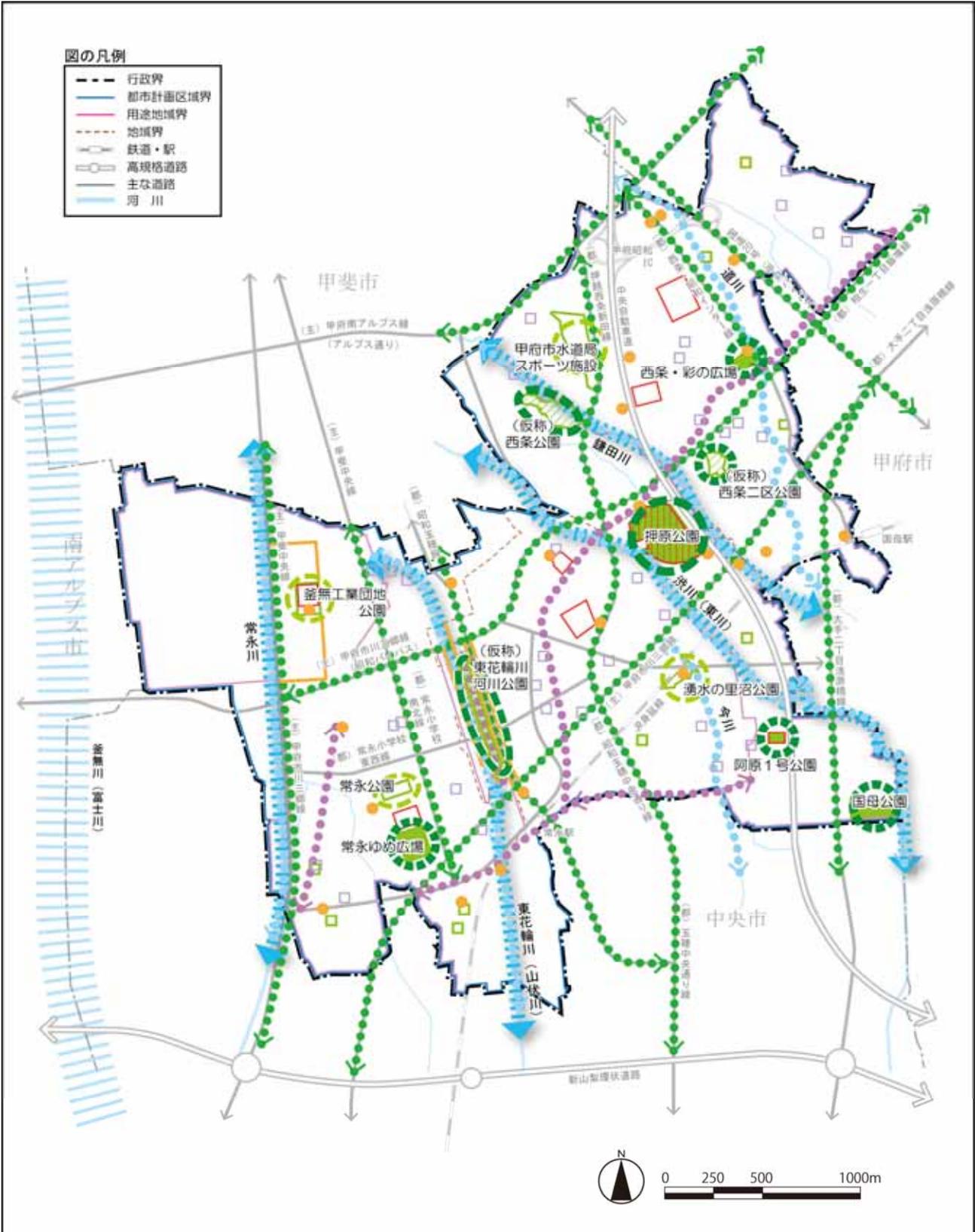
主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①住民参加による公園 緑地の利活用の充実	<ul style="list-style-type: none"> 公園・広場の整備に際しては、子育て、健康づくり、高齢者の利用など、多様な利用ニーズに対応するとともに、地域に親しまれ、地域特性を活かした身近な場となるよう、計画段階からの住民参加を促進し、愛着の醸成を図る。 農業体験ができる水田を配置した常永ゆめ広場の活用など、多面的機能を有する公園の効果的な利活用に向け、公園の運営に関する協議会の設置を検討する。 また、地域コミュニティの場となるよう、公園・広場の利活用について住民ワークショップ等の実施を検討する。 公園をPRするホームページの作成やバーチャル化したデータの公開を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な公園・広場、緑地等

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
② 公園・緑地の維持管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度やシルバー人材センターへの委託による維持管理の充実とともに、「公園台帳」の作成や、「公園施設長寿命化計画」の策定を推進し、公園・緑地の適切な維持管理を図る。 維持管理コストの軽減を考慮した施設・設備・植栽に努めるほか、遊具等の安全管理や親水空間等の適切な維持管理の充実に努める。 地域による自主的な管理やボランティアの育成、定期的な美化・清掃など、住民や事業者等との協働による維持管理を促進するとともに、公園維持管理のアダプトプログラム（里親制度）の普及促進に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な公園・広場、緑地等

⑤ 緑のつながりを創る

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
① 水と緑の骨格軸の形成	<ul style="list-style-type: none"> 本町は、山伏川の桜並木やホタルの自生を目指す鎌田川等、豊かな水資源を活用した公園や河川整備に努めており、水と緑の骨格軸となる主要河川については、水辺環境と緑地空間の保全・活用施策を推進する。 親水空間の確保や河川沿いの緑化、水辺の散策路整備など、水辺空間と周辺の公園や田園環境が調和した一体的な整備に努め、本町のシンボリックな水辺レクリエーション軸の形成を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 水と緑の骨格軸（鎌田川、渋川、東花輪川(山伏川)、常永川)
② 緑のシンボル軸の形成	<ul style="list-style-type: none"> 本町の賑わい・交流を担う緑のシンボル軸となる主要幹線道路については、ポケットパークの整備や花壇の設置、特色ある沿道緑化などによる魅力ある景観を創出し、多様な緑の拠点とこれらの資源を結び系統的な緑のネットワークを形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑のシンボル軸（国道20号、(主)甲府南アルプス線、(主)甲府市川三郷線、(都)昭和玉穂中央通り線、(主)甲斐中央線等)
③ 一体感ある緑の資源のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 河川や親水空間、各拠点や公園、地域の緑の資源等を有機的に結び、住む人、訪れる人が水辺や緑に親しみながら回遊できるネットワークづくりを推進する。 また、公園や緑地及び緑化等の町民の多様な活動をネットワークし、沿川緑化や緑のオープンスペースの確保、散策路・サイクリングロード整備等の検討により、都市における水辺の潤い環境を地域で享受し、交流・活用を図る水辺環境活用軸の形成を図る。 公園・緑地の配置は、ネットワークを考慮し個々の公園・緑地がそれぞれ機能や役割を分担・補い合うことで、町として一体的かつ効果的な運用が可能となるよう留意する。 河川の管理用道路や河川敷等を活用した遊歩道、水辺のサイクリングロード、休憩スポット等の整備と、緑化の推進により、河川緑地空間のネットワーク化を図る。 山伏川の桜並木やアジサイ、常永川のコスモス街道等は、一定の連続した緑の軸が形成されており、ホタルの生息環境や花の風景といった緑の資源の魅力を高め、これらを河川や湧水等の豊かな水資源とつなげることで、昭和町ならではの個性ある水と緑が融合したネットワークとして形成する。 地域住民の暮らしに身近な生活道路や里道、路地・小径等を活用し、まち全体が緑と花に彩られたきめ細やかな緑のネットワークの形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 水と緑の骨格軸、緑のシンボル軸、水と緑と花の回廊 水辺環境活用軸（道川、鎌田川、渋川、今川、東花輪川(山伏川)、常永川) 緑の拠点、主要な公園・緑地等 主要河川 主要河川や湧水等の水資源、ホタルの生息環境、花の風景等の地域資源等 生活道路、里道、路地、小径等

■公園 緑地の創出とネットワーク方針図



凡例

【緑の拠点（公園・緑地）】	【公園・広場、緑地等】	【緑のネットワーク】	【その他】
<ul style="list-style-type: none"> 公園レクリエーション拠点 その他の緑の拠点 	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園（既設） 都市公園（計画） その他の公園 主な花壇・緑地等 	<ul style="list-style-type: none"> 水と緑の骨格軸 緑のシンボル軸 水と緑の花の回廊 水辺環境活用軸 	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難地 避難地 主要社寺境内地

3. 緑と花があふれるまちなみを創る

① 緑と花が彩る拠点づくりを推進する

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
① まちのシンボルとなる緑と花の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 主要な公園をはじめ、行政文化施設が集積するまちの拠点や、本町固有の歴史文化や景観を有し交流・活性化の核となる緑のふるさと文化拠点、緑のレクリエーション拠点等については、周辺の地域資源も含めた一体的な緑のまとまりを確保し、本町のシンボルとなる積極的な緑と花のまちづくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 緑と花のまちの拠点 • 緑のふるさと文化拠点 • 公園レクリエーション拠点、その他の緑の拠点
② 緑化推進地区の設定	<ul style="list-style-type: none"> • より効果的な緑のまちづくりを実現するため、緑の拠点の形成と併せ、先導的・重点的に緑化を進めるべき地区を「緑化推進地区*」と位置づけ、積極的な緑化の展開を図る。 <p>【緑化推進地区選定の考え方】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の中心的な地区、またはシンボリックな地区 ○ 緑が少ない地区、または積極的な緑化が望まれる地区 ○ 公園整備やまちづくりが予定され、緑化により高い波及効果が期待される地区 ○ 水と緑のネットワークの構築に向けて重要な地区 など </div>	<ul style="list-style-type: none"> • 昭和町役場周辺 • 甲府昭和 IC 周辺 • (仮称) 東花輪川河川公園周辺 • 常永駅周辺 • (仮称) 西条公園・風土伝承館杉浦醫院周辺 • (仮称) 西条二区公園周辺

注) * 緑化推進地区の取り組みについては「第5章 計画の推進に向けて」を参照下さい。

② 特色ある緑化による水と緑と花の回廊を創る

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
① 河川沿いの緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 河川や水辺沿いの緑や花は、本町の主要な緑を形成しており、河川改修と併せ、空地や低未利用地等を活用し、周辺のまちなみや環境と調和した特色ある緑化を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 主要河川、水路等
② 道路の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 主要な道路は、河川とともに都市構造上も景観上も重要な骨格軸であるため、幹線道路や沿道の植栽・花壇等による緑化を推進し、魅力あるまちなみを創出する。 • 街路樹は、風の道の形成や災害時の延焼防止、避難路の確保という防災上の視点からも重要な緑であり、特に歩道の整備を計画している路線は道路の改善・整備に併せて、緑化スペースの確保や防災性の向上(延焼遮断帯)に資する樹種の選定等に努め、緑の機能を活用した回廊づくりを促進する。 • 国道や県道については、地域意向にも配慮しながら緑豊かな道路空間の整備を関係機関に要請する。 • 歩行者の安全性や快適性の確保、良好な景観の創出を目的に、沿道も含めた主要な生活道路の緑化を推進する。 • 道路緑化の際は、交通安全性や快適性の確保、地域環境や景観に配慮した樹種や場の選定、落ち葉等の維持管理の手法も併せて検討する。 • 中央自動車道の法面など既存の緑の維持管理に努め、効果的な緑のつながりを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 緑のシンボル軸、主要な幹線道路、都市計画道路、生活道路等 • 避難路となる幹線道路や住宅地接道部の生垣等 • 国道、県道 • 主要な生活道路

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
③水と緑と花の回廊づくり	<ul style="list-style-type: none"> 水辺の緑地空間や緑道の整備、主要幹線道路の歩道整備や特色ある緑化を促進し、散策路やウォーキングルート、サイクリングルートの形成、古道を活用した「ふるさとの散歩道」づくりなど、水と緑と花の回廊づくりを推進する。 河川沿いの四季折々の花の風景やホタルの育成は、豊かな水のまちを表象する重要な景観資産として、桜保全事業やゲンジボタル復活支援事業等により、水と緑と花の回廊づくりへの積極的な活用を促進する。 河川や水路沿い、生活道路や里道沿いの緑化、誘導・案内・解説サインの設置などにより、地域の身近な資源を活かし、歩きながら地域の風景や歴史文化を体感し交流を深めるフットパスづくりを促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 古道（みのぶ道、旧鎌倉街道）、水辺の緑地空間、主要幹線道路の歩道等 霞堤周辺、山伏川の桜並木、アジサイ街道、常永川のコスモス街道、今川のフラワーロード、鎌田川、今川、湧水の里沼公園、押原公園等のホタルの育成地等

③地域の拠点となる施設の緑化を進める

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①公共施設の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 役場や総合会館、公会堂等の公共施設が集積する緑と花のまちの拠点や、多くの町民が利用する主要な公園等については、先導的なモデルとなるよう、地域と調和した質の高い緑化を推進する。 緑化にあたっては、場所や条件を勘案の上、草花の植栽や壁面緑化、屋上緑化、敷地内緑化、施設の外周部の緑化など積極的な緑化施策を推進するとともに、郷土種や地域の景観に調和した樹種の選定、季節感の確保など、地域住民に親しまれる適切な緑化に努める。 地域コミュニティ活動の核を担う学校施設等は、緑のカーテンや花壇の設置、生物の生息環境への配慮など、環境教育の場、地域住民の交流の場となるよう、緑と花の育成を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要公園、昭和町役場、中央公民館、総合会館、地域交流センター、総合体育館、町立図書館、老人福祉センター、各地区の公会堂等の公共施設 小学校、中学校、高校等の教育施設、児童館等
②多くの人が行き交う場や施設の緑化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 国母駅や常永駅は、本町の玄関口となる鉄道駅周辺の良好な景観形成に向け、鉄道敷周辺の低未利用地や道路境界部等を活用し、駅からまちなかへ人を誘導する、昭和町らしい緑化を促進する。 商業地は、空地や低未利用地を活用した緑化スペースの確保、ポケットパークの整備、駐車場の緑化、建物ファサードや道路境界部の緑化、プランターの設置等により、賑わいを演出する魅力ある緑化を促進する。 工業団地や工場等は、事業者の協力を得ながら屋上緑化や壁面緑化、駐車場の緑化、樹木の維持管理を促進し、緑に包まれた産業景観を創出する。 「山梨県環境緑化条例」等に基づき、事業所等の緑化に関する指導を行い、緩衝緑地帯や緑のオープンスペースの確保を促進する（敷地面積2,000㎡以上の事業所等は敷地面積の5%以上の緑化を目標とする）。 	<ul style="list-style-type: none"> JR身延線国母駅、常永駅 イオンモールやイトーヨーカドー等の大規模商業施設周辺等 釜無工業団地、国母工業団地周辺、その他一定規模の工場・事業所周辺

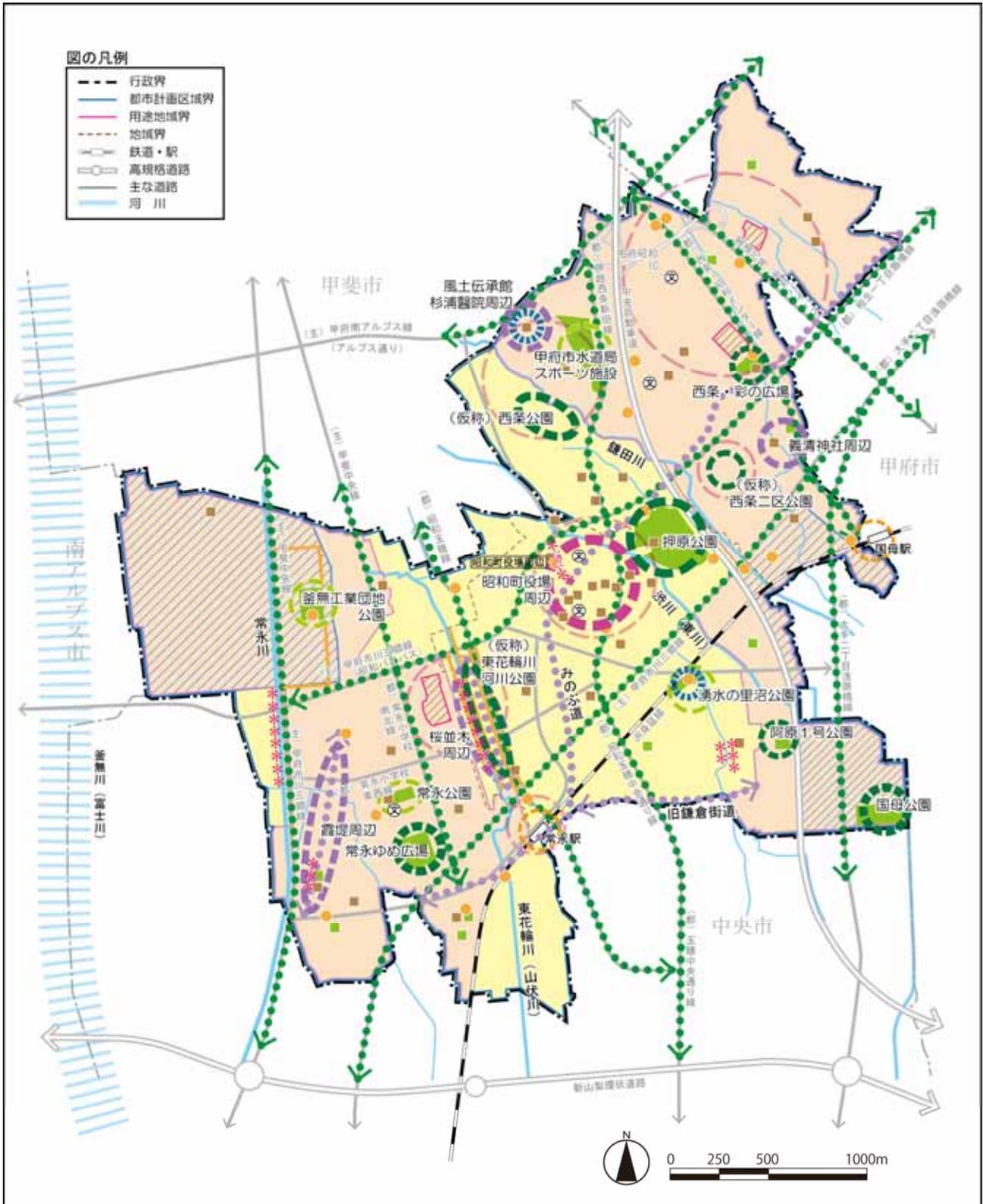
④地域特性に配慮した緑化を促進する

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①住宅地や集落地の緑化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業が行われ、地区計画等により緑豊かな良好な住環境が形成されている地区は、緑地協定の締結など、住民の協力により他地区への波及効果となる効果的な取り組みを進め、緑豊かなまちなみづくりを促進する。 ・住宅市街地においては、うるおいあるまちなみ景観を育むため、庭木の植栽や生け垣化の促進、フラワーポットや鉢植えの設置など、まちなみへの寄与を意識した緑化を誘導する。 ・既存集落地については、田園地帯と共生する良好な環境の維持に向け、民家の外構や庭先の緑、屋敷林や樹林地など身近な緑の維持・保全に努め、地域環境と調和した緑の育成を促進する。 ・広報等による「生け垣推進補助制度」の周知に努めるとともに、花の苗の配布や花いっぱい運動、緑のカーテン等の緑化推進事業を推進し、暮らしの中から身近な緑を育む緑と花のまちづくりの取り組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業区域、地区計画区域 ・市街地ゾーン（住宅市街地） ・田園居住ゾーン（集落地） ・民有地（住宅地・集落地）
②おもてなしと交流の庭づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・庭や玄関先の個性ある緑と花づくりにより、住民が楽しみながらおもてなしと交流を育む「オープンガーデン」の取り組みの普及・促進を図る。 ・緑と花があふれるまちなみづくりを進めるために、庭木の植栽やガーデニング、生け垣設置へのアドバイスや花苗の配布の充実など、住民の自主的な緑化の取り組みに対する支援の充実に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地（住宅地・集落地）
③地域特性や環境に配慮した緑化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性と調和した緑化を図るため、動植物の生息環境や季節感等に充分配慮するとともに、風土や地域環境に即した樹種の選定、植栽手法等を検討し、地域になじみ、親しまれる緑化を推進する。 ・緑化に際しては、まちの木や花（オトメツバキ、レンゲ）の積極的な活用と周知に努める。 ・大規模開発地においては、開発事業者との協議により既存の緑や緑地の保全、復元緑化を促すとともに、周辺環境に配慮した緑のオープンスペースの確保や壁面緑化、屋上緑化等を誘導する。 ・道路や河川沿いの空地・低未利用地等を活用し、地域住民や事業者等の協働による花壇（ポケットパーク）づくりを拡充し、地域特性に応じたまちなかの彩りある緑化を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模開発地 ・主要幹線道路等



・図書館南花壇での事業者と園児の花植え活動

■都市緑化の方針図



凡例

【先導的な緑と花の拠点づくり】

- 緑と花のまちの拠点
- 緑のふるさと文化拠点
- 公園レクリエーション拠点
- その他の緑の拠点
- 緑化推進地区

【水と緑と花の回廊の創出】

- 主要河川・水路等の緑化推進
- 道路の緑化推進 (緑のシンボル軸)
- 水と緑と花の回廊づくり
- 花の風景の活用
- ホテル育成地の活用

【施設の緑化】

- 主要な公園の緑化推進
- 主要な公共施設の緑化推進
- 学校の緑化推進
- 駅周辺の緑化推進
- 大規模商業施設周辺の緑化推進
- 工場の屋上緑化や壁面緑化等の推進

【地域特性に配慮した緑化】

- 市街地の緑化推進
- 田園居住地の緑化推進
- 主な花壇・緑地等

4. 緑を育む人づくりや仕組みを充実する

①住民等の主体的な緑のまちづくり活動を促進する

主要施策	具体的な施策の展開方向
①まちの庭づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いの空地や低未利用地を活用した緑地や花壇（ポケットパーク）づくり、また、コスモス街道や押原花の通学路など、住民や事業者等多くの人の手により育まれてきた花の見所については、協働による緑と花のまちづくりの先導的な取り組みである「まちの庭づくり」として周知を図り、活動の継続と拡充を促進する。 「まちの庭づくり」では、休憩スポットを整備するとともに、まちの木・花の活用、四季折々の植栽や維持管理のモデルとしての取り組みを進め、彩りあるオープンスペースが緑の教育の場や地域の身近な交流の場となるよう活動の充実を図る。
②緑のまちづくり活動と人材育成の促進	<ul style="list-style-type: none"> 常永川沿いのコスモス街道や押原公園の維持管理、ポケットパークの花植え、押原花の通学路の活動など、緑に関する団体や事業所等の協力と活動の育成に努めるとともに、多様な活動の連携と緑の維持・保全、緑化活動を促進する。また、活動に対する助成等の支援を充実する。 各区への花苗の配布、公共スペースの植栽、公共施設のプランター設置、花壇への植栽といった「花いっぱい運動」や、家庭や事業所等における「緑のカーテン」の取り組みを促進する。 公園の清掃・美化、協働による緑の維持管理の充実に向け、「アダプトプログラム」（里親制度）の取り組みを検討する。 郷土の自然環境や生態系、園芸、農業、ガーデニング等に詳しい人材の発掘と育成により、緑のまちづくりを推進するリーダーやボランティアの育成を図る。 身近な緑化活動を支援するため、緑化相談や緑のサポーターなど、緑づくりの専門家の養成及び緑化活動に関する情報提供等に努める。
③生け垣化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 景観や防災等の視点も踏まえ、「生け垣推進補助制度」の周知を図り、町民の主体的な緑化に対する支援を充実する。
④緑に関するルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> 「昭和町宅地開発指導要綱」に基づき、建築物の意匠や緑化等のまちなみ景観の誘導を図るとともに、地区計画をはじめ、住民協定、緑地協定、建築協定など、緑化に関するルールの適用を検討し、地域特性に応じた緑のまちづくりを促進する。

②緑の普及・啓発活動を進める

主要施策	具体的な施策の展開方向
①緑や自然を学ぶ環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> エコスクール活動を通じた花壇づくりや常永ゆめ広場等のピオトープの適切な維持管理、体験農園の充実など、自然とのふれあいを通して緑や自然の重要性を学び、学校が環境教育や学習の拠点となるよう、緑や郷土教育の推進に努める。 生涯学習やイベント等の機会を活用し、自然環境や地域の生態系に関する広報・啓発を推進するとともに、自然とのふれあいを重視した体験的な学習の展開を図る。 町民や地域からの情報収集等により、緑の経年的な量や質の調査、動植物の生息環境の調査など、郷土の自然や植生の研究に取り組み、緑や環境に対する関心を高めるよう活用を図る。また、緑や自然を大切にすることを育むため、学校や地域、事業者等との連携を図り、緑を活用した教育プログラムの取り組みを展開する。 地球温暖化対策地域協議会等の活動を通して、地球温暖化防止に向けた普及・啓発活動を促進する。

主要施策	具体的な施策の展開方向
②緑化イベント等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のカーテンコンテスト等のコンクールや、緑のカーテン教室、庭づくり相談会等の各種イベントの充実により、緑に関する住民の理解や関心を高める。 ・地区推薦による美化や花植え活動等を表彰する「環境功労者表彰」の充実とともに、今後、緑化に貢献した町民や団体、事業者等を表彰する「緑化表彰制度」等を検討し、緑の重要性や緑に関する意識の普及・啓発に努める。
③緑に関する情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・花苗の配布等の既存の啓発事業やイベント開催での普及・啓発を充実するとともに、公園PR等のホームページの開設、緑のガイドブックや緑の資源マップの作成検討、まちの木・花のPRなど、緑に関する情報発信やPRを充実する。
④新たな啓発・交流活動の取り組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のまちづくりワークショップや協働による緑の保全、公園・緑地づくりに取り組むグラウンドワークの実施など、緑に関する住民参加の仕組みづくりを検討する。 ・既存の環境パトロール活動を活用した樹木の点検・管理や、緑のまち歩き等の地域イベントを通じた協働による緑の維持・管理を検討する。 ・本町の自然や緑、景観、歴史文化等に親しむウォークラリーや、フットパスによるまち歩きとマップの作成を検討する。 ・緑化活動や緑の教育に関する世代間交流事業を検討する。 ・豊かな水資源や河川・緑地空間等を活用し、運動、リラクゼーション、食事等の健康プログラムを検討し、町民の健康増進とともに地域振興を目指す「ウェルネスツアーリズム」の取り組みを図る。

③緑を守り・育む仕組みを充実する

主要施策	具体的な施策の展開方向
①景観法を活用した緑のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「昭和町景観計画」や「昭和町景観条例」の策定を検討し、風土や歴史、産業等と密接に関連しながら形成されてきた固有の自然環境、農地、景観を保全するとともに、計画と連携のとれた水と緑と花のまちづくりを推進する。
②緑の保全・育成に関する制度等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地の保全や緑化への助成等の基本事項を定めた、「緑のまちづくり条例」や要綱等の制度を検討する。 ・工業団地や住宅地等の開発事業については、地区計画、緑地協定、環境保全協定の締結を指導し、緑豊かな市街地の形成を計画的に誘導する。また、開発に伴い整備される公園・広場等の規模や配置を適切に指導する。 ・民間開発や民有地、事業所等における緑を確保するための指針となる「緑化基準」や「緑のガイドライン」の作成を検討する。 ・緑の保全や緑化、地域の美化・清掃活動等に参加しやすい環境づくりとして、「緑のサポーター制度」の検討を図る。また、人材育成の一環として、「緑の人材バンク」の登録制度を検討する。 ・植物のリサイクル推進の視点から、公共施設や家庭・事業所等で不要となった樹木や草花を他所に斡旋・紹介する「グリーンバンク制度」を検討する。 ・「昭和町環境基本条例」、「昭和町環境基本計画」に基づき、住民参加による環境美化活動や環境美化教育を促進する。
③緑のまちづくり活動への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・花苗の配布、河川沿いのコスモス植栽活動等を助成する「緑の募金」の充実や、交付金による地区の花植え活動の充実に努めるとともに、住民活動の場の提供、用具の貸出、助成金の充実など、協働による緑化推進活動の育成と支援策の充実に努める。

第4章

地域別緑のプラン



第4章 地域別緑のプラン

■ 地域別緑のプランについて

地域別緑のプランは、今後の地域単位の緑のまちづくりの指針となるもので、地域別に緑の保全、創出及び育成に向けた主要な取り組みの方針を示します。

■ 地域別緑のプランの主旨

- 町全体の緑の保全・創造・育成計画の考え方及び緑のまちづくり方針を、地域の特性に応じた、より細やかな身近な緑のまちづくり方針として展開します。
- 協働による緑のまちづくりの展開を図るため、地域の住民意向を反映した、わかりやすい緑の将来像やまちづくり方針を示します。(昭和町住民ワークショップからの提言、昭和町都市計画マスタープラン・緑の基本計画の策定に伴うアンケート調査結果等の反映)

■ 地域区分と地域別緑のプランの構成

地域区分にあたっては、生活圏域のまとまりや土地利用のまとまりなどを考慮した「昭和町都市計画マスタープラン地域別まちづくり方針」に即し、右の3つの地域に区分します。

また、地域別緑のプランは、3つの地域ごとに下記に示す構成で整理します。

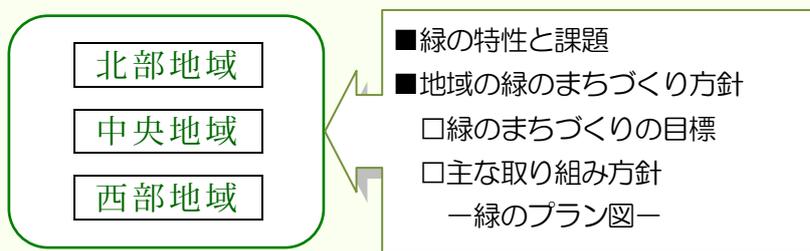


・山伏川のアジサイ

■ 地域区分



■ 地域別緑のプランの構成



1. 北部地域

(1) 緑の特性と課題

【地域概要と緑の特性】

- ・地域は、京都甲府市に隣接する町の北東部に位置し、平坦な地形を鎌田川や道川等の河川や主要幹線道路等が縦断し、西側一部の市街化調整区域の農業集落地を除き、地域の大半は都市化が進行する住宅市街地となっている。
- ・中央自動車道や甲府バイパスが地域を縦断し、甲府昭和 IC や JR 身延線国母駅が立地する広域交通の結節点及び要衝地となっており、大規模集客施設が立地する利便性の高い地域である。甲府昭和 IC 周辺は山梨県都市計画マスタープランにおいて県の都市機能補完地区に位置づけられている。
- ・地域の西側には農地が残っているが、その他では IC 周辺の開発や土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備が進み、住宅市街地が形成されている。また、神屋地区は地区計画の指定により良好な住宅地が形成されている。
- ・都市公園は西条・彩の広場が整備され、その他沖田公園等の公園・広場が整備されているが、人口が急速に増加した地域でもあり、基幹的な都市公園の整備と既存公園の機能充実が求められている。
- ・主な緑の資源としては、鎌田川、道川等の河川や水辺、甲府市水道局スポーツ施設の松林、北方水源地等の身近な自然環境、風土伝承館杉浦醫院等の観光資源、義清神社や若宮八幡神社等の社寺林、ゲンジボタル発生地であった鎌田川の水辺環境、みのぶ道等の古道や楠地蔵等の歴史資源、山なみの良好な眺望景観などがあげられる。

【緑の課題】

- 人口増加にある地域において、快適な生活環境の向上と地域交流に寄与する基幹的な都市公園の整備が必要
- 防災等を考慮した既存公園の機能強化と身近な公園・広場の整備・充実、市街地の緑のスポットの確保が必要
- 都市化が進行する市街地周辺の良好な環境の維持・向上に向けた適切な土地利用誘導、鎌田川等の水辺空間と周辺緑地資源、ホタルの育成環境など、身近な自然環境の維持・保全が必要
- 広域交通の玄関口となる地区の魅力ある都市景観の創出、良好な住宅市街地のまちなみ景観の形成が必要
- 都市基盤整備が進行する市街地の計画的な緑化と地域特性に応じた緑化の促進が必要

(2) 緑のまちづくり方針

■ 緑のまちづくりの目標

多様な交流の場となる公園づくりと
都市と身近な自然が共生する緑のまちづくりを進めます

■ 主な取り組み方針

■ 地域の核となる、住民が集い・交流を育む都市公園の整備を推進します

- 鎌田川の改修と併せ、水辺空間との調和や、農業集落地における身近な憩いの場、快適な生活環境の形成に寄与する（仮称）西条公園の整備を推進します。
- 公会堂建設予定地に併設し、子育て支援・高齢社会に対応した健康で快適な生活環境の形成に寄与する（仮称）西条二区公園の整備を推進します。

■ 多目的利用しやすい身近な公園・広場や緑のオープンスペースを充実します

- 西条・彩の広場、甲府市水道局スポーツ施設のグラウンドや松林は、レクリエーションや防災機能の強化、イベント等の多目的活用など、利用ニーズに応じた機能強化と緑の拠点の魅力の向上を図ります。
- 人口が集中し基幹的な公園が不足する清水新居地区、西条二区地区等は、開発行為に伴う公園の拡充整備や道路・河川沿いの空地や低未利用地を活用し、まちの庭づくりの促進や、地区の防災性の向上、子どもの遊び場づくりなど、緑のオープンスペースの充実に努めます。

■ 都市と共生する良好な緑の環境の維持と向上に努めます

- 都市と良好な自然環境との共生に向け、まとまりある農用地の計画的な維持に努める一方、市街地及び周辺に点在する耕作放棄地や低未利用地等の農地の集約化、土地利用転換等の適切な有効活用を検討します。
- 河川改修に併せた鎌田川の親水空間の確保、公園や遊歩道等との一体的な整備に努めるとともに、河川の水辺や水路、農地、義清神社等の社叢林、屋敷林等の身近な自然環境の維持・保全に努めます。
- 鎌田川等のホタルの育成活動や生息域の拡大など「ゲンジボタル復活支援事業」を促進します。

■ 多彩な緑の資源を活かし、魅力ある都市景観とまちなみ景観を創出します

- 風土伝承館杉浦醫院や義清神社周辺、みのぶ道、鎌田川のゲンジボタル発祥の歴史など、地域の歴史を

物語る緑のふるさと文化拠点や良好な眺望景観等は、拠点周辺の修景整備、緑地・スポット整備、歩行者ルートの整備等を検討し、魅力ある都市景観の創出に資する緑の資源として積極的な活用を図ります。

● 四季折々の花の風景の育成、花壇・緑地整備等のまちの庭づくりを促進し、活気ある市街地景観と水と緑のうるおいある景観が共存する良好なまちなみ景観の形成を図ります。

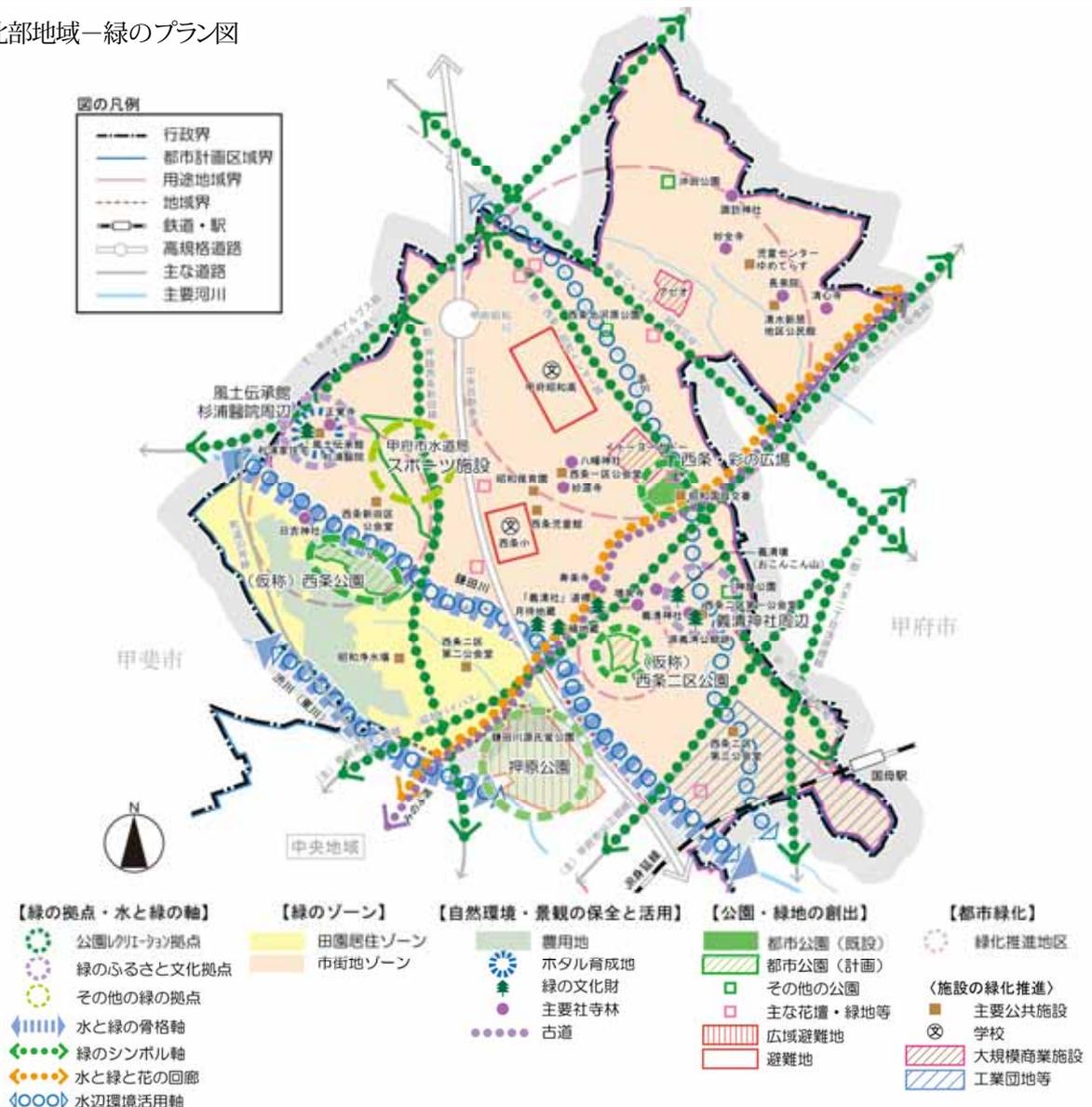
■市街地緑化のモデルとなる計画的な緑化を促進します

- 広域交通の玄関口、交通結節点である甲府昭和 IC 周辺については、幹線道路や公共施設周辺の緑化、街路樹の整備、花壇・緑地の整備など、地区計画や緑地協定等との連携を図り、秩序ある市街地緑化やモデルとなる計画的な緑化を促進します。
- (仮称) 西条公園・風土伝承館杉浦醫院周辺は、鎌田川の水辺空間や公園、文化施設と連携した修景整備、交流の振興、都市化の進展に伴う地区防災性の向上などに向け、地域環境と調和した緑化を促進します。
- (仮称) 西条二区公園周辺は、社寺林の緑の保全、みのぶ道等の歴史資源の活用、地区防災性の向上などに向け、隣接する公共施設整備と一体的な魅力ある緑化を促進します。
- 土地区画整理事業が行われた地区は、地区計画及び緑地協定等による計画的な都市緑化を促進します。住宅市街地は、生け垣化やオープンガーデンの促進等による緑豊かなまちなみの創出に努めます。

■市街地にうるおいを与える系統的な緑のネットワークを形成します

- 水と緑の骨格軸及び水辺環境活用軸となる鎌田川、道川等の河川空間や緑のシンボル軸となる道路空間、水路や古道等を活用し、連続性のある緑化、修景整備やサイン整備、ホテルが飛び交う水辺環境や緑と花の風景の活用、まちの庭づくりの促進、フットパスや散歩路づくりなどを進め、多様な拠点と主要公園、点在する緑の資源や地域の住民活動を有機的に結び、市街地にうるおいを与え魅力を高める系統的な緑のネットワークを形成します。

■北部地域—緑のプラン図



2. 中央地域

(1) 緑の特性と課題

【地域概要と緑の特性】

- ・地域は、本町の中央部に位置し、鎌田川や東花輪川（山伏川）、今川等の河川が縦断し、その間の微高地に旧来からの集落が立地している。東側の紙漉阿原地区の市街化区域を除き、地域の大半は市街化調整区域となっている。
- ・地域の中心は、役場など公共施設が集積する本町の行政機能の中核的地区であり、東側の市街化区域は土地区画整理事業や工業団地等の都市基盤整備が行われている。地域の北側を昭和バイパスが横断するものの、密集した既存集落地には狭隘道路も多く、他の2地域に比べると生活基盤整備が立ち遅れている。
- ・地域南側に一団のまとまった優良農地が残されているが、市街地や集落地周辺に点在する農地においては、耕作放棄地の増加が懸念されている。
- ・都市公園は、押原公園、阿原1号公園が整備され、その他湧水の里沼公園等が整備されている。しかし、地域の公園は不足しており、良好な地域環境を活かした基幹的な都市公園の整備と既存公園の機能充実、集落地における身近に憩う公園・広場やオープンスペースの確保が求められている。
- ・主な緑の資源としては、鎌田川や東花輪川（山伏川）等の河川の水辺、今川の桜並木・キショウブ、山伏川の桜並木・アジサイ等の花の風景、本妙寺・天白神社等の社寺林、沼天神、みのぶ道、旧鎌倉街道等の古道、ゲンジボタル発生地や旧蛭見橋等の歴史資源、山なみの眺望景観などがあげられる。

【緑の課題】

- 既存集落地の豊かな水辺環境や郷土景観の活用など、地域特性を活かした基幹的な都市公園の整備が必要
- 防災等を考慮した既存公園の機能強化、集落地域の身近な公園・広場や緑のオープンスペースの確保が必要
- 一団の優良農地の保全と農地と共生する良好な住環境の維持、山伏川の桜並木など、身近な自然環境の保全と活用が必要
- 拠点周辺の率先した景観形成や、旧来の郷土景観を守り活かす中央地域らしい景観まちづくりが必要
- 緑と花のまちの拠点の積極的な緑化の推進と、既存集落地や市街地の特性を考慮した緑化を進めることが必要

(2) 緑のまちづくり方針

■緑のまちづくりの目標

水辺環境と郷土の景観を活かし
まちの拠点を創出する先導的な緑のまちづくりを進めます

■主な取り組み方針

■郷土景観を表象し、水と緑が調和した都市公園の整備を推進します

- 東花輪川（山伏川）の改修や河川管理用道路の整備と併せて、桜やアジサイと水辺空間が調和し、隣接する西部地域の商業空間と連携して賑わいと交流を創出する（仮称）東花輪川河川公園の整備を推進します。併せて、山伏川の桜並木の保全と親水機能の向上、桜並木沿いの農道を活用した遊歩道整備、眺望スポットの確保などを検討します。

■既存公園の利活用、多様な緑の資源を活用したまちの庭づくりを促進します

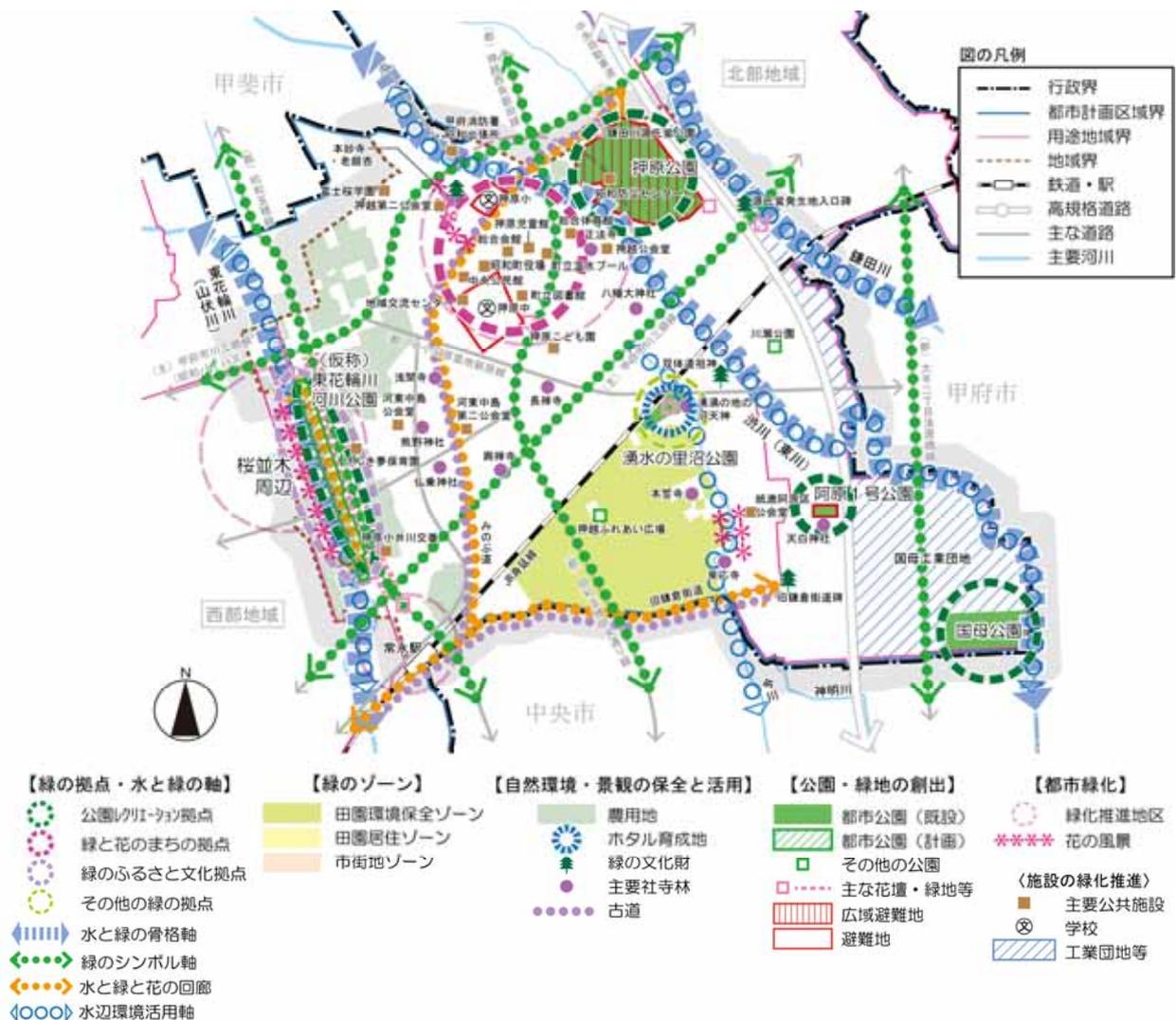
- 押原公園、阿原1号公園、国母公園、湧水の里沼公園等の既存公園は、防災機能やイベント開催等のレクリエーション機能の強化など、利用ニーズに応じた機能強化と緑の拠点の魅力の向上を図ります。
- 押原公園は、基幹的な都市公園として、防災機能の強化を推進します。
- 集落地においては、街区公園等の拡充に努めるとともに、まとまりある樹林地、社寺林、道路・河川沿いの空地・耕作放棄地等を活用した花壇・緑地整備を促進し、地域の防災性の向上と緑のオープンスペースとなるまちの庭づくりを促進します。

■優良農地の維持・保全と、花とホタルを育むシンボリックな水辺空間を創出します

- 一団の優良農地の積極的な保全と都市近郊型農業の振興、農地の多面的機能の有効活用を促進します。
- 集落地に点在する耕作放棄地や低未利用地等については、農地の集約化、土地利用転換や計画的な宅地化の誘導、耕作放棄地を活用した緑のオープンスペースの確保等による適切な有効活用を検討します。
- 河川改修等に併せた鎌田川や東花輪川（山伏川）の親水空間の確保、公園や遊歩道等との一体的な整備に努め、レクリエーションの場の創出と交流・地域振興への活用を図ります。
- 自然環境保全事業や桜保全事業による今川のキショウブ、山伏川の桜並木の維持・保全を推進します。

- 河川、水路、農地、社寺林、屋敷林等の身近な自然環境の維持・保全に努めるとともに、湧水の里沼公園周辺でのホタルの育成活動など「ゲンジボタル復活支援事業」を促進します。また、主要拠点を結び茨川の沿川緑化を進め、水と緑の骨格軸の形成を図ります。
- **地域特性を活かし、郷土景観の継承と先導的な景観まちづくりを推進します**
- 地域及び町の景観形成を牽引する緑と花のまちの拠点周辺は、先導的な景観まちづくりを推進します。
- 河川水系とうるおいある水辺環境、桜並木やキショウブ等の水辺の花の風景、ホタルの育成、田園の広がりや集落景観、みのぶ道や日鎌倉街道、富士山等の良好な眺望景観は、郷土の景観形成と交流・地域振興に資する重要な緑の資源として、地域景観の形成やフットパス・散歩路づくり等への積極的な活用を図ります。
- **良好な環境と調和した風格あるシンボリックな緑化を促進します**
- 公共施設が集積する緑と花のまちの拠点周辺は、連続性のある街路樹や緑道整備、幹線道路や公共施設周辺の緑化、まちの庭づくりの充実、シンボル植栽、屋敷林や樹林地の保全、地区計画の活用など、緑化に関する啓発や先導的なモデルとなるよう、風格あるシンボリックな緑化を促進します。
- (仮称) 東花輪川河川公園周辺は、河川沿いの空地や低未利用地等を活用し、水辺や周辺景観と調和した緑化、桜並木の維持・保全、遊歩道整備やフットパスづくりなど、彩りと魅力ある緑化を推進します。
- 土地区画整理事業が行われた地区は、地区計画等による計画的な都市緑化を促進します。既存集落地は、屋敷林や社寺林など身近な緑の保全に努めるとともに、適正な土地利用による農地と共生した良好な集落環境の向上、生け垣化やオープンガーデンの促進等による緑豊かなまちなみの維持・向上に努めます。
- **四季の彩りを楽しみ、交流を高める水と緑が融合したネットワークを形成します**
- 水と緑の骨格軸及び水辺環境活用軸となる東花輪川(山伏川)、今川等の河川空間や桜並木、緑のシンボル軸となる道路空間、水路や古道、里道等を活用し、連続性のある緑化、修景整備やサイン整備、農地の緑と花の風景の活用、まちの庭づくりの促進、フットパスやふるさとの散歩路づくりなどを進め、多様な拠点と主要公園、点在する緑の資源や地域の住民活動を有機的に結び、四季の彩りを楽しみ交流を高める水と緑が融合したネットワークを形成します。

■ 中央地域—緑のプラン図



3. 西部地域

(1) 緑の特性と課題

【地域概要と緑の特性】

- ・地域は、町西側の釜無川に隣接し、平坦な地形に常永川や東花輪川（山伏川）等の河川が縦断している。北側の築地新居地区の一部の市街化調整区域を除き、地域の大半は都市化が進行する住宅市街地となっている。
- ・地域を（主）甲斐中央線が縦断、昭和バイパス等が横断し、JR 身延線常永駅が立地する交通利便性の高い地域であり、工業団地や大規模商業施設の立地など、都市機能が集約したコンパクトにまとまった市街地が形成されている。また、大規模商業施設周辺は山梨県都市計画マスタープランにおいて都市機能補完地区に位置づけられている。
- ・JR 身延線北側と常永川西側に一団のまとまった優良農地が残されているが、市街地や集落地周辺に点在する農地においては耕作放棄地の増加が懸念されている。また、地域は土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備が行われ、常永地区と鍛冶新居地区の2地区に地区計画が指定されており、良好な住宅地が形成されている。
- ・都市公園は常永ゆめ広場が整備され、その他常永公園、釜無工業団地公園等の公園・広場が整備されているが、都市や賑わい空間に与える基幹的な都市公園の整備と既存公園の機能充実が求められている。
- ・主な緑の資源としては、常永川、東花輪川（山伏川）等の河川、地下水・湧水等の豊富な水資源、山伏川の桜並木・アジサイ、常永川のコスモス街道等の四季の花の風景、河西諏訪神社の桜並木や妙福寺等の社寺林、霞堤、みのぶ道等の古道、築地新道の碑等の歴史資源、山なみの良好な眺望景観などがあげられる。

【緑の課題】

- 東花輪川（山伏川）の水辺空間と隣接する賑わい空間を活用した交流を育む基幹的な都市公園の整備が必要
- 防災等を考慮した既存公園の機能強化と身近な公園・広場の整備・充実、市街地の緑のスポットの確保が必要
- 一団の優良農地の保全、農地と共生する良好な市街地環境の維持、東花輪川（山伏川）等の水辺環境や地下水・湧水等の水資源、桜並木など良好な自然環境の保全と活用が必要
- 豊かな水辺環境と水に関する地域資源、花の風景、田園景観等が融合した個性ある都市景観の創出が必要
- 交流を育む緑の育成と地域特性に応じた緑化の促進、緑あふれる良好な市街地・集落地の形成が必要

(2) 緑のまちづくり方針

■緑のまちづくりの目標

水を核とした良好な資源を活かし
彩りと賑わい・交流を育む緑のまちづくりを進めます

■主な取り組み方針

■水辺環境を活かした賑わいと交流を育む都市公園の整備を推進します

- 東花輪川（山伏川）の河川改修や河川管理用道路の整備と併せ、隣接する商業空間との一体的な修景整備に努め、桜やアジサイと水辺空間が調和し、交流と賑わいを創出する（仮称）東花輪川河川公園の整備を推進します。併せて、山伏川の桜並木の保全と親水機能の向上、桜並木沿いの農道を活用した遊歩道整備、眺望スポットの確保などを検討します。

■既存の公園・広場の魅力を高め、緑に親しむスポットづくりを促進します

- 常永ゆめ広場、常永公園、釜無工業団地公園等の既存公園は、防災機能や農業体験等のレクリエーション機能の強化など、利用ニーズに応じた機能強化と緑の拠点の魅力を向上を図ります。
- 開発行為に伴う公園の拡充整備、道路・河川沿いの空地・低未利用地等を活用したまちの庭づくりを促進するとともに、地域交流を担う緑のスポットづくりを促進します。

■豊富な水資源、優良農地、公園など、水と緑豊かな地域環境の維持と活用を図ります

- 一団の優良農地の計画的な保全と都市近郊型農業の振興、農地の多面的機能の有効活用を図ります。
- 市街地及び周辺に点在する耕作放棄地や低未利用地等については、農地の集約化や土地利用転換等の適切な土地利用誘導を図ります。
- 河川改修等に併せた東花輪川（山伏川）の親水空間の確保と桜並木の維持・保全、公園や遊歩道等との一体的な環境整備に努め、レクリエーションの場の創出と地域交流・活性化への活用を図ります。
- 河川の水辺環境や地下水源の積極的な維持・保全とともに、身近な自然資源である水辺の緑や諏訪神社等の社叢林、屋敷林等の維持・保全に努め、環境学習の場や住民の憩いの場としての活用を検討します。

■ 水に培われた特色ある風景を活かし、個性ある都市景観を創出します

- 豊かな水のまちを表象する河川や水路、湧水・地下水等の水資源、桜並木やアジサイ、コスモス等の水辺の花の風景、広がりある田園風景、富士山等の良好な眺望景観、霞堤等の文化財やみのぶ道等の古道、地域の成り立ちや生業等の水に関わる生活文化の歴史など、本町の特色ある風景を活かすため、これらの保全と周辺を含めた修景整備、緑地・スポット整備、歩行者ルート整備等を検討します。また、水に培われた風景と都市的景観が融合した個性ある景観の創出を図ります。
- 地区各々の風景資産を活かしながら、都市と自然環境、歴史文化が共生した市街地景観の形成に努めます。

■ 賑わいと交流を育む市街地の効果的な緑化を促進します

- (仮称) 東花輪川河川公園周辺は、河川沿いの空地や低未利用地等を活用し、水辺や周辺景観と調和した緑化、桜並木の維持・保全、幹線道路や公共施設周辺の緑化、まちの庭づくりの充実、遊歩道整備やまちなかフットパスづくりなど、交流と賑わいを演出する魅力ある緑化を促進します。
- 鉄道玄関口となる常永駅周辺は、花植えなど駅周辺の修景、街路樹の整備、鉄道敷周辺の低未利用地や道路境界部等を活用した花壇・緑地の整備など、地域の顔となる緑化を促進します。
- 土地区画整理事業が行われた地区は、地区計画や緑地協定等による計画的な都市緑化を促進します。住宅市街地は、生け垣化やオープンガーデンの促進等により、水と緑の豊かなまちなみの創出に努めます。また、既存集落地は、身近な緑の保全と緑豊かなまちなみの維持・向上に努めます。

■ 快適な都市環境と水と緑にふれあい親しむネットワークを形成します

- 水と緑の骨格軸及び水辺環境活用軸となる常永川、東花輪川(山伏川)等の河川空間や桜並木、緑のシンボル軸となる道路空間、水路や古道等を活用し、連続性のある緑化、修景整備やサイン整備、農地の緑と花の風景の活用、まちの庭づくりの促進、フットパスや散歩路づくりなどを進め、多様な拠点と主要公園、点在する緑の資源や地域の住民活動を有機的に結び、身近に水と緑に親しみ、快適な都市環境を創出する系統的な緑のネットワークを形成します。

■ 西部地域一緑のプラン図



第5章

計画の実現に向けて



第5章 計画の実現に向けて

1. 協働による緑のまちづくりの推進

(1) 協働による緑のまちづくりの考え方

これまでの緑のまちづくりの取り組みを踏まえ、今後、さらに計画に基づき緑の保全や創出、育成を総合的に推進していくためには、行政をはじめとし、昭和町に住み・活動する全ての人々がそれぞれの役割を理解し、相互に連携をとりながら、できることから実践していくことが重要です。

そのため、本計画の将来像に掲げた「みんなで彩る緑と花があふれるまち」を目指し、緑のまちづくりに関わる各主体が、連携・協働することにより、着実な取り組みを進めていきます。

■各主体の取り組み

■町民

町民は、緑のまちづくりを担う中心的な役割を果たしていくことが期待されます。そのため、緑や自然が町や地域の財産であることを理解し、慈しみ、育む気持を育て、身近なところから緑のまちづくりに主体性を持って関わり、その活動の輪を広げていくことが求められます。

■ボランティアやNPO等の団体・組織

これまで、本町の緑のまちづくりは、地区の組織やボランティア等が大きな役割を担ってきています。ボランティアやNPO等の団体・組織は、今後も、住民の主体的な緑のまちづくり活動を牽引していくことが期待されます。さらに、独自の知識や経験を持つ団体・組織の活動や人材育成を進め、個々の住民活動を側面から支える役割を担うことが求められます。

■事業者等

事業者等は、地域の一員として緑を含めた環境の保全・育成に貢献するよう努めることが求められます。また、事業活動が緑や環境に対して過度の影響を与えないように配慮するとともに、住民活動や町の施策などに協力することが求められます。

■行政

行政は、緑のまちづくりの先導役であり、緑に関連する施策について総合的な視点を持ち、推進していくことが求められます。

そのため、庁内関連各課や関係機関と十分に連携を図り、効率的で効果的な施策の展開と推進の舵取り役を担います。また、必要な情報の提供などに積極的に取り組み、各主体を結ぶ役割を担い、制度の活用や整備に努めます。



昭和町緑のまちづくりの基本理念

緑を中心にみんなが関わり、緑を慈しみ、育むまちづくりを目指します

②住民参加の促進と活動のネットワーク

①町民主体の緑の保全と育成、緑化活動等の促進

本町は、住民ボランティアによるコスモスの植栽、道路沿いの花植え、花壇の維持管理、事業者等との協働による花壇づくりなど、実に様々な人々が花植えや緑の維持管理、清掃等の活動に関わっています。

このような、緑化活動や公園・河川等の維持管理、ホタルなどの貴重な動植物の保存・育成活動など、町民の自主的な緑のまちづくり活動を一層促進していくとともに、事業者等との協働による緑化や緑の募金、花いっぱい運動、地区の花植えへの助成など、支援策の充実に努めていきます。

また、緑を慈しむ普及活動、ボランティア、専門家、アドバイザーといった団体や人材の育成、効果的なPR・啓発手法の検討など、花や緑への愛着を高める機会づくりに取り組んでいきます。

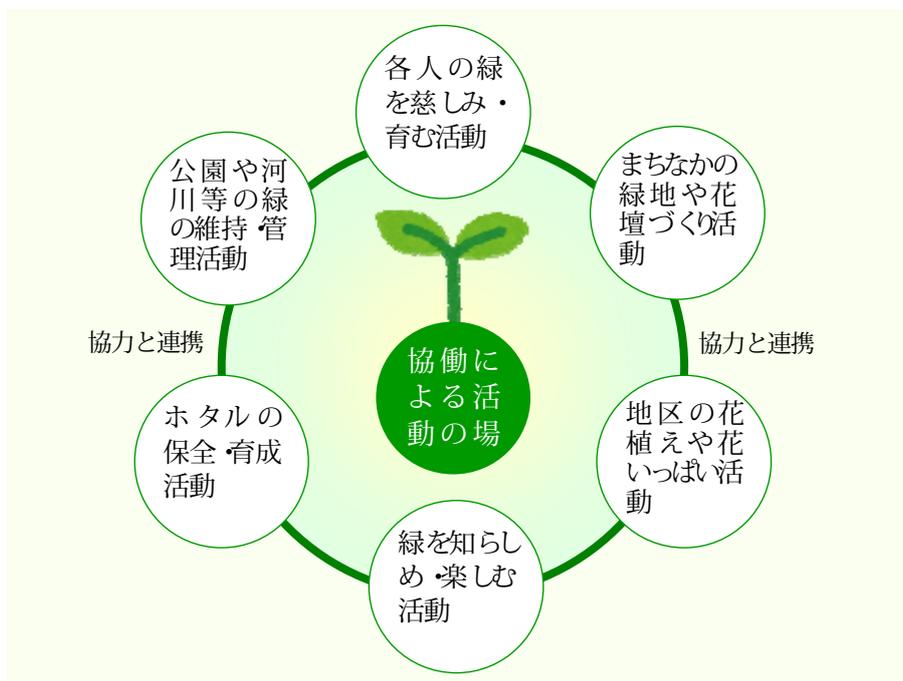
②活動の場づくりとネットワーク

緑を守り・育むためには、身近なところから自然や緑を慈しむ人を育てることが重要であり、その芽を絶やさぬよう、多くの人と手を携え、緑のある豊かな暮らしを共有することが大切です。

本町には、緑の保全・育成や花植え、樹木等の維持管理、清掃などの多様な活動に関わる様々な人や団体があります。

そのため、これまでの活動や成果の周知を図るとともに、自発的な各主体の活動を通し、緑が地域の宝物として大きな役割を果たしていくよう、相互の理解と信頼関係のもとで連携・協働する緑の活動のネットワークを促進します。また、住民の身近な緑化活動や地域で行われている活動の連携がスムーズに図れるよう、話し合いや情報交換等の場となる「活動の核」づくりに取り組んでいきます。

■活動の場づくりとネットワークのイメージ



③緑のまちづくりへの住民意向の反映

緑のまちづくりの推進に向け、行政の取り組みや多様な住民活動等の情報発信に努めるとともに、事業の検討や計画の実施に際しては、アンケート調査やパブリックコメント（町民意見提出制度）の実施、ワークショップの開催等を通じて、広く町民意向の把握に努めます。

また、公園・緑地整備にあたっては、計画の初期段階からの地域住民意向の反映や、住民が主体となった緑の維持・管理など、住民や地域が緑のまちづくりに積極的に係わり、協働していくような仕組みづくりに取り組んでいきます。

③計画の推進を支える体制づくり

①庁内体制の強化

本計画の策定に際しては、初期の段階で住民ワークショップを立ち上げ、多様な意向を整理しながら、庁内検討会議や関係課、住民、関係組織等による策定委員会で検討・調整を進めてきました。今後の緑のまちづくりにおいても、引き続きこのような住民参加と横断的な組織体制のもとに、施策の展開を図ることが重要です。

一方、緑の基本計画を推進するうえで、町の取り組み体制は最も基本となります。緑に関する施策は、公園の整備・管理部局、環境、土木、農業関連部局等がそれぞれに推進するだけでは、十分な効果を発揮することができません。本町では「緑化推進委員会」を設置していますが、計画を円滑に推進していくためにも、行政組織の横断的な連携を強化し、庁内組織体制の充実に努めていきます。

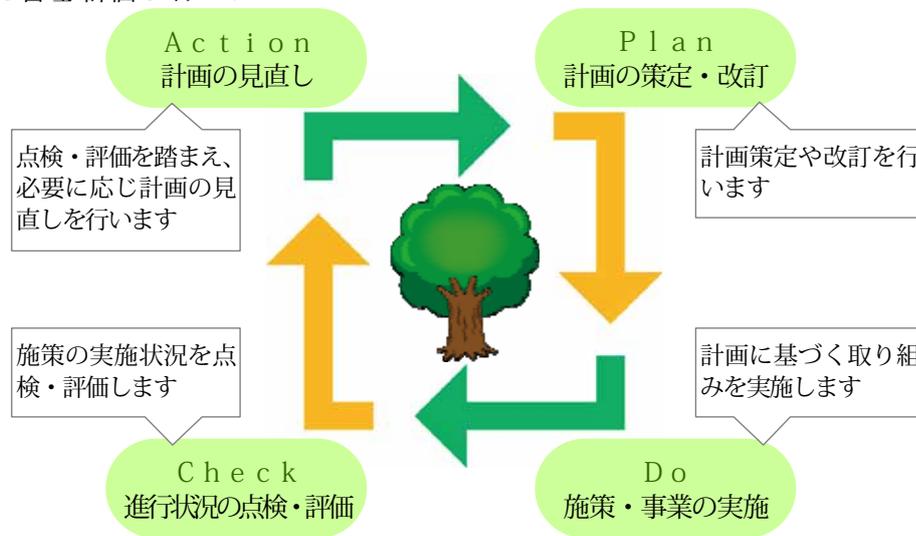
また、当面は、緑に関する情報の共有化とともに、先導的・段階的に推進すべき施策に応じた庁内連絡調整会議の設置など、総合的かつ計画的に取り組む体制づくりを検討していきます。

②計画の進行管理

社会情勢などの変化に伴い、緑や公園に対するニーズも変化します。このような変化に柔軟かつ的確に対応した施策を推進するためには、継続的な施策や事業などの点検・評価や有効性・必要性のチェックなど、施策の実施を着実に推進し、定期的な進行管理を行うことが重要です。このため、PDCAサイクル（マネジメントサイクル）の考え方を取り入れた進行管理を検討します。

また、施策の実施状況や社会情勢の変化などに適切に対応していくため、必要に応じて適宜計画の見直しを行い、計画内容の充実に努めます。

■計画推進の管理 評価のイメージ



③計画推進に向けた財源の確保

緑や公園の保全、整備、維持管理には多大な費用を要します。一方、近年の行財政運営は厳しい状況が続いており、限られた財源を有効に活用するためにも、個々の施策の優先順位を柔軟な視点に立って検討することが必要です。また、町のアイデンティティともなる緑の環境を守る財源の確保に努めることも必要です。

そのため、「緑の募金」などの各種取り組みの充実に努めるほか、緑の保全・創出に係わる新たな制度を検討します。また、借地による公園整備やPFI*などによる民間資金を導入する仕組みづくり、国・県の補助制度を活用するなど、効率的・効果的な施策の実施に努めていきます。

注) * P F I : 英語のプライベート・ファイナンス・イニシアティブ (Private Finance Initiative) の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。この導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供が期待されます。

2. 先導的な緑のまちづくりの推進

緑のまちづくりを効果的に推進するためには、戦略的・計画的な取り組みが重要です。そのため、緑のまちづくり推進施策のうち、特に、複合的な視点から取り組みの波及効果が期待される次の3つの施策について、先導的・積極的な推進を図っていきます。

また、本町の特徴である豊かな水資源や身近な緑の資源などの「守る緑」については、協働による多様な手法を検討・充実し、継続的に取り組んでいきます。

創る 地域に愛されるシンボリックな都市公園の整備を推進します

本計画の目標に掲げた「都市公園は目標年次までに住民一人当たり 10 m²以上」を目指し、公園・緑地の整備方針に提示した3箇所の基幹的な都市公園の整備を積極的に展開します。

公園整備に際しては、地域住民に永く愛される個性と魅力あるシンボリックな公園となるよう、地域の特性を活かし、多様なニーズを反映するなど質の向上に努めるとともに、ワークショップの実施など計画段階からの住民参加を促進します。また、アダプトプログラム（里親制度）の導入を検討し、住民による運営や維持管理システムを検討していきます。

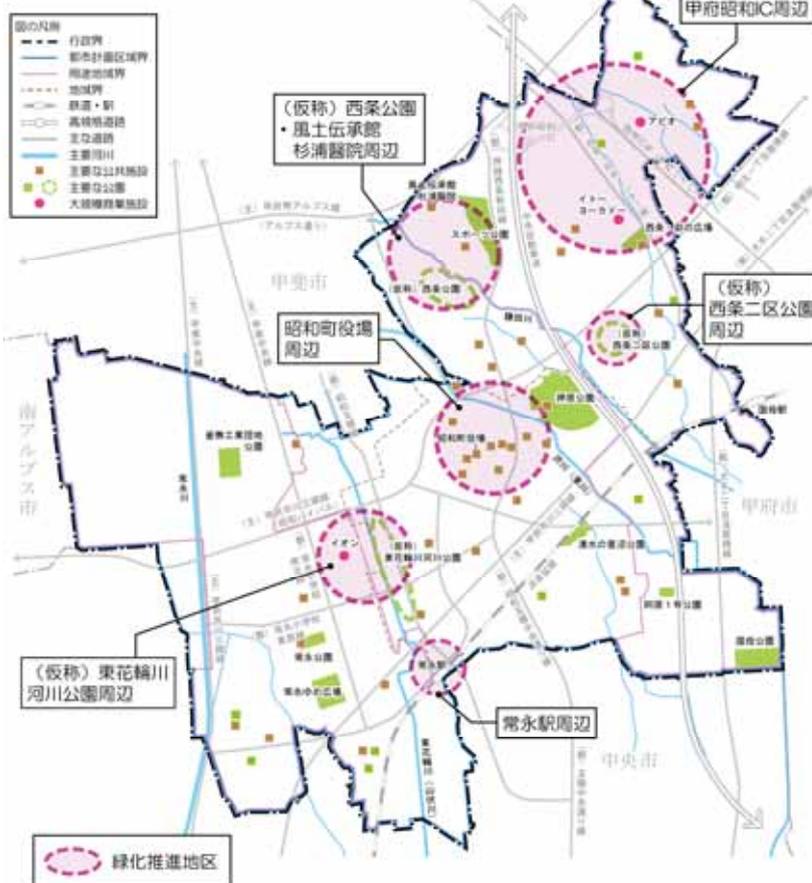
彩る 緑化推進地区の地区特性に応じた積極的な緑化を推進します

緑化推進地区は、本町の緑の基本計画の施策を牽引・先導する大きな役割を担っています。緑の将来像に基づく計画の実現性を高めるため、次の6つの緑化推進地区を設定し、先導的・重点的に緑化を推進していきます。特に、公園や道路整備等の公共事業が行われる地区については、その機会と連動し、周辺と一体となった積極的な緑化を図っていきます。

緑化推進に際しては、シンボリックな公園の整備、身近な公園・緑地の充実、河川や道路等の地区特性に応じた緑化の推進、町の木「オトメツバキ」、町の花「レンゲ」のブランド化や自生種の活用、地区住民との協働による緑化活動の促進に努め、「緑と花があふれるまちなみ」の創出を目指します。

また、まちの庭づくりと併せ、水路や里道、裏道なども活用し、地区住民との協働により、暮らしの中から緑と花があふれる、きめ細やかな身近な緑の創出とネットワーク化に努めていきます。

■緑化推進地区



■緑化推進地区の主な取組み方針

●昭和町役場周辺

- ・緑と花のまちの拠点として、公共施設が集積する一帯の効果的な緑化、幹線道路等の連続性ある街路樹植栽や緑道整備、シンボル植栽やまちの庭づくりの充実、屋敷林や樹林地の保全、地区計画の活用など、緑化に関する啓発や先導的なモデルとなるよう、風格あるシンボリックな緑化を促進する。

●甲府昭和 IC 周辺

- ・広域交通の玄関口として、幹線道路や公共施設周辺の緑化、街路樹や花壇・緑地の整備など、地区計画や緑地協定等との連携を図り、秩序ある市街地緑化やモデルとなる計画的な緑化を促進する。

●(仮称)東花輪川河川公園周辺

- ・賑わい・交流空間となる公園整備と併せ、河川沿いの空地や低未利用地等を活用した親水空間の創出や周辺景観と調和した緑化、遊歩道整備やフットパスづくり、桜並木の維持・保全、幹線道路の緑化推進、まちの庭づくりの充実など、交流と賑わいを演出する彩りある緑化を促進する。

●常永駅周辺

- ・鉄道駅の玄関口として、花による駅周辺の修景、街路樹の整備、鉄道敷周辺の低未利用地や道路境界部等を活用した花壇・緑地の整備など、地域の顔となる緑化を促進する。

●(仮称)西条公園・風土伝承館杉浦醫院周辺

- ・新たな公園整備、鎌田川の河川改修と併せた親水空間の創出、杉浦醫院等の歴史文化施設の緑地や甲府市水道局スポーツ施設の松林等が一体となった修景など、緑を介した交流振興や都市化の進展に伴う地区防災性の向上等に向け、地域環境と調和した緑化を促進する。

●(仮称)西条二区公園周辺

- ・周辺社寺林や屋敷林の保全、みのぶ道等の歴史資源の活用、地区防災性の向上等に向け、新たな公園整備と併せ、隣接する公共施設整備や鎌田川の親水空間と一体となった魅力ある緑化を促進する。

「育む」身近な緑と地域コミュニティを育む まちの庭づくりを促進します

本町は、住民や事業者等の積極的な参加により、空地や残地等を活用した緑地や花壇づくりを推進し、まちなかに彩りとうるおいの場を創出しています。

本町の緑の育成は、オープンガーデン等の身近な個々の庭づくりから、地域で緑を大切に育むまちの庭づくりへと活動を波及・充実させます。さらに、緑を通じて地域コミュニティを醸成し、交流の場、環境教育や郷土教育の場となるよう、小さな緑のつながりや活動を積極的に展開していきます。

まちの庭づくりにあたっては、緑の保全・育成に関する制度や支援の充実とともに、住民、事業者等、行政のパートナーシップで取り組む「(仮称)昭和町緑の運営会議」の設置を検討します。また、地域に即した柔軟な対応を図ることができるよう、活動の場や内容に応じた取り組み手法や参加形態の検討、区や学校等の団体・組織との連携など、緑のまちづくりに向けた活動の核づくりを検討していきます。

さらに、緑の基本計画に基づき、必要に応じて、住民や事業者等の活動への支援体制や緑化に関する助成など、基本となる事項を定めた「昭和町緑のまちづくり条例」の検討を図ります。

3. 緑の基本計画の効果的な運用

(1) 緑の基本計画推進プログラム」に基づく計画の推進

昭和町緑の基本計画は、概ね20年後を見据えた長期計画であることから、計画を実現していくためには実現の可能性や事業効果、財源の確保等を踏まえながら、計画的かつ段階的に実施していくことが必要です。

そのため、「昭和町第6次総合計画」をはじめ、「昭和町都市計画マスタープラン」、「農業振興地域整備計画」等の各種計画との整合を図りながら、当面の目標年次（中間年次（平成37年））を目指した「緑の基本計画推進プログラム」の検討を行い、これに基づく計画の推進を図ります。

(2) 国、県、周辺都市との連携による計画の推進

緑や河川は町域を超えて連続しています。このため、国や県の広域的な計画との整合を図るとともに、周辺市町と連携しながら計画の推進を図ります。

また、計画内容のうち、広域的にも重要な緑、県や国が管理する河川、道路等の施設については、町が窓口となり、必要に応じて計画、事業、保全措置などの連携と要請を行うとともに、町民要望についてもその意向を伝えていきます。

一方、「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、都市公園法、都市緑地法、生産緑地法、都市計画法、建築基準法等の関連法案が一体的に改正されました。今後、これらの法改正に伴い、本町においても、長期的視点から関係法令及び国や県の取り組みとの調整を図りながら、緑のまちづくりに向けた必要な施策を総合的に検討していきます。



・四季を感じさせる山伏川沿いの花と緑



■ 参考資料



■ 参考資料

1. 策定経過

<p>【平成27年度】</p> <p>■ 現況調査</p>	<p>平成28年 2月 ◇資料・文献調査 ◇現況調査・分析</p>
<p>【平成28年度】</p> <p>■ アンケート調査 ■ ヒアリング調査 ■ 住民ワークショップ ■ 課題の整理 ■ 計画立案</p>	<p>平成28年 5月 ○アンケート調査（住民アンケート調査、企業アンケート調査、町外からの通勤者アンケート調査）</p> <p>6月 ●第1回住民ワークショップ</p> <p>8月 ●第2回住民ワークショップ ◇関係各課ヒアリング ●第3回住民ワークショップ</p> <p>9月 ●第4回住民ワークショップ</p> <p>11月 ●第5回住民ワークショップ（「まちづくり住民プラン」の提出と意見交換）</p> <p>平成29年 1月 ◇町議会議員の意見を聞く会</p>
<p>【平成29年度】</p> <p>■ 計画立案 ■ 調整と協議 ■ 住民説明 ■ 緑の基本計画の決定</p>	<p>平成29年 5月 □第1回庁内検討会議</p> <p>6月 ■第1回策定委員会</p> <p>8月 □第2回庁内検討会議</p> <p>10月 ■第2回策定委員会</p> <p>11月 □第3回庁内検討会議</p> <p>12月 ◇町議会への説明 ■第3回策定委員会</p> <p>平成30年 1月 ○住民説明会 ○パブリックコメントの実施</p> <p>2月 ◇都市計画審議会への諮問・答申</p> <p>3月 ◇「昭和町緑の基本計画」の決定</p>

2. 住民ワークショップの概要

(1) 住民ワークショップの概要

■ 住民ワークショップの目的と進め方

■ 住民ワークショップの目的

- 緑のまちづくりに向けた検討
- 昭和町への提案書の提出
- 策定委員会への住民提案の提示と代表者参画
- 計画書への住民提案の反映

■ 住民ワークショップの進め方

- 平成 28 年 5 月～11 月 計 5 回開催
(提案書提出含む)
- ワークショップ手法による協議
- 各回の協議のまとめ、各回ニュースの発行



・住民ワークショップの様子



・まちづくり住民プラン(表紙)



・住民ワークショップメンバー(町長を囲んで)

(2) 住民ワークショップメンバー名簿

北部地域

(順不同、敬称略)

阿井美代子	宮川 哲治	深川 謹一	金子 昌司
込山 正一	井口 芳明	越水 勇	望月 勇
島田 ひろみ	古屋 幹雄	中所 一夫	

中央地域

雨宮 敏明	三神 幸雄	中澤 誠	塚田 栄雄
泉 敏弘	田中 博愛	山本 哲	

西部地域

篠原 広樹	田中 秀朗	夏秋 俊克	志村 佳紀
高野 清治	山崎 豊	小澤 光	山本 和真
石田 玉江	田中 俊彦	山本 ニコラス	細田 健
塚原 将文	河西 芳彦	小澤 正史	磯部 正

3. 緑の基本計画策定メンバー

(1) 策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

所属	職名等	氏名	備考
学識経験者	山梨大学 大学院 教授	大山 勲	委員長
議会代表	昭和町議会 議長	塚原 将司	副委員長
	昭和町議会 副議長	遠藤 辰男	
	昭和町議会 産業土木常任委員会委員長	薬袋 義久	
関係機関	山梨県 都市計画課 まちづくり推進企画監	有泉 修	
	都市計画審議会 会長	中澤 正志	
関係団体代表	商工会 会長	河西 忠則	
	農業委員会 会長	塩田 正和	
	愛育会 会長	曾根 真由美	
	女性団体連絡協議会 会長	篠原 頼子	
町民代表	区長会 会長	河西 芳彦	
	区長会 副会長	曾根 孝順	
	区長会 副会長	磯部 光美	
	土木委員会 会長	佐野 一広	
	環境保健委員会 会長	藤原 健一	
住民ワークショップ代表	西条地区代表	込山 正一	
	押原地区代表	山本 哲	
	常永地区代表	田中 秀朗	
行政代表	副町長	志村 武夫	



・策定委員会

②庁内検討会議名簿

(順不同、敬称略)

職名	氏名	備考
副町長	志村 武夫	
会計管理者	長田 信夫	
総務課長	渥美 幸久	
企画財政課長	今澤 幸広	
環境経済課長	秋山 高一郎	
都市整備課長	秋山 隆	
下水道課長	篠原 正浩	
建設課長	永井 敏男	



・庁内検討会議

③事務局名簿

(順不同、敬称略)

課名	担当	氏名	備考
都市整備課	課長	秋山 隆	
	公園管理・区画整理係長	伊藤 辰美	
	都市整備係長	内藤 寛文	
	都市整備係長	影山 拓史	平成27年3月まで
	主査	伊藤 潤	平成28年3月まで
	主査	望月 明子	
	主任	上田 翔太	

4. 用語解説

あ 行

アイデンティティ

国・民族・地域・組織など、ある特定集団への帰属意識、同一性などのこと。例えば町のアイデンティティとは、環境や時間の変化にかかわらず一貫して持っているその町の同一性、よりどころといった意味で用いられる。

アダプトプログラム

里親制度のこと。ボランティアとなる住民や団体が里親となって、一定区画（公園など）を自らの養子とみなし、清掃・美化などを行い面倒をみる仕組みのこと。

ウォークラリー

野外で開催され、グループ単位で与えられたクイズなどを解きながら一定の距離を歩くレクリエーションゲームのこと。

NPO（特定非営利活動法人）

ノンプロフィットオーガニゼーション（英語：non-profit organization）の頭文字をとった略語で、行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う住民による非営利の組織のこと。

オープンガーデン

ガーデニングの先進国イギリスで発祥し、個人の庭を開放し、一定期間一般の人々に開放するなど、地域の美化に寄与するボランティア活動のこと。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。

か 行

ガーデニング

家庭で行われる造園や園芸の一種。個人が所有する庭やベランダ等において草花の植栽、柵や石置等での装飾など、庭づくりを楽しむこと。

街区公園

都市公園のひとつで、主として半径 250m 程度の範囲の街区に居住する者の日常的な利用に供することを目的とし、敷地面積を 0.25ha を標準として配置される公園。子どもの遊び場として利用されるなど、都市公園の中で一番身近な公園。

ガイドライン

ある物事に対する方針についての指針・指標のこと。ルールやマナーなどの決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

霞堤（かすみ堤）

堤防のある区間に開口部を設け、その下流側の堤防を堤内地側に延長させて、開口部の上流の堤防と二重になるようにした不連続な堤防のこと。戦国時代に武田信玄により築かれ信玄堤ともいい、霞堤の区間は堤防が折れ重なり、霞がたなびくように見える様子からこう呼ばれた。

協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。まちづくりの場合、住民と行政等がそれぞれの役割を担いながら、ともに協力し取り組みを進めるという意味で使用する。

近隣公園

都市公園のひとつで、主として半径 500m 程度の近隣に居住する者の利用に供することを目的として、敷地面積 2ha を標準として配置される公園。比較的身近な公園で、一時避難場所としても利用されることが多い。

グラウンドワーク

地域住民と企業や行政が連携し、樹木の保全、植樹、緑地づくり、ピオトープづくりなど、地域の身近な環境づくりや改善を行う運動のこと。

グリーンバンク制度

住宅の増改築工事、道路の拡幅工事、公有地における開発転用等に伴い除去される樹木、また、市民・企業等の不用となった庭木等について、緑化に有用と思われるものを無償で譲り受けて登録し、公共施設の緑化や必要とする市民・企業に斡旋を行い再利用する制度のこと。

建築協定

ある区域の土地所有者が、区域内における建築物の用途や形態、構造などに関して、建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定のこと。

コミュニティ

一般的に、地域共同体または地域共同社会のこと。まちづくりの分野では、主に住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりの意味などで使用される。

さ 行

サイン

元来、記号（合図）のことをいうが、まちづくりの分野では標識、案内板、解説板、看板などの総称として用いられる。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化区域以外の区域で、市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域内では原則的に宅地造成などの開発行為が禁じられ（都市計画法 34 条）、市街化を抑制することとしている。

修 景

風景を修復すること。良好な景観形成に向け、現況の景観に対して建築物の外観の改善や、樹木等による遮へいなどで、景観の改良・改善を図ること。

ストック

一般的には、蓄えた物、在庫品などのことをいうが、まちづくりの分野では、道路や建物等の既存の社会基盤施設や資源などのことをいう。

生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のこと。

扇状地

河川が山地から平野に出て、勾配がゆるくなったところに砂礫等が堆積して形成された緩傾斜扇状の地形。

た 行

地域制緑地

日常目にする「緑」のうち、法律や条例による土地利用規制等を通じて一定の担保性が確保されている緑または緑地のこと。代表的なものとして都市緑地法に基づく「緑地保全地域」や「緑地協定」などがある。

地球温暖化

物の燃焼に伴い発生する二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃す赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれる。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地球上の気温が上昇する現象のこと。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などから、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を一体として整備・保全するため定められる計画のこと。住民参加により計画をつくることが必要で、住民や土地所有者からの申し出により決定する場合も多い。

低未利用地

市街地内における遊休化した工場、駐車場、空き地など、有効に利用されていない土地のこと。

鎮守の森

神社に付随して参道や拜所を囲むように維持されている森林の通称。かつては神社を囲むように必ず存在した森林のことで、杜の字をあてることも多い。

都市計画区域

都市計画や土地利用規制等の対象とされる区域。都市の実態や将来の計画を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域であり、県が指定する。

都市緑地

主として、都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図ることを目的として、敷地面積 0.1ha 以上を標準として配置される緑地で、都市公園のひとつ。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、または植樹により都市に緑を増加・回復させ、都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合に際しては、その規模は 0.05ha 以上とされている。

土地区画整理事業

住環境の向上や利用増進を図るため、地区内の土地所有者から土地の一部を提供してもらい（減歩）、その土地を道路や公園などの新たな公共用地として活用することにより、整然とした市街地を整備する事業。

な 行

ニーズ

必要とされること。要求、需要のこと。

ネットワーク

元来は、網細工、網の目のような組織という意味だが、まちづくりの分野では、地域に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅力を出させるために、相互連携を図ること。または、その連携網のこと。

は 行

バーチャル

実体を伴わないさま。仮想的、仮想世界、仮想現実。

パートナーシップ

協力関係のこと。共同、提携などの意味もある。

パブリックコメント

意見公募手続き、意見提出制度のこと。行政など公的な機関が、規制、規則などの制定・改廃、計画の策定などにあたり、原案を事前に公表して住民などから広く意見や情報提供を求め、意思決定に反映させる制度。

PDCA サイクル

事業活動における生産の品質などの管理業務をどのような過程で回す事が効率よく円滑に行えるかという理論・手法のこと。Plan(計画)・Do(実行)・Check(点検・評価)・Action(改善・処置)の頭文字を取って PDCA サイクルと呼ばれている。

PFI

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ(英語: Private Finance Initiative)の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。この導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供が期待される。

ビオトープ

多様な生物が共存・共生できる環境を持った場所や空間のこと。開発事業などに際して積極的に保全、回復、創出が図られる野生生物の育成・生息環境という意味でも用いられる。

ビジョン

将来の構想、展望のこと。また、将来を見通す力、洞察力という意味もある。

ファサード

建築物の正面の外観のこと。側面または背面にも外観として重要な面である場合には、ファサードと呼ぶことがある。

風 致

自然の風景などが持つおもむき、味わいのこと。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観のこと。

付加価値

生産過程で新たに付け加えられる価値のこと。何ら

かのモノを使い、新しいモノを生み出すと元々のモノより高価値なモノとなるような、「価値が付加される」という意味合いで「付加価値」と呼ばれる。一般的には、通常とは異なる、独自の価値やサービスが付随するケースに用いることが多い。

フットパス

英語の footpath のことで、日本語では散歩道、散策路といった言葉がこれにあたる。地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径のことをいう。そうした小径を散策することをフットパスウォークという。

ポケットパーク

歩行者が休憩し、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた小さい広場のこと。ベスト(チョコキ)のポケット程度の小さい公園という意味。

ま 行

緑のカーテン

ツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの。建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー対策のひとつ。

や 行

遊休農地

過去一年間以上にわたって耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザインという意味。年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインとすること。

用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便性の増進のために、地域特性に応じて計画的に建物の用途に一定の制限を行う地域のこと。住居系・商業系・工業系の地域に大別される。

ら 行

緑地協定

都市緑地法に基づく制度で、一団の土地所有者等の全員の合意により、町長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定のこと。

緑被率

一定の区域で、樹林・草地、農地、園地などの緑で

覆われる土地の面積割合のこと。都市政策や住宅政策等において、自然度を表す指標のひとつとして用いられる。

リラクゼーション

休養。息抜き。気晴らし。また、心身の緊張をほぐす技法。

レクリエーション

精神的、肉体的な疲労回復や日常生活に潤いを求めて行う余暇活動のこと。休養、娯楽という意味もある。

わ 行

ワークショップ

作業場・研修会などの意味を持つ。まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や合意形成の手法など多様な協働作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動のことをいう。

昭和町緑の基本計画

平成 30 年 3 月

発 行：昭和町

編 集：都市整備課

〒 409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越 542-2

TEL 055-275-2111 FAX 055-275-2109

URL <https://www.town.showa.yamanashi.jp/>

協 力：株式会社 ブレーンズ
